

史跡周防灘干拓遺跡高泊開作浜五挺唐樋
保存活用計画

令和6年（2024）3月

山陽小野田市教育委員会



口絵1 周防灘から浜五挺唐樋及び有帆川を望む 令和4年(2022)撮影



口絵2 高泊漁港から浜五挺唐樋を望む 令和4年(2022)撮影



口絵3 高泊漁港（湾）側から史跡指定地全体を望む 令和4年（2022）撮影



口絵4 高千帆遊水地側から史跡指定地全体を望む 令和4年（2022）撮影

序

山陽小野田市は山口県の南西部に位置し、市内の中央部から南部にかけての丘陵地や、平地部で発展した市街地を囲むように、北に松獄山、南に竜王山があり、中央部には厚狭川や有帆川が流れ、瀬戸内海に注いでいます。

また、山陽道の宿場として栄えた厚狭をはじめ、海上交通を含めた交通の要衝としての利便性を生かし、江戸時代からの石炭業、明治時代のセメントや窯業などの産業により発展したまちであり、古より自然とともに歴史や文化を形成してきました。

江戸時代以降、山口県の瀬戸内海側では、「開作」と呼ばれる干拓地が多くなっていきます。現在の市域においても海岸線のほとんどが開作によって埋め立てられた土地で、数百年をかけて徐々に現在の形がつけられました。開作事業の中でも初期に行われ、最大規模の事業であったのが、「高泊開作」です。高泊開作は、市域では初めての開作事業であり、その後の市のまちづくりの礎となった歴史的事項です。

この高泊開作に関連する遺跡の一つが国史跡「周防灘干拓遺跡高泊開作浜五挺唐樋」であり、周防灘における萩藩（長州藩）による開作の実態を示す貴重な遺跡であることから、山口市の「名田島新開作南蛮樋」とともに平成8年（1996）3月に国史跡に指定されました。

山陽小野田市ではこの史跡を後世まで保存し、貴重な地域の宝として守り伝えていくため、令和4年度（2022）に学識経験者や地元関係者で構成される「史跡周防灘干拓遺跡高泊開作浜五挺唐樋保存活用計画策定委員会」を設置し、2年にわたり史跡に関連した古文書の調査や現地の測量などを行い、史跡の本質的価値やその構成要素を明らかにしてきました。そしてここに、史跡を適切に保存管理するための取扱基準や、その価値を伝えていくための活用や整備の方針、さらに今後の運営・体制について定めた「史跡周防灘干拓遺跡高泊開作浜五挺唐樋保存活用計画」を策定いたしました。

この計画が、山陽小野田市の文化財を知っていただく契機となり、新たな魅力を発見することで、郷土愛の醸成が図られることを期待しています。

結びに、本計画の策定にあたり、御尽力いただいた保存活用計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、文化庁、山口県ならびに関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和6年（2024）3月

山陽小野田市教育委員会
教育長 長友 義彦

例言

1. 本書は山口県山陽小野田市に所在する史跡周防灘干拓遺跡高泊開作浜五挺唐樋の保存活用計画である。
2. 本計画の策定事業は、山陽小野田市教育委員会事務局社会教育課（以下、「市社会教育課」とする。）および山陽小野田市歴史民俗資料館（以下、「市歴史民俗資料館」とする。）が主体となり、令和4年度（2022）・5年度（2023）の2か年度にかけて国庫補助事業として行った。
3. 本計画の策定にあたり、史跡周防灘干拓遺跡高泊開作浜五挺唐樋保存活用計画策定委員会を設け、委員および文化庁文化財第二課、山口県観光スポーツ文化振興課から指導・助言を受けた。
4. 本計画の編集は、市社会教育課が行い、策定支援を株式会社修復技術システムに業務委託した。
5. 史跡の現状の測量については有限会社瀬口事務所に業務委託した。本計画に掲載している現在の浜五挺唐樋展開図・断面図は本委託業務による成果として提供を受けたものである。
6. 本書に掲載している写真は、市社会教育課、市歴史民俗資料館、株式会社修復技術システムが撮影・保管したものを掲載した。加えて、山口市教育委員会、山陽小野田市立高泊小学校、個人より提供を受けたものもある。
また、本書に掲載している航空写真及び論考・資料編に掲載している古文書の写真は、令和4年度に国庫補助事業として撮影したもので、前者は、SATORU TOTANI DESIGN OFFICEへ委託し、後者は、有限会社原印刷所に委託して撮影したものの一部である。
7. 本書に掲載している図・表は、市社会教育課、市歴史民俗資料館、株式会社修復技術システムが作成したものを掲載した。
8. 本書第2章第2節「史跡周辺の環境」の2自然環境（1）地形・地質の部分（24頁から27頁）、第7章保存管理第1節「保存管理の現状と課題」の1保存管理の現状（1）遺構の保存状況及び土地利用の状況の岩盤の現状箇所の部分（67頁）、第9章整備第1節「整備の現状と課題」の2整備の課題（1）史跡の保存のための整備の（ウ）の部分（88頁から89頁）は、山口大学名誉教授武田賢治氏に執筆いただいた。
9. 本書作成に関する資料は、市社会教育課が保管している。

凡例

1. 史跡周防灘干拓遺跡高泊開作浜五挺唐樋は「浜五挺唐樋」とした。ただし、他文献等からの引用部分は除く。
2. 寛文8年（1668）から始まる開作工事については、「高泊開作」・「高泊開作事業」とし、

現在の土地をあらわす場合は「高泊開作地」と区別した。但し、他文献等からの引用部分は除く。

3. 山陽小野田市は、平成 17 年（2003）3 月に、当時の山陽町と小野田市が合併し誕生した市である。そのため本書で合併以前の市町域に関する記述では、前者を「山陽地区」、後者を「小野田地区」とした。

4. 山陽小野田市教育委員会事務局社会教育課は市社会教育課とする。山陽小野田市歴史民俗資料館は市歴史民俗資料館とする。

5. 改元年は、参考にした資料や文献に準じて表記した。

史跡周防灘干拓遺跡高泊開作
浜五挺唐樋保存活用計画

目次

口絵
序文
例言

第1章	計画策定の経緯と目的	1
第1節	策定の経緯	1
第2節	策定の目的	1
第3節	委員会の設置	5
第4節	関連計画、関連法令	9
第5節	計画期間	13
第2章	史跡をとりまく環境	14
第1節	山陽小野田市の概要	14
第2節	史跡周辺の環境	24
第3章	史跡等の概要	32
第1節	指定に至る経緯	32
第2節	指定の状況	32
第3節	指定地の状況	37
第4節	周辺の文化財	38
第4章	史跡の本質的価値	42
第1節	指定時の本質的価値	42
第2節	その後の文献調査で判明したこと	42
第3節	史跡の本質的価値	43
第4節	構成要素の特定	44
第5章	基本理念と基本方針	60
第1節	基本理念	60
第2節	基本方針	60
第6章	調査	62
第1節	調査の現状と課題	62
第2節	調査の方向性	63
第3節	調査の方法	64

第7章 保存管理	65
第1節 保存管理の現状と課題	65
第2節 保存管理の方向性	69
第3節 保存管理の方法	72
第8章 活用	82
第1節 活用の現状と課題	82
第2節 活用の方向性	84
第3節 活用の方法	84
第9章 整備	87
第1節 整備の現状と課題	87
第2節 整備の方向性	90
第3節 整備の方法	91
第10章 運営・体制	94
第1節 運営・体制の現状と課題	94
第2節 運営・体制の方向性	94
第3節 運営・体制の方法	94
第11章 施策の推進計画	96
第1節 推進時期の設定	96
第2節 経過観察の方向性	98
第3節 経過観察の方法	99
論考・資料編	
○論考編	参考-1
○資料編	参考-10

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 策定の経緯

高泊開作は高泊湾を開拓したもので、事業の完成年は寛文13年（1673）と推察される。400町歩の規模をもつ、萩領内における最大規模の開作である。浜五挺唐樋は高泊開作の排水用樋門で、基本構造は五挺の排水施設を備えた組石造りの樋門である。浜五挺唐樋は近年まで日常的に使用されており、史跡の文化的な価値付けをする為の本格的な調査は実施されていなかった。近代的な樋門が近隣地に完成したため、平成元年（1989）に排水路はコンクリートで閉鎖されその役目を終えた。その年に市史跡に指定されている。

市では平成3年（1991）、浜五挺唐樋の県指定に向けて、県専門職員及び県文化財審議会委員の調査指導のもと、実測調査および図化業務を実施した。同年、文化庁からは県内の干拓遺跡をまとめて周防灘干拓遺跡として指定する方向で打診があった。

平成4年（1992）3月24日付けで山口県指定文化財となり、引き続き現地調査や古文書等の調査を進める。

平成5年（1993）9月29日、国の文化財保護審議会の専門委員と文化庁の調査官により、高泊開作浜五挺唐樋と山口市名田島新開作南蛮樋の現地調査が行われ、同年11月19日、文化財保護審議会から文部大臣に対して、周防灘干拓高泊開作は、干拓遺跡として国指定の答申がなされ、これを受けて平成8年（1996）3月28日、国史跡として正式に指定された。史跡指定後、直ちに現状変更等の取扱いや整備活用の方針を記した保存管理計画を策定すべきであったが、実行できていない。

そこで、史跡周防灘干拓遺跡高泊開作浜五挺唐樋保存活用計画（以下、「本計画」とする。）を策定し、長期的な計画に沿った適切な調査、保存管理、活用及び整備を進めていく。

第2節 策定の目的

1 策定の目的

本計画は、高泊開作事業の構成要素の一つである浜五挺唐樋に関連した古文書の再調査や、現地調査により、改めて本質的価値付けを行うとともに、貴重な地域資源として守り伝えていくため、史跡の保存管理・活用に関する現況と課題を整理し、調査、保存管理、活用、整備、運営・体制のあり方を検討し、史跡の今後の方向性を示す。

2 保存活用の基本的な考え方

史跡の調査、保存管理、活用、整備、運営・体制に関する基本的な考え方を以下に整理する。

●調査

史跡に関する事実や事象を調べ明らかにし、公開及び普及する。

●保存管理

史跡を適切に保存し、将来へ確実に残す。

●活用

史跡と地元住民、市民、来訪者との結びつきを高め、郷土愛の醸成と地域資源の魅力を発信する。

●整備

史跡の適切な保存と活用を軸に史跡及びその周囲の空間を整える。

●運営・体制

史跡の調査、保存管理、活用、整備を一体的かつ円滑に進めていくための仕組みや体制を構築する。

3 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりである（図 1-1）。1～3章は計画策定の経緯や目的、対象範囲の周辺環境、史跡等の概要について整理する。4章では史跡指定時の史跡の本質的価値、その後の文献調査で判明したこと、調査成果を踏まえた史跡の本質的価値、構成要素の特定、5章では基本理念と基本方針を設定する。基本理念、基本方針を踏まえて、6～10章では調査、保存管理、活用、整備、運営・体制について、それぞれ現状と課題、方向性、方法を設定する。11章では施策の推進計画を設定する。



図 1-1 本計画の構成図

4 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は史跡指定地を主対象とし、その周辺地域も対象に含めることとする。

樋門及び堤体は史跡指定地だけでなく、隣接地にも存在する可能性がある。史跡を適切に保存活用するためには史跡指定地に加えて、周辺地域の自然環境、社会環境、文化財やその他の歴史資源、観光資源を含めた保存活用の在り方を検討する必要がある。

このため、本計画では次のような区域を設定し、計画対象範囲とする（図 1-2, 3, 4）。

- 史跡指定地（主たる計画対象区域）
- 周辺地域（範囲は史跡指定地周辺）
 - ・ 堤体、または史跡と関連する重要な遺構が残っていると推察され、今後、埋蔵文化財包蔵地としての設定を念頭に置いている区域
 - ・ 史跡指定地に隣接した土地で、土地内での行為が史跡の保存に影響を及ぼす可能性があるため、史跡指定地と同様、適切な保存活用が求められる区域
 - ・ 遊水地側の見学スペースの整備等、史跡に隣接した土地において、具体的な保存活用のあり方が検討されている区域
- 高泊開作関連地域
 - ・ 高泊開作地と考えられる区域（史跡指定地、周辺地域を除く）
 - ・ 市内にある史跡の保存活用を図るために有効な施設、場所等（市歴史民俗資料館等）

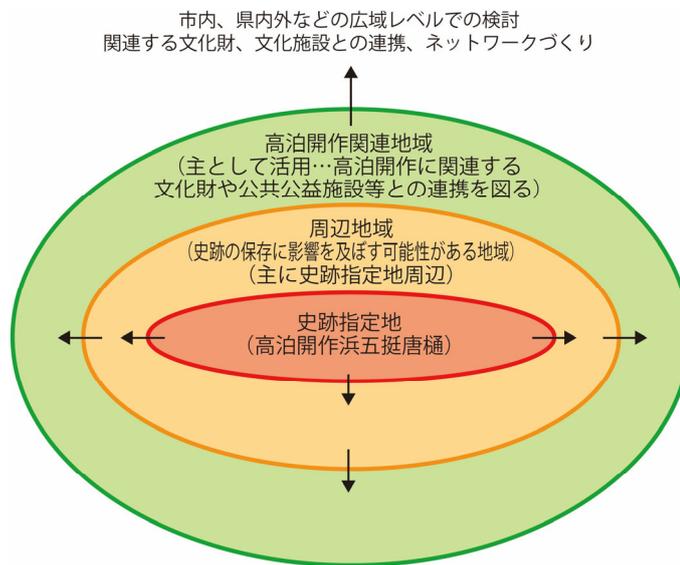


図 1-2 計画策定の範囲

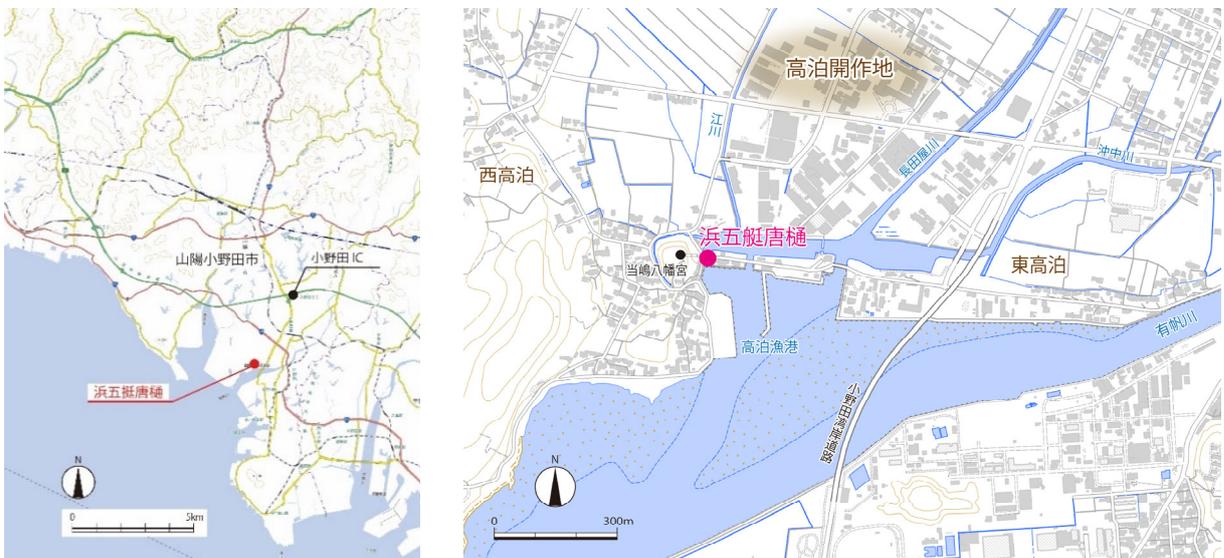


図 1-3 史跡の位置図

第1章 計画策定の経緯と目的

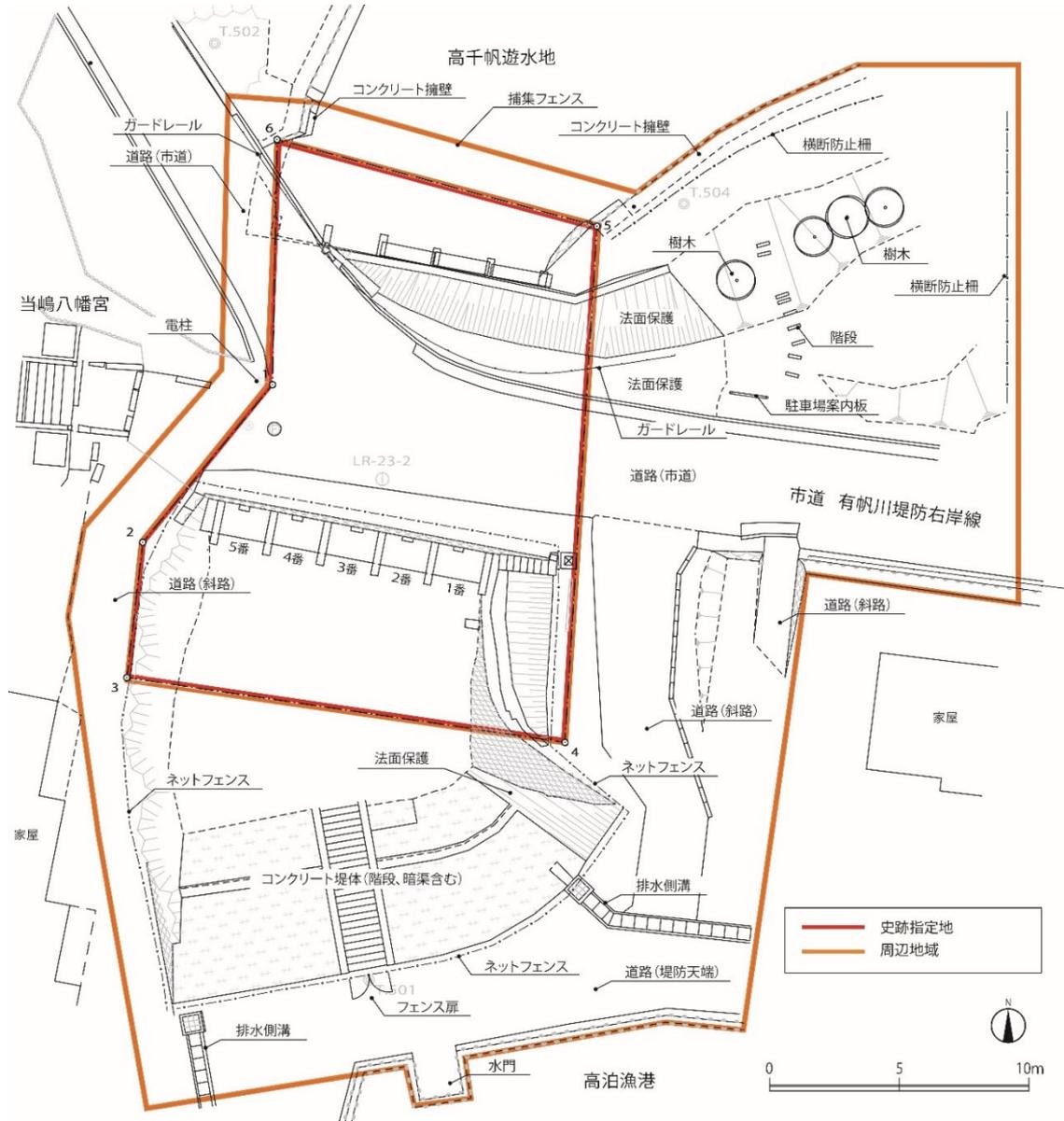
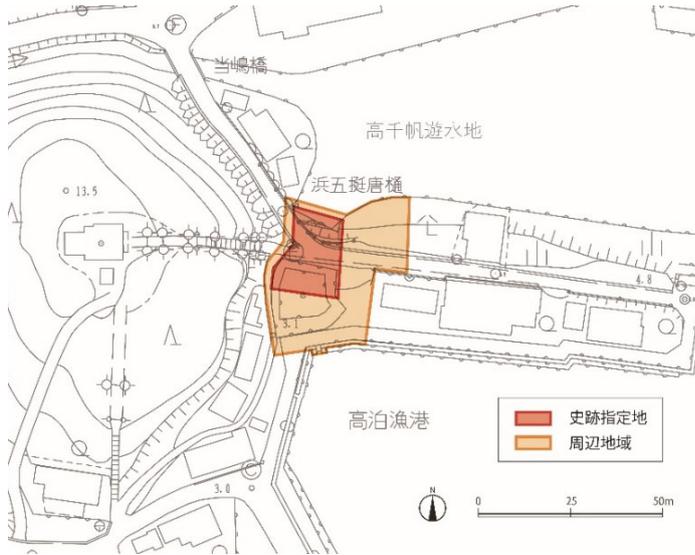


図 1-4 史跡指定地及び周辺地域

第3節 委員会の設置

1 委員会設置の経緯

本計画の策定にあたって、市教育委員会では令和4年度（2022）に、学識経験者、地元関係者からなる「史跡周防灘干拓遺跡高泊開作浜五挺唐樋保存活用計画策定委員会」（以下、「策定委員会」とする。）を設置し、本計画を策定するために必要な事項の検討を行った。

なお、策定に際して、随時、文化庁文化財第二課史跡部門、県観光スポーツ文化振興課からの指導、助言を得ている。

令和4年10月から計5回策定委員会を開催し、これらの検討結果を踏まえ、所定の手続きを経て、本計画を策定した。策定委員会の委員構成、設置要綱については以下の通りである。

史跡周防灘干拓遺跡高泊開作浜五挺唐樋保存活用計画策定委員会名簿

役職・区分	氏名	専門分野	所属等
会長	渡辺 一雄	考古	元梅光学院大学教授
委員	進士 正人	土木	山口大学教授
委員	高瀬 要一	石垣	元奈良文化財研究所文化遺産部長
委員	山崎 一郎	文書	山口県文書館副館長
委員	田中丸 治哉	水環境	神戸大学大学院教授
委員	長坂 日出男	地元代表	浜自治会会長

任期：令和4年6月1日～令和6年（2024）3月31日
高瀬委員は令和5年（2023）5月22日付で辞任
所属：令和4年6月1日時点

指導助言機関

- ・文化庁文化財第二課史跡部門
- ・県観光スポーツ文化振興課

事務局

（令和4年度）

山陽小野田市教育委員会社会教育課

役職	氏名
教育長	長谷川 裕
教育部長	藤山 雅之
社会教育課長	船林 康則
社会教育課係長	安藤 知恵
社会教育課主事	藤上 あすみ
歴史民俗資料館長	若山 さやか
歴史民俗資料館学芸員	溝口 純一

（令和5年度）

山陽小野田市教育委員会社会教育課

役職	氏名
教育長（～6月8日）	長谷川 裕
（6月9日～）	長友 義彦
教育部長	藤山 雅之
教育次長兼 社会教育課長	矢野 徹
社会教育課課長補佐	安藤 知恵
社会教育課係長	石田 由記子
歴史民俗資料館長	若山 さやか
歴史民俗資料館学芸員	溝口 純一

史跡周防灘干拓遺跡高泊開作浜五挺唐樋保存活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 史跡周防灘干拓遺跡高泊開作浜五挺唐樋保存活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)は、史跡周防灘干拓遺跡高泊開作浜五挺唐樋(以下「史跡高泊開作浜五挺唐樋」という。)の歴史的価値を認識し、将来にわたりその保存と活用を図るための保存活用計画(以下「計画」という。)を策定することを目的として設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、審議し、意見を述べる。

- (1) 史跡高泊開作浜五挺唐樋の保存及び活用に関すること。
- (2) 計画の策定に関すること。
- (3) その他教育長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

- 2 委員は、別表1に掲げる学識経験者、地元関係者をもって充て、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員会の会長は、学識経験者の中から委員の互選で選出する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長を互選するための会議は、教育長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(オブザーバー)

第6条 委員会に別表2に掲げるオブザーバーを置くものとする。

- 2 オブザーバーは、会長の求めに応じ、会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月6日から施行する。
- 2 この要綱は、計画を策定したときに、その効力を失う。

別表1（第3条関係）委員会名簿

番号	氏名		
1	高瀬 要一	学識経験者（石垣）	元奈良文化財研究所
2	進士 正人	学識経験者（土木）	山口大学
3	山崎 一郎	学識経験者（文書）	山口県文書館
4	渡辺 一雄	学識経験者（考古）	元梅光学院大学
5	田中丸 治哉	学識経験者（水環境）	神戸大学
6	長坂 日出男	地元代表	浜自治会会長

別表2（第6条関係）オブザーバー名簿

番号	
1	文化庁 文化財第二課 文化財調査官
2	山口県 観光スポーツ文化部文化振興課 文化財専門員
3	山陽小野田市 建設部土木課長
4	山陽小野田市 経済部農林水産課長

2 委員会の経過

委員会の経過は以下の通りである（表1-1、写真1-1～5）。

表1-1 史跡周防灘干拓遺跡高泊開作浜五挺唐樋保存活用計画策定委員会の審議経過

日程		主な審議内容
第1回委員会	令和4年（2022）10月13日	<ul style="list-style-type: none"> 目次構成・概要及び現状と課題 浜五挺唐樋に関する文献資料の調査成果 現地見学
第2回委員会	令和5年（2023）3月1日	<ul style="list-style-type: none"> 概要及び現状と課題 浜五挺唐樋に関する文献資料の調査成果 本質的価値
第3回委員会	令和5年（2023）7月6日	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の本質的価値
第4回委員会	令和5年（2023）10月5日	<ul style="list-style-type: none"> 基本理念と基本方針 調査 保存管理 活用
第5回委員会	令和5年（2023）12月21日	<ul style="list-style-type: none"> 整備 運営・体制 施策の推進計画

第1章 計画策定の経緯と目的



写真 1-1 第1回委員会（現地視察）



写真 1-2 第2回委員会



写真 1-3 第3回委員会



写真 1-4 第4回委員会



写真 1-5 第5回委員会

第4節 関連計画、関連法令

1 関連計画の概要

浜五挺唐樋周辺で計画された事業計画で、本計画と関わりのある計画は、以下の通りである(表1-2、図1-5)。

表1-2 関連計画一覧

番号	関連計画名	関連計画の概要	史跡指定地及びその周辺について言及している内容
(1)	第二次山陽小野田市総合計画 基本構想・中期基本計画 策定：令和4年(2022)3月 期間：令和4年度から令和7年度 (2025)	まちづくりを総合的、 計画的に進めるための 指針となる計画	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の文化財を適切に保存・管理し活用の促進 ■地域・学校と連携した文化財の活用
(2)	山陽小野田市国土強靱化地域計画 策定：令和3年(2021)4月	地域の実情に応じた国 土強靱化に関する施策 を定める計画	<ul style="list-style-type: none"> ■文化財防災対策の促進
(3)	第三期山陽小野田市教育大綱 策定：令和4年(2022)3月 期間：令和4年度(2022)から令 和7年度(2025)	地方公共団体における 教育、学術及び文化の 振興に関する施策の総 合的な推進を図る計画	<ul style="list-style-type: none"> ■先人の意志を受け継ぎ、ま ちの未来のために汗する人を 育てる
(4)	山陽小野田市教育振興基本計画 策定：令和4年(2022)3月 期間：令和4年度(2022)から令 和7年度(2025)	本市における今後の教 育に関する方針、施策 を定める計画	<ul style="list-style-type: none"> ■浜五挺唐樋の保存活用計画 の策定 ■山陽小野田市ふるさと文化 遺産に登録している「高泊開 作」の情報発信や学びを深め る事業の実施
(5)	山陽小野田市都市計画マスター プラン 策定：令和元年(2019)12月	自然環境や歴史的・文 化的資源の保全、景観 の保全・形成により住 みよい暮らしの創造を 目指す計画	<ul style="list-style-type: none"> ■優良農地や丘陵地の保全 ■自然災害に対する防災対策
(6)	山陽小野田市地域防災計画 策定：令和5年(2023)6月	市の地域における災害 予防、災害応急対策及 び復旧・復興に関する 計画	<ul style="list-style-type: none"> ■文化財の防火対策 ■自然災害による被害軽減
(7)	山陽小野田市観光振興プラン 策定：令和2年(2020)3月	魅力ある観光地づくり の推進計画	<ul style="list-style-type: none"> ■ウォーキングイベント等の 新たなプログラムの造成 ■産業観光バスツアーの充実
(8)	山口県文化財保存活用大綱 策定：令和2年(2020)3月	山口県における文化財 の保存・活用に取り組 む共通の基盤として策 定する計画	
(9)	史跡周防灘干拓遺跡名田島新開 作南蛮樋 整備基本計画 策定：平成20年(2008)3月	浜五挺唐樋と共に国史 跡に指定。計画的な整 備を進めていくための 計画	<ul style="list-style-type: none"> ■山口県の瀬戸内海沿岸エリ アの史跡との地域探訪ネット ワークの形成

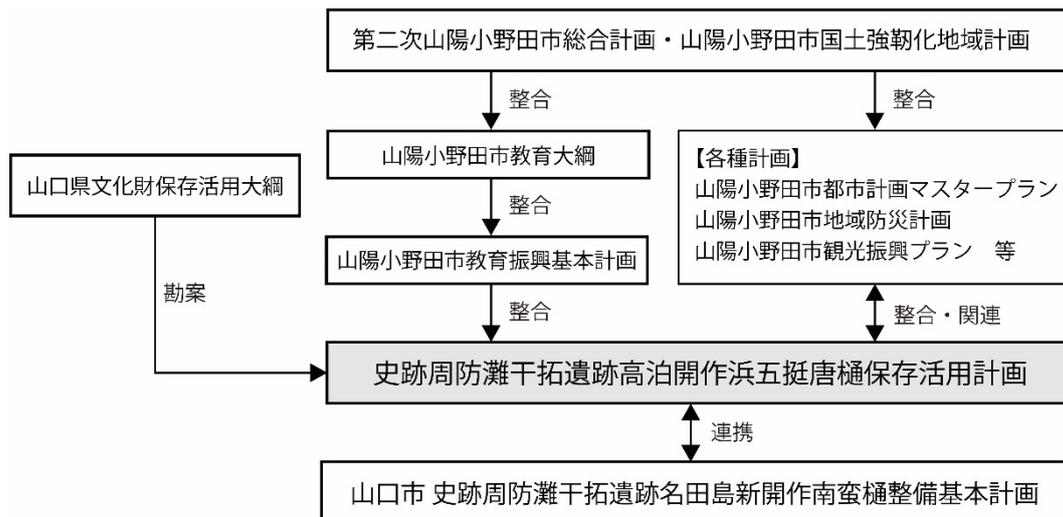


図 1-5 計画の位置付け

2 関連法令の概要

史跡指定地及びその周辺に係る文化財及び土地利用等に関する法令は以下のとおりである。

(1) 文化財保護法

文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

史跡指定地の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」）を行う場合には、文化財保護法第 125 条第 1 項に基づき、原則、文化庁長官の許可を受けなければならない。

なお、本計画は文化財保護法第 129 条の 2 に基づく史跡名勝天然記念物保存活用計画であり、史跡の名称、所在地、保存及び活用のために行う具体的な措置の内容、計画期間等を記載するものである。

(2) 都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉に寄与することを目的とする。

史跡指定地及びその周辺は、都市計画区域内に位置し、第二種中高層住居専用地域（容積率 200%、建蔽率 60%）と工業地域（容積率 200%、建蔽率 60%）とに跨っている。中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するための地域と、工業の利便を増進するための地域である。

(3) 建築基準法

建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

史跡指定地及びその周囲において建築物を建築しようとする場合、増築等に係る床面積の合計が 10 m²以内である場合を除き、建築基準関連規定に適合するものであることについて、確

認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。

(4) 土砂災害防止法

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地抑制、既存住宅移転促進などの対策の推進を図ることを目的とする。

この法律に基づき、県は土石流、地滑り、急傾斜地について、土砂災害警戒区域と特別警戒区域を指定している。警戒区域では市町村による警戒避難体制の整備が義務付けられており、特別警戒区域では一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造規制を設定している。

史跡指定地の西側にある八幡山北東及び東側の傾斜地は土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）、及び土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）に指定されている。

(5) 津波防災地域づくりに関する法律

津波による災害の防止等の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備等を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的とする。

この法律に基づき、県は津波浸水想定（最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合に想定される浸水の区域及び水深）を設定している。

史跡指定地及びその周辺は南海トラフ巨大地震津波浸水想定区域で浸水深さ 0.01～0.3 m 未満の区域に指定されている。

(6) 水防法

洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

この法律に基づき、県は想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域（浸水区域）とその水深（浸水深）、及び 0.5 m 以上の浸水が想定される区域における浸水継続時間を設定している。

史跡指定地及びその周辺は高潮浸水想定区域で浸水深 3.0～5.0 m 未満（一部 0.5～3.0 m 未満）、浸水継続時間 12 時間未満（一部 12～24 時間）の区域に指定されている。

(7) 騒音規制法・振動規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について必要な規制を行なうとともに、騒音規制法は自動車騒音に係る許容限度を定めること等、振動規制法は道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

市は法に規定された著しい騒音又は振動を発生する工場等（以下、特定工場）、及び作業（以下、特定建設作業）からの騒音、振動について、区域の指定及び規制基準の設定を行っている。

史跡指定地及びその周辺について、騒音規制法では特定工場の場合、第2種区域に区分され、騒音は昼間 60 dB以下、朝・夕 50 dB以下、夜間 45 dB以下と定められている。また、特定建設

第1章 計画策定の経緯と目的

作業現場の場合、1号区域に区分され、騒音は85 dB以下で作業時間、1日当たりの作業時間、作業期間、作業日が定められている。振動規制法では特定工場の場合、第1種区域に区分され、振動は昼間60 dB以下、夜間55 dB以下と定められている。また、特定建設作業現場の場合、1号区域に区分され、振動は75 dB以下で騒音規制法と同様、作業時間、1日当たりの作業時間等が定められている。

(8) 悪臭防止法

工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

この法律に基づき、市は規制地域を設定し、特定悪臭物質の種類ごとに規制基準を定めている。史跡指定地及びその周辺は最も基準が厳しいA地域に該当する。

(9) 漁港漁場整備法

産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的とする。

この法律に基づき、史跡指定地に隣接する高泊漁港は第一種漁港（その利用範囲が地元の漁業を主とするもの）に指定され、漁港管理者は山陽小野田市である。

また、法の規定に基づき、市は山陽小野田市漁港管理条例を定めており、史跡指定地に面するコンクリート堤体や堤防などの漁港施設を整備する、土地・水面等を使用、占有する場合、市長への届出及び市長の許可を受ける必要があるとしている。

(10) 海岸法

津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。

防護すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域、海岸を防護する堤防等を海岸保全施設とし、区域に関する管理及び、区域における行為の制限等を定めている。

この法律に基づき、県は高泊漁港を海岸保全区域に指定しており、海岸管理者は山陽小野田市、主務大臣は農林水産大臣である。区域内において土地の掘削等の行為を行う場合、海岸管理者の許可を受ける必要があり、また、海岸及び海岸保全施設等を損傷する行為は禁止されている。

(11) 道路法

道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

史跡指定地の中央には市道有帆川堤防右岸線が通っており、市道に設けられた道路の付属物（道路上の柵、道路標識等）を含め、管理は山陽小野田市である。

第5節 計画期間

本計画は令和6年（2024）4月1日から令和16年（2034）3月31日までの10年とする。

計画の見直しは史跡の保存状況、調査研究の成果、周辺環境や社会情勢の変化などを踏まえて、必要に応じて行う。見直しは有識者や委員会、国・県の助言を得ながら、地権者等の理解と協力のもと行う。

第2章 史跡をとりまく環境

第1節 山陽小野田市の概要

1 位置・地理的環境

山陽小野田市は、山口県の南西部に位置し、下関市、宇部市、美祢市と接している（図 2-1）。南北が約 20 km、東西が約 15 km、総面積は 133.09 km²である。

本市北部の市境一帯は、標高 200～300 m 程度の中国山系の尾根が東西に走り、森林地帯となっている。中央部から南部にかけては、丘陵部の台地から平地で、海岸線一帯はほとんど干拓地となっている。市内中央部には厚狭川、有帆川が流れ、平地部を流れて瀬戸内海に注いでいる。市街地は、これら丘陵部から平地部を中心に発達した。

この市街地を取り囲むように丘陵部の里山、河川、干拓地に広がる田園地帯、海などの豊かな自然のほか、森と湖に恵まれた公園や海や緑に囲まれたレクリエーション施設があり、優れた自然環境に包まれている。

広域アクセスとしては、市内に山陽自動車道（小野田 I.C.、埴生 I.C.）、山陽新幹線（JR 厚狭駅）があり、隣接する宇部市には山口宇部空港があるなど、高速交通網の利便性が高い交通の要衝となっており、産業立地上にも好条件を備えている（図 2-2）。



図 2-1 山陽小野田市位置図



図 2-2 山陽小野田市の地理的環境

2 自然環境

(1) 地形・地質

山陽小野田市は、北側一帯を山林に囲まれ、南側は瀬戸内海の周防灘に面している。

小野田地区は周囲をとりまく低山性の丘陵地帯と、有帆川尻の干拓低地から成り立っている。小野田地区には宇部層群と呼称される新生代古第三紀中―後期始新世（4800～3400 万年前）の地層が広く分布している（図 2-3）。宇部層群のうち、陸域に分布するものは、下位の厚東川礫岩層と上位の宇部夾炭層に二分されている。宇部夾炭層には数枚の石炭層が挟まれており、かつて宇部炭田として採掘され、地域経済の大いなる発展に寄与した。この宇部夾炭層は上・中・下の3部層に細分され、下部層の最下部に灰青色の粘土または頁岩層があり、且地域及びその周辺各地でセメント原料及び陶器原料として採掘された。

山陽地区は、山地、丘陵、台地、平野が絶妙なバランスを保って配置されている。さまざまな生成時代と種類を異にする地層、岩石があり、地層中からは、化石の産出も極めて豊富である。なかでも「山野井植物化石群」は、学術的に特に重要視されてきた。かつては、エネルギーの主役であった石炭、無煙炭の採掘も、盛んに行われていた。東南部に宇部夾炭層、中部に美祢層群、さらに西部に花崗岩類が広がっている。

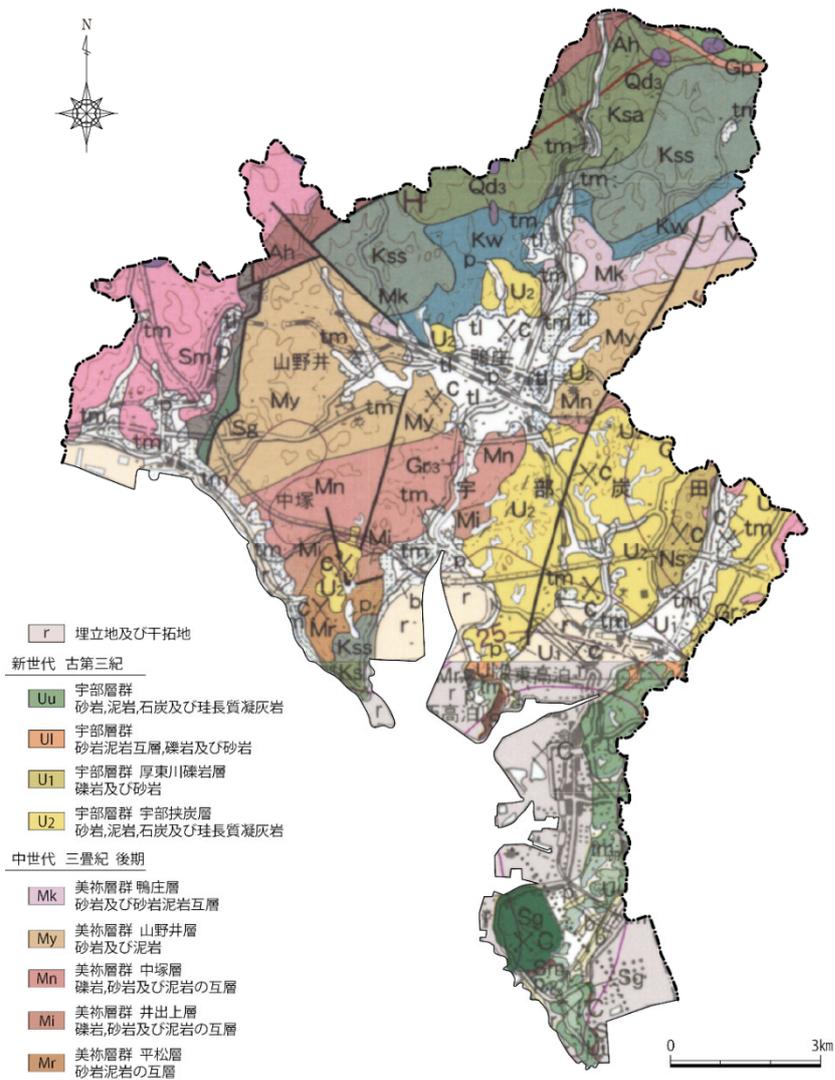


図 2-3 地質概要図（産総研地質調査総合センター 1/20 万地質図より）

(2) 気候

山陽小野田市は瀬戸内海西部に位置し、年間を通じて温暖で、降水量は少ない。年平均気温は約16℃、年間平均降水量は約1,525mmで温暖にして降雨も比較的少なく、風向は、春夏季は東又は南東風、秋冬季は北又は北西風となっており、南風はごく少なく一般的に瀬戸内海気候といえるが、本州の西端で九州に近いことから、やや風や雨が増すという自然環境も加わっているようである(図2-4)。

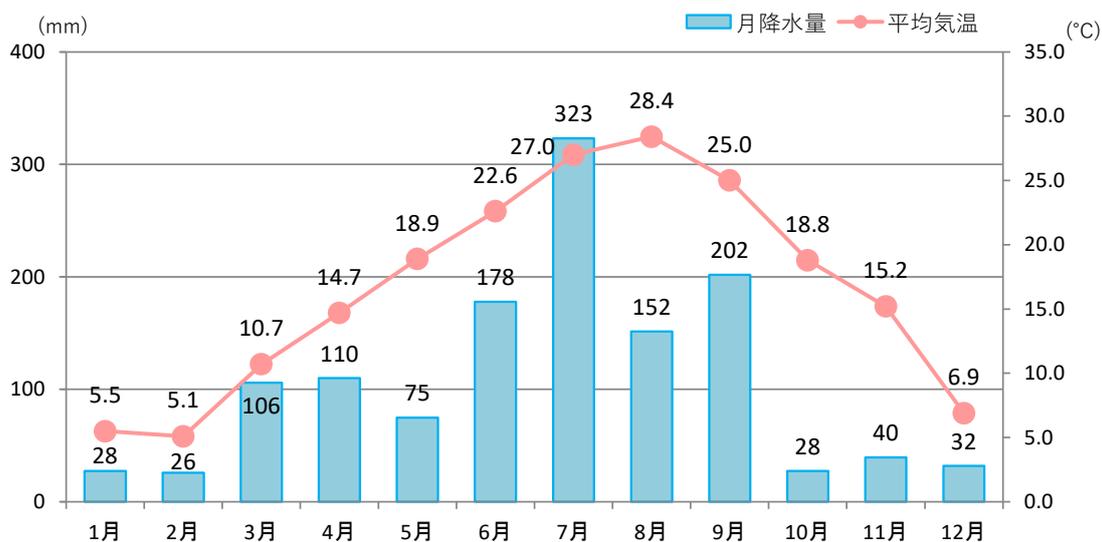


図2-4 月別平均気温と降水量 2022年(気象庁HPデータ:宇部観測所)

(3) 生物

陸上に住む動物は、開発の進んでいる瀬戸内海側ではまず野生の大型哺乳動物はいない。高い山がないため、高山性、森林性などの動物はほとんど見られない。鳥類は種・数とも豊富である。干拓地にある数多くのかんがい用のため池は鳥類の生息地であり、江汐湖や厚狭川河口付近は、県内でも有数の野鳥観察地である(写真2-1)。

特に、山陽地区は、地域の40パーセントを占める山林を舞台に、暖地性の植物群が豊かに育ち、四季を通して多彩な農作物が作られている。植生をみると、一部の社叢などを除いては原生林がほとんどみられず、古来から進んだ文化の影響で植生はほぼ全面的に破壊され、大局的にはアカマツ林で代表される植物社会となっている(写真2-2、図2-5)。植生の国道に接して、松林があり、もとは海岸であったが、現在は広い干拓地となり、林下は帰化植物が多く生じている。この松林は平成2年(1990)に市(当時の山陽町)の文化財に指定されている。



写真 2-1 野鳥観察地 江汐湖



写真 2-2 埴生にあるアカマツ林

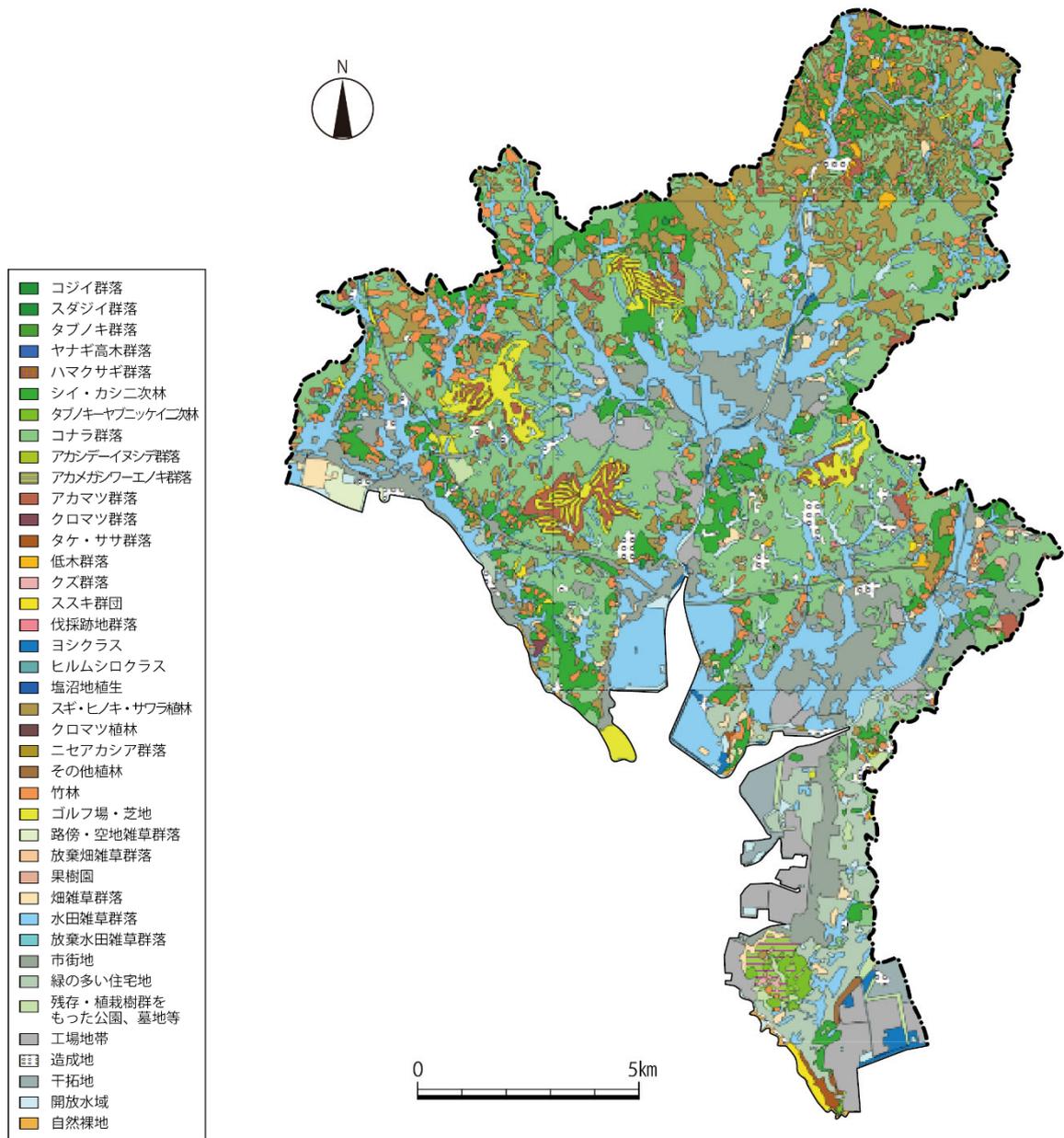


図 2-5 植生現況図（環境省 自然環境保全基礎調査 1/2.5 万 植生図より）

3 歴史的環境

市の文化財より歴史を明確に把握できる、古墳時代から現代までの山陽小野田市の歴史について概説する。

(1) 古墳時代

3世紀なかば頃の大型古墳の出現により古墳時代が始まったとされているが、市域では、この時代から遺跡の姿が明確になってくる。現市域の主な古墳については以下のとおりである。

【山陽地区】

- ・長光寺山古墳（4世紀後半）（出土品とともに県指定文化財）

（写真 2-3）

柄鏡式の前方後円墳。2基の竪穴式石室からなる。

石室内からは、仿製三角縁神獸鏡や鍬形石などの副葬品、石室外からは、形象埴輪・円筒埴輪の破片、高坏などの土師器などが出土した。



写真 2-3 長光寺山古墳

- ・妙徳寺山古墳（5世紀前半）（出土品が県指定文化財）

前方後円墳。内部は石棺系竪穴式石室。石室からは、首飾りや腕飾りとみられる玉類や鏡が発見されたことから女性を埋葬したと推察されている。

- ・沓古墳（6世紀末）

径約6～7mの円墳と推定。内部は片袖式の横穴式石室。玄室内からは銅釧や鉄刀片の他、鉄鏃や須恵器片が発見された。

- ・平松古墳群（5世紀～6世紀）（1号古墳が市指定文化財）

円墳2基。1号墳の内部は複室式の横穴式石室。

【小野田地区】

- ・大判山古墳（5世紀前半）

小規模な前方後円墳であった可能性が高いとされる。当時の首長のものと推察されている。

- ・塚の川古墳（6世紀後半）（市指定文化財）（写真 2-4）

円墳。内部は横穴式石室。石室は玄室・前室・羨道からなる複室構造で、平瓶や坏身、甕などの須恵器の他、耳環や鉄鏃、鉄釘などが出土している。

須恵器生産集団の統率者の墳墓と考えられている。



写真 2-4 塚の川古墳

- ・桜の木古墳（6世紀末～7世紀初）

昭和60年（1985）に発掘調査が行われた時点で、畑地の開墾に伴い墳丘、周濠は完全に削平されており、規模などは明らかではなく、古墳の主体部は両袖式の横穴式石室であるが、原形をほとんど留められていなかった。

石室は玄室と羨道からなり、玄室と羨道の境に袖石をもつ両袖式。玄室から羨道へ続く床面下には排水溝が設けられている。玄室からは耳環と直口壺の副葬品。墓道からは須恵

器の坏身、子持壺などの供献土器が出土した。須恵器生産に携わった人物の家族墓と考えられている。

・仁保の上墳墓群（6世紀後半）（横穴式石室墳は市指定文化財）

横穴式石室を内部主体とする古墳の墳丘と横穴墓よりなる。横穴式石室からは須恵器の高坏や提瓶が出土、横穴墓の玄室内からは耳環や鉄刀子、墓道からは須恵器の高坏や人骨が発見された。

これらの古墳に加えて、小野田地区の特徴として、本山半島に須恵器の焼成窯跡が十数基確認されており、その代表例が松山窯跡（出土品の一部は市指定文化財）である。周辺には、須恵器に関する地名が今に伝わっている。

(2) 古代

律令国家成立により、地方組織も国郡里制へと整備されていった。現在の山陽小野田市域は、「厚狭郡」に属しており、年号が判明する史料の中でのその初見は『天平九年長門国正税帳』であり、各郡一か所設置する郡家は厚狭に置かれたとされる。のちに、行政単位の「里」は「郷」と改められ、『和妙類聚抄』に記される郷の内、「見穂郷」、「厚狭郷」、「神戸郷」、「松屋郷」が現山陽小野田市域を含む可能性があると考えられている。

律令国家は、中央と地方を結ぶ交通路を整備した。中央と大宰府とを結ぶ山陽道が現市域を通り、原則 30 里（約 16 km）ごとに置かれる駅家が厚狭、埴生に置かれた。山陽道を含む 7 つの道は、行政区画をあらわすことにもなり（五畿七道制）、長門国は、山陽道に属することになった。

平安時代の遺跡として、山陽地区には妙徳寺山経塚（平安時代後期）（出土品が県指定文化財）、長光寺山経塚（平安時代末期）（出土品とともに市指定文化財）、物見山経塚（平安時代後期）（出土品が県指定文化財）が発見された。

また、小野田地区有帆岩崎寺の県指定文化財となっている仏像の内、木造十一面観音菩薩立像を除く木造千手観音菩薩立像ら 7 軀が平安中期から末期頃にかけて作製されたものと考えられている（写真 2-5）。

この時代の荘園として、賀茂御祖皇大神宮領厚狭荘や石清水八幡宮宝塔院領埴生荘が確認できる。



写真 2-5 岩崎寺「木造千手観音菩薩立像」

(3) 中世

古代の律令国家が衰退し、平安時代末頃より権勢をふるった平氏が滅亡、鎌倉幕府が成立し、北条氏による執権政治が行われ、南北朝時代、室町時代、戦国時代と天皇（公家）、武家、寺社など様々な勢力が力をもっていた時代といえる。

この時代の市域の歴史を知る史料として、松嶽山正法寺が所蔵する『正法寺文書』（厚狭図書館寄託・市指定文化財）



写真 2-6 正法寺文書「松岳寺新券流記帳」部分 厚狭図書館寄託

がある（写真2-6）。この史料群は、鎌倉期から戦国期にかけてのものがのこされている。

正法寺は松嶽山周辺に広大な土地を領有していたと思われ（貞応2年（1223）「松岳寺新券流記帳」）、鎌倉時代には「異国降伏祈祷」を命じられたことから、当時長門国の有力寺社であったことがわかる。

南北朝期以降、長門国の守護は、厚東氏、大内氏と変遷し、大内氏を滅亡させた毛利氏が戦国大名として支配するようになるが、『正法寺文書』には、各氏による発給文書が残され、長門国の支配者の変遷を知ることができる。

加えて、宇部市棚井浄名寺の『浄名寺文書』の内、貞治3年（1364）10月20日付「浄名寺領知行分目録」には、「須恵」、「有保別符」と、現代の小野田地区につながる地名も確認できる。

これらの他、賀茂御祖社領鴨荘、石清水八幡宮領津布田荘、石清水八幡宮寺宝塔院領埴生荘などの荘園が確認できる。

岩崎寺には、明德3年（1392）4月16日に「願主道乾」によって鑄造された鰐口（市指定文化財）がのこされ、岩崎寺の近くには「どうかん屋敷跡」（市指定文化財）がある。この鰐口には「若盗取此鰐口至令売買輩者国方三郎大宗行 直蒙仏神御罰二世共空而已重願主二郎丸敬白」と大変珍しい銘文が陰刻されている。

（4）近世

織田信長や豊臣秀吉の織豊期や江戸時代の当市の歴史についてここで述べる。

豊臣秀吉は、島津攻めや朝鮮出兵の際に山陽道の整備を各大名に命じており、そのことが近世山陽道の始まりと考えられている。秀吉は文禄の役の際、肥前名護屋城に向かう途中、山陽道を通り、埴生に宿泊したことがわかっている。

江戸時代、幕藩体制が成立すると、防長両国は、萩藩、長府藩、清末藩、徳山藩、岩国吉川家領となる。小野田地区には、須恵村、千崎村、高泊村、有帆村が、山陽地区には、末益村、鴨庄、厚狭村、山野井村、埴生村、津布田村が成立した。小野田地区の村々は、ほぼ萩藩直轄領（船木宰判管轄）であるが、山陽地区の村々は、萩藩領（吉田宰判管轄や厚狭毛利家領、諸士領）、長府藩領が存在した。

江戸時代以降、市域では、開作が進み、徐々に現在の市域がつくられていく。開作の歴史については、次節で詳述する。

有帆村（市）では石炭業が盛んで、製塩用の燃料に「有帆炭」が使われた。ここに建つ蛭子神を祀る石祠には15軒の石炭問屋の名前が刻まれている（写真2-7）。江戸時代から始まる石炭業は、昭和中頃まで市域の重要な産業として続くことになった。



写真2-7 有帆蛭子神

近世山陽道の宿場町厚狭には、商家が立ち並び、多くの人が行き来したのであろう。大田南畝は、『小春紀行』のなかで「厚狭市の駅はいさゝか賑わしきさまなり」と述べている。山陽道からわかれる枝道として船木市から刈屋浦へ通じる木戸刈屋道、厚狭市から吉田へ向かう途中からわかれる津布田道や埴生道などがあつた。また有帆川や厚狭川の河川交通や海上交通の要衝として埴生浦があつた。

萩藩一門の厚狭毛利家は、毛利元就八男元康を祖とする家柄で、元康の後を継いだ二代目元宣が初めて厚狭の地に居館を構えて以降、萩と厚狭の両方を拠点として萩藩政の中樞を担うよ

うになった。幕末期の当主毛利元美（能登）やその嫡子（元美の異母弟だが、元美の養子となった）宣次郎が、文久3年（1863）馬関での攘夷戦争の際に総奉行となるなど、動乱期に多くの活動がみられる。

(5) 近代

明治4年（1871）11月、廃藩置県により現在の山口県が誕生する。明治政府による大小区制が採用されると、明治8年（1875）の編成では、小野田地区は第12大区第9小区（有帆村）、第11小区（西須恵村）、第12小区（東高泊村、西高泊村、高畑村、千崎村）、山陽地区は、第13大区第7小区（山野井村、山川村）、第8小区（鴨庄、厚狭村）、第9小区（郡村）、第10小区（郡村、津布田村、埴生村、福田村）に属した。明治22年（1889）の町村制施行により、小野田地区では高千帆村、須恵村が、山陽地区では、厚西村、出合村、生田村が成立した（平成17年（2005）山陽小野田市誕生までの市町の変遷は図2-6のとおり）。以下はこれに即して行政区を明記する。

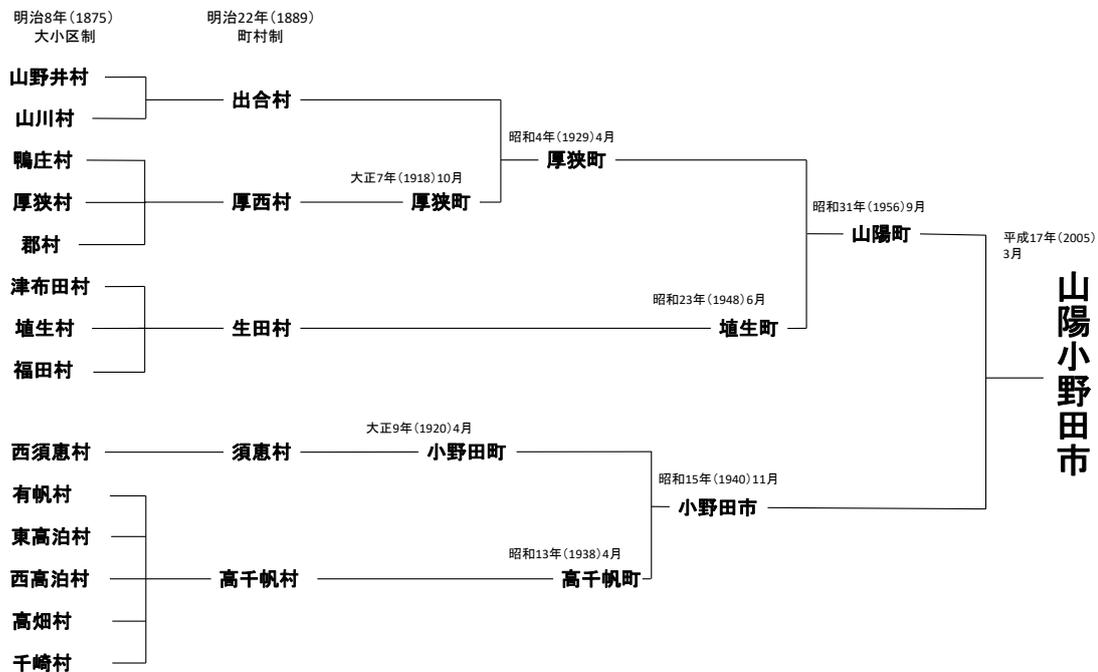


図 2-6 山陽小野田市の変遷

明治14年（1881）、西須恵村の小野田新開作地に、民間初のセメント製造会社（以下「小野田セメント」）が笠井順八により設立されると、以降日本舎密製造株式会社の小野田工場（以下「舎密会社」）の誘致・操業開始（明治24年（1891））、日本火薬厚狭工場の操業開始（大正6年（1917））、田辺五兵衛商店小野田製薬所の運営開始（大正15年（1926））など今につながる工場が建設され、「近代産業のまち」の始まりとなった。須恵村では、笠井順八によるまちづくりがすすめられ、小野田セメントや、舎密会社による地域の繁栄が当時の新聞報道からうかがえる。



写真 2-8 硫酸瓶

舎密会社の主力商品であった硫酸を各地に出荷するため、工場近くの旦地区を中心に硫酸瓶の製造（写真 2-8）が盛んとなり、「旦の皿山」として窯業が栄え始めたのもこの時期であり、山陽小野田市には、セメント町、硫酸町、火薬町の地名がのこされていることから、明治時代以降のまちの発展にこれらの工場が影響を与えたことがわかる。

明治 33 年（1900）年から翌年にかけて現市域に山陽鉄道が開通し、小野田駅、厚狭駅、埴生駅（当時は「停車場」）が開設された。他にも、明治 38 年（1905）9 月に現在の JR 美祢線の基となる厚狭駅～大嶺駅間が開通。大正 4 年（1915）10 月、笠井順八らが発起人となった現在の JR 小野田線の基となる小野田軽便鉄道セメント町駅～小野田駅間が開通し、鉄道による交通網が敷かれることになった。

教育の分野では、学制が施行されて以降、各地に小学校が開設され、中等教育では、興風中学校（現山口県立小野田高等学校）や県立徳基女学校（同厚狭高等学校）が現市域に移転し、大正 15 年には、小野田実業実践学校（同小野田工業高等学校）が開校した。

昭和 17 年（1942）8 月 27 日、周防灘台風により現山陽小野田市域は暴風や高潮の被害をうける。特に小野田地区では、死者 141 名、倒壊家屋 195 軒など甚大な被害を受けた。厚狭町、生田村においても被害があり、特に海に近い地域は被害が大きかった。

（6）現代

戦争や昭和 17 年の周防灘台風の被害により、小野田市、厚狭町、生田村は厳しい財政のもとでの出発となった。

昭和 25 年（1950）、当時の小野田市では、「高千帆分離問題」が起こったが、8 月 27 日に行われた住民投票により分離反対が上回った。

昭和 28 年（1953）6 月の大水害は有帆川の氾濫など小野田地区の被害は甚大となった。昭和 17 年の周防灘台風による被害を含め、小野田市では海岸の六十番堤防・四十番堤防と有帆川の改修を行うことになった。

近代から引き続き現市域では石炭業が盛んであったが、エネルギー需要が石炭から石油等への変化とともに衰退（写真 2-9）。昭和 44 年（1969）11 月に若山炭鉱が閉山し、すべての炭鉱が姿を消すことになった。代わって数多くの企業が山陽町、小野田市に工場を建設することになった。



写真 2-9 昭和 15 年（1940）
本山炭鉱坑内作業風景

昭和 38 年（1963）3 月、小野田市役所が移転（現山陽小野田市役所）。この年、山口国体が開催され、小野田市は、高校サッカー、山陽町は弓道の競技会場となった。

昭和 55 年（1980）、小野田セメントの創始者で、町づくりにも尽力した笠井順八に小野田市名誉市民の称号が与えられた。

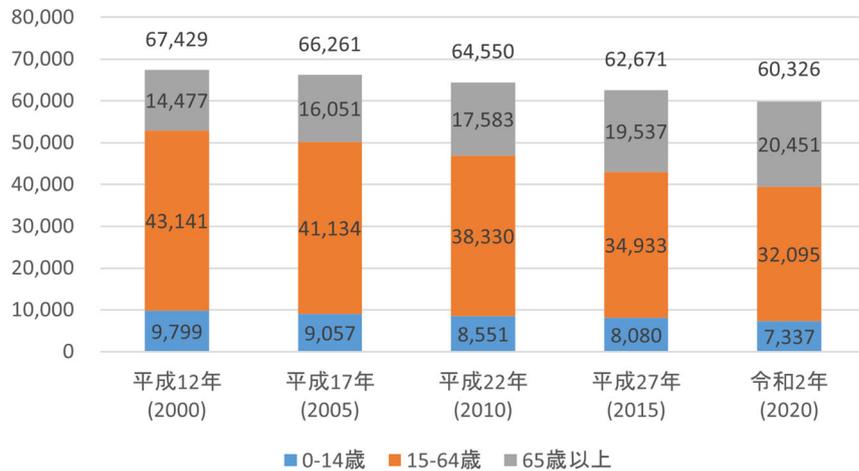
昭和 46 年（1971）6 月以降、当時の山陽町域で山陽新幹線設置工事が開始され、校地の中央を線路が走ることになった厚狭小学校が現在地へ移転するなどの影響があった。平成 11 年（1999）3 月 13 日、山陽新幹線厚狭駅が開業した。

平成 13 年（2001）3 月 11 日、山陽自動車道宇部下関線が開通。山陽町に埴生 I C，小野田市に小野田 I C が設置された。

4 社会的環境

(1) 人口

本市の人口は減少傾向が続いており、平成12年(2000)から令和2年(2020)までの間に約7,000人減少している。構成比をみると、年少人口(0-14歳)、生産年齢人口(15-64歳)の割合は減少を続けている一方、65歳以上の人口割合は上昇を続けている(図2-7)。



※総人口には年齢不詳も含まれるため内訳の合計とは一致しない。

図2-7 山陽小野田市の年齢3区分別人口の推移(国勢調査を基に作成)

(2) 土地利用

市域全体の土地利用では、宅地や施設用地などの都市的土地利用が約4割を占め、農地や山林などの自然的土地利用が約6割を占めている(表2-1)。

表2-1 土地利用の状況 資料：都市計画基礎調査(平成29年度(2017))

地目	自然的土地利用					都市的土地利用		合計
	田	畑	山林	水面	その他	宅地	施設用地等	
面積(ha)	1,295.5	440.1	5,698.1	581.1	146.6	1,910.9	3,236.8	13,309.0
割合(%)	9.7	3.3	42.8	4.4	1.1	14.4	24.3	100.0

(3) 産業

国勢調査(令和2年(2020))によると、本市の就業者数は、平成7年(1995)以降、減少傾向で推移している。第1次産業は平成2年と比べて半数に、第2次産業は約3割の減少となっている。産業別の就業割合は、第1次産業3.0%、第2次産業32.4%、第3次産業64.7%となっている。

市内従事者を産業大分類別にみると、製造業と医療・福祉、卸売業・小売業の業種で従業者が多く、全国との割合を比較する特化係数をみても製造業や医療・福祉関連は1.0を超えており、本市の特徴的な産業となっている。

本市の重要港湾である小野田港は、年間約2,300隻が入港し、石炭、金属くず、鋼材などを中心に年間約370万トンの貨物を取り扱う港として機能している。観光では、市内に6か所あるゴルフ場や観光農園が来訪者数の増加を牽引している。

た海原で、西は高泊八幡山の下より東は須恵村目出八幡の麓に至る。而して満潮になれば海原になるが、潮が落つれば海波も忘れたかの様である。このところ小舟に棹さし有帆千崎に渡れば渺渺たる海を航するの感がある。その中に竜王島あり奇巖あり老松が高く聳えいる。この海域外は空と海一碧で白帆の通うか鷗を見るのみ。あゝ広潟というも宜なるかな。蓋し三百余町皆泥土である。未だ他方に斯くの如き適当な地はあるまい。」

干拓以前には、有帆川の河口域は川が運搬した堆積土砂のために遠浅になっているとともに、内海の潮汐干満の大きいこともあって、広大な干潟を形成しており、そこに堤防を築いて中の水を排水して干上がらせる造成（干拓）がしやすい地であった。干拓地は400ヘクタールにわたっている。この干拓によって『高泊御開作新田記』に記されたような昔日の面影はない。ただ、旧高泊湾内に浮かぶ小島であった竜王島の奇岩は健在である。浜五挺唐樋の北東約350mに鎮座する高泊神社[寛文13年(1673)創建]の境内にある高さ約5mの露岩がそれである。現在の海岸線のほとんどは人工堤防であり、周辺で自然汀線が存在するのは浜南西の縄地ヶ鼻の東海岸のみである(図2-9)。

前記の『高泊御開作新田記』で記された高泊八幡山は、頂に当嶋八幡宮が鎮座する小丘(標高13.5m)に当たる。この小丘の東麓の岩盤を切り抜いて浜五挺唐樋が建造されている。大正8年(1919)発行の2万分の1「小野田」の地形図を読むと、当嶋八幡宮の南方約200mにも針葉樹林の記号が付された小丘がはっきりと示されている。この小丘はその後の宅地開発等によって地形が改変されたために、その原形態が不明瞭になっている。周辺地形や古絵図から判断して、これらの小丘は旧高泊湾内の小島であったと考えられる。

八幡山の西方から南西方にかけて標高20-40m程度の山塊(縄地山)があり、その南西端は縄地ヶ鼻と呼ばれている。干拓によって原地形が失われているが、この山塊は周防灘に突出した半島であったところである。

縄地ヶ鼻尖端の海中に見え隠れして、「沖の太郎」、「地の太郎」および「次郎ヶ岩」が知られている。これらのほかに、干潮時には、浜から縄地ヶ鼻にかけての有帆川右岸河口に露岩地が点在するようになる。

高泊神社の西方約100mに比高8m程度の段丘崖が発達する。段丘面の標高は14m前後である。段丘はそこから西～南西方へ広がっているが、自然開析や用地開発の影響を受けて、原形態が不明瞭になっている所もある。この段丘面は、その発達高度からみて、宇部地域において識別されている更新世の海成段丘のうち、丸尾原面に対比される。

② 地質

浜五挺唐樋周辺はいろいろな時代の地質から構成されている(図2-9)。最も古いのは、縄地ヶ鼻から縄地山にかけて分布する地層である。この地層については、昭和37年(1962)刊行の『小野田市史』や平成2年(1990)刊行の『小野田市史・通史』で紹介されており、後者では「非変成古生層」と呼称されている。この非変成古生層の北東延長部には、山口県美祢市大田を中心にして大田層群が分布している。他方、南西延長部には、北九州企救半島に呼野層群が分布している。これらの地層は古生代後期の秋吉帯の古生層に属するものである。縄地ヶ鼻の非変成古生層は、化石は未発見であるが、地質学的位置から判断して、秋吉帯の古生層とみなされる。ここでは、この非変成古生層を「西高泊層(にしたかとりそう)」と

呼ぶことにする。

西高泊層は縄地ヶ鼻から浜南西の海岸にかけてよく露出している。その主要構成岩相は、チャート、チャート角礫岩、砂岩・泥岩薄互層、珪質泥岩、チャート・珪質泥岩薄互層および緑色岩である。チャートは大小（1 m～10 数 m 程度）のレンズ状岩体として産出し、その大部分は白色を呈するが、まれに赤色のものも観察される。前述の高泊神社の露岩は白色層状チャートからできている。チャート角礫岩はチャートの角礫を特徴的に含み、珪質泥岩の角礫を少量含むところもある。珪質泥岩は灰白色あるいは淡緑色を呈する。砂岩・泥岩薄互層には小褶曲が発達していることもある。緑色岩は縄地ヶ鼻の北部から浜南方までの海岸沿いに分布し、緑色と赤紫色

の凝灰質岩の互層から構成されている。これらの緑色岩はかつて輝緑凝灰岩（シャルスタイン）と呼称された岩石に相当する。緑色岩中にはチャートや石灰岩のレンズ（厚さ 1 m 以下）が含まれることもある。石灰岩は、また、小岩塊（数 10 cm 以下）としてチャートや砂岩・泥岩薄互層中に産出する。西高泊層は堆積環境の異なる多様な岩相が混在した地層であり、付加体に特徴的な地層であるといえる。

西高泊層に次いで古い地層は関門層群である。関門層群は中生代前期白亜紀の陸成層であり、この地域に分布するものは下関亜層群下部層（堆積岩優勢層で塩浜層に対比）に相当する。関門層群は西高泊層の東方に分布し、八幡山、その南方の小丘を経て縄地ヶ鼻にかけて、全体として北東から南西方向に延びている。浜の南海岸から縄地ヶ鼻にかけての関門層群の地層は干潮時に露岩する。八幡山は礫岩・赤色泥岩互層から構成されており、浜五挺唐樋はこの互層の岩盤に取り付けられている。八幡山南方の小丘もほぼ同様の岩相である。縄地ヶ鼻に分布する関門層群はおもに赤色泥岩から構成され、少量の砂岩を挟む。関門層群は高泊層を不整合に覆うが、両者が断層関係にある箇所もある。

そのほかに、縄地ヶ鼻では風化したひん岩の小岩脈が一条観察される。さらに、新生代古第三紀始新世の宇部層群が狭小に分布している。前述した高泊神社西方の段丘崖は宇部層群の地層からできている。ここの宇部層群はおもに砂岩層からなり、礫混じり砂岩層あるいは礫岩層を伴う。宇部層群は西高泊層を不整合に覆い、基底礫岩を伴う。

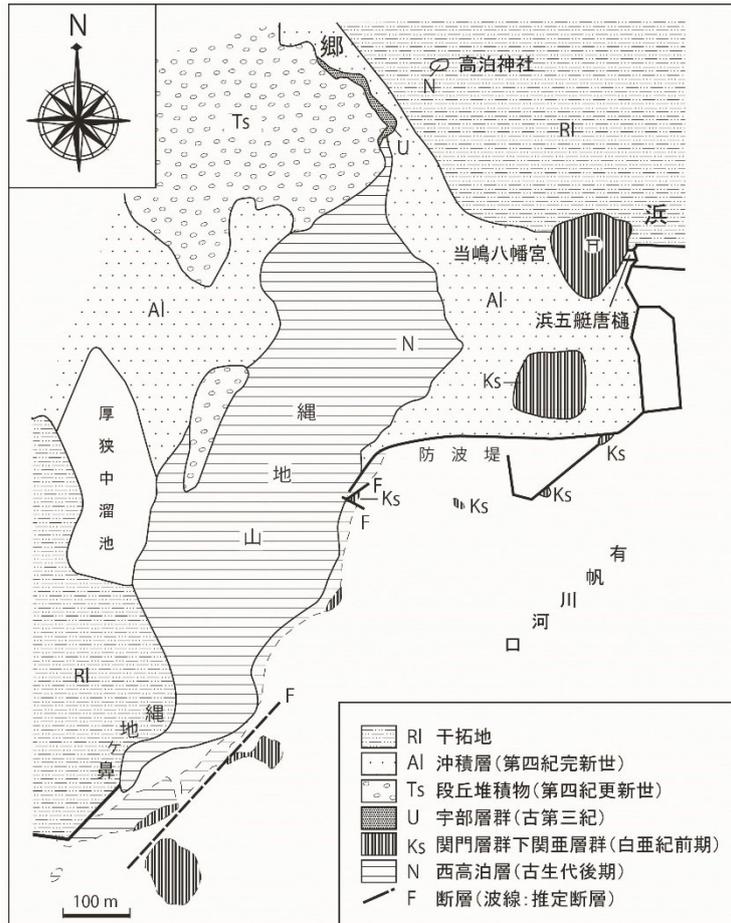


図 2-9 浜五挺唐樋周辺の地質図（武田賢治氏作成）
波線で囲まれたところ：低潮時の露岩。

当地域北部の郷の南西には第四紀更新世の段丘堆積物が広く発達している。須賀神社付近の露頭は礫混じり砂層から構成される。段丘面上の所々で亜角形～円形の中礫が転がっている様子が観察される。段丘面から採取した土からは、火山ガラス、斜長石、角閃石、紫蘇輝石、磁鉄鉱などの鉱物粒子が検出される。これらの鉱物粒子は約9万年前の阿蘇4火砕流堆積物からの洗い出し（再動）と考えられことから、阿蘇4火砕流堆積物が段丘堆積物を覆っていることは確実である。

(2) 気候

山陽小野田市域と浜五挺唐樋周辺は同じ環境で、温暖にして降雨も比較的少なく、風向は、春夏季は東又は南東風、秋冬季は北又は北西風となっており、南風はごく少なく一般的に瀬戸内海気候といえる。

3 歴史的環境

市域での開作事業の歴史について、以下に述べる。

萩藩では新田開発のことを開作と呼び、藩成立以降、積極的に開作事業を行った。

現在の山陽小野田市域は、江戸時代以降、開作、干拓が進められ、現在の土地が次第に形成されていった。「開作のまち」と言われる所以である（図2-10）。



図2-10 山陽小野田市の開作・干拓・埋立事業 地図

現市域の主な開作、干拓事業の概略は以下のとおりである。

(1) 高泊開作

寛文8年(1668)から始まる。『高泊御初控』の記述や周辺の史跡等から寛文13年(1673)に完成したと推察される。現市域における最初の開作地で、約400町歩。山口県内をみても、萩藩直轄の事業としては最大規模ものといえる。

この事業に関する史料としては、上記史料の他、『高泊御開作新田記』(以下『新田記』)や『高泊開作覚書』がある。

『新田記』には、開作工事が始まるまでの過程が記されているが、それによると、寛文5年(1665)、高泊湾が開作に適していると報告を受けた萩藩は、楊井三之允を船木代官に任命し、開作事業を主管させた。三之允は、有帆川の流れを調べるなどの準備をしたとされ、寛文8年2月28日、鍬初め式を行った。工事は、堤防の築造と汐止め樋門の建造を主体とし、日夜を分かたず進められ、12月下旬に汐止めが行われた。この間、2度の災害により堤防が決壊したとのことであった。のちに、当嶋八幡宮境内下の岩石を切抜き作られた頑丈な樋門が、現在の浜五挺唐樋であり、これが初見史料となる。

『高泊開作覚書』は、文化14年(1817)の妻崎開作の造成にあたり、船木代官所の要請によりまとめられたもので、高泊開作事業が後の開作の先例となっていたことを示すものである。

これには、開作事業にかかわった萩藩の役人らの名前が記されるとともに、船は萩や下関、豊前からのものを使用したこと、杭木を青野山(現島根県津和野町)にて採取したこと、開作成就後も4~5人ずつ在勤し、堤防や用排水路・溝の修復にあたったこと、縄地御立山の内5町が開作修甫に定められたことなどが記されている。

(2) 西の浜開作

吉敷毛利家による開作。面積は20町歩。延享元年(1744)6月汐止め。厚狭市の枝村彦惣が資金を提供し、開作事業を主宰した。彦惣はこの功績により宝暦6年(1756)吉敷毛利家の家来となった。

この開作地は、田地と塩浜からなっていた。

(3) 後潟開作

厚狭川河口付近の開作。主に萩藩一門である阿川毛利氏による開作事業。

『御当職所日記』によると、宝暦2年(1752)正月から始まり、10月24日に汐止めとなったと推察される。工事には、船木、吉田、美祢、小郡宰判を中心に多いときには4,000人以上が派遣されたようだが、『御当職所日記』には、「加勢夫」派遣の記事が散見されることから、汐止めのための築堤工事は、毎月数日間集中的に行われたものと考えられている。

後潟開作造成後は、萩藩の撫育方の所管となった。「船木宰判高泊後潟御撫育方御開作所」とかかれた記録も確認できる。

嘉永6年(1853)11月に提出された「後潟御開作絵図」の写によれば、田地56町5畝22歩、畠地9町9反9畝5歩と進達されたことがわかる。

この開作の史跡として、「二挺唐樋」が埋没遺跡としてのこされている。

(4) 古開作

厚狭毛利家による事業で、厚狭川河口付近の開作。

天保6年(1835)に鍬初めの式が行われるも、資金不足により本格的な工事は天保10年(1839)10月から始まった。

途中、暴風雨や高潮などの災害により築堤工事を繰り返し、弘化4年(1847)11月11日、汐止めとなり、その行事は、領内あげての盛り上がりで、当職ら役人が出張。近隣の村々から「加勢夫」がだされ、大筒を打ち、ほら貝を吹きたてて作業を行った。

当初は30町歩の開作予定であったが、汐止め以降56町5反余となった。開作地を東西9分割、南北を10分割した。

(5) 小野田古開作

吉敷毛利家の元潔の代に行われる。安政元年(1854)9月16日鍬初め。汐止めは翌年9月13日。約74町歩。(2)西の浜開作に北接する。

工事の主管は、吉敷毛利家の家老桂瀬兵衛や大田舎人があたり、工事者は服部東一、末田丹下等であった。開作事業の資金が不足したことにより、石炭の採掘権を担保に大島郡の渡辺権八、肥後国の鹿子木健之助が出資した。

(6) 沖開作

(4)の古開作とともに梶浦開作計画で行われたもの。古開作の南側。面積は約58町歩。

安政3年(1856)から工事に着手し、安政4年(1857)6月26日に汐止め。汐止めの日は、厚狭市、鴨庄、山川、山野井、津布田、埴生から「加勢夫」があったという。

工事の資金は少なく、もっぱら借銀によって賄われた。加えて、厚狭毛利家の家臣や地下役人中からの拋出金もあてられたという。

文久元年(1861)8月4日、高潮に襲われ、沖土手3ヶ所が崩壊し、沖開作地は一面海と化した。明治6年(1873)6月14日、悪天でもない時に、樋門から海水が流入し、再び土手が崩れた。

(7) 小野田中開作

慶応3年(1876)、吉敷毛利家による開作。(5)小野田古開作の北に接する開作で、面積は約15町歩。3月5日鍬初めで10月21日汐止めと伝えられる。

工事の主宰は吉敷毛利家家臣桂主舎と大田舎人で、担当が横見巖と谷川伝治であったが、資金は石炭採掘権を得て、梅本真逸・田代速水・中屋嘉助・吉見亀右衛門が出資した。

(8) 小野田新開作

明治4年(1871)に造成された。面積142町歩。

石炭採掘を目的とした開作で、明治3年(1870)に提出された歎願書では、「開作することで、石炭や米、塩による利益が多分にある」ことを訴えている。

工事は、福井忠次郎を主管として進められ、周辺や石材を採取する村々への配慮を行なうことを約束し、5月13日に起工式(鍬初め)が行われた。12月10日には汐止め箇所を定めるな

ど工事は順調に進むも、翌年5月、7月と堤防が決壊することとなった。

完成したこの開作地に、明治14年(1881)小野田セメントの工場が建設され、後に日本舎密会社の小野田工場も建設されたことから、明治から昭和にかけて小野田の中心地となった。

(9) 黒崎開作

黒葉山開作とも言う。明治5年(1872)汐止め。厚狭毛利家による開作で、面積は14町歩。この開作については、厚狭毛利家家臣の二歩家当主二歩俊亮が記した『二歩日記』(市歴史民俗資料館蔵)が詳しい。

明治3年11月、「黒葉山開作一条」を願出するも(『二歩日記』明治3年11月晦日条)、廃藩置県により山口県が誕生したことで、改めて開作地を管轄する船木部署へ申請を行った(『同』明治5年3月9日条)。3月29日には、「開作歎願控」案が完成し提出。5月5日、二歩俊祐らが開作予定地へ行き、「開作地35町を確保するためには、岩場や土手地、畔、溝等を含んで50町は必要だ」と、絵図を作成することを命じられ、7日に、作成した絵図に基づき船木部署の兼重讓藏、河野彦左衛門や大庄屋、庄屋などの村役人、厚狭毛利家より山県弁藏、二歩俊祐の立会のもと、定盤杭打を行った。

以降、対岸の梶浦の村役人と調整などが一年余り行われ、明治6年5月15日、鋤初の式が行われた(『同』明治6年5月15日条)。式には厚狭毛利家前当主元美も参列した。

同年12月には、唐樋の据込みが行われ、18日に完成(『同』明治6年12月7日条、17日～18日条)。樋の口で神事が行われた。同26日に汐止め。元美も現地へ赴き、村役人や工事に携わった人々に対し、労をねぎらった(『同』12月26日条)。

以降、工事が進められ、「開拓成就祝いとして芝居興行」が明治7年(1874)5月27日から28日にかけて行われていることから(『同』明治7年5月24日条～28日条)、一旦の完成は、この時期にみてよいが、大風による堤防の被害(『同』明治7年8月21日、22日条)などにより「追普請」となり、翌1月16日、「再汐留」となった。

明治8年(1875)7月23日、開作地の地主となった14名が連名で、山口県に地価設定を申請し、正式に地籍を得ることになった。

(10) 重枝開作

生田村の住人重枝化甫による開拓。明治8年、官有地三反歩を払い下げでうけ、同10年(1877)に三畝歩許の開拓を試みたが、成果はなかった。以降、排水灌漑を研究し、明治21年(1888)、自己所有の荒野を含めて六段六畝余りの耕地を得ることになった。

4 社会的環境

(1) 観光動態

浜五挺唐樋は市の代表的な観光地となっている。来訪者の数について統計はとっていない。

・産業観光バスツアー

隣接する宇部市・美祢市と連携しツアー造成を行っている。CSR ツーリズムの理念のもと、まちの発展に尽くした先人たちの思いを受け継いでいる。

(2) 社会教育行政推進

浜五挺唐樋周辺及び市内には、開作の歴史を物語る様々な史跡や寺社がある。社会教育行政においては、生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において、学ぶことができる社会を実現するため、環境を整備し、また学習によって得た成果を活かし、地域コミュニティの抱える課題を克服するための人材育成や人との繋がりづくりを目指している。

地元の小学校では地域資源学習の一環として、地元の郷土史家の方が現地を案内し、ふるさとの歴史を学習する機会を設けている。

参考文献

- 『厚狭郡史 復刻版』マツノ書店、1986年（初版は1926年）
- 『1/20000 地形図「小野田」』、参謀本部陸地測量部、1919年
- 小野田市教育委員会『小野田市埋蔵文化財調査報告第3集 小野田桜の木古墳』1988年
- 『小野田市史』1962年
- 『小野田市史 補遺編』1963年
- 『小野田市史 史料編上』1986年
- 『小野田市史 史料編下』1988年
- 『小野田市史 通史編』1990年
- 『5万分の1地質図幅「小倉」』地質調査所、1998年
- 山陽小野田市教育委員会『ふるさと文化遺産 山陽道』2020年
- 『山陽町史』1984年
- 山陽町立厚狭図書館『厚狭毛利史料第21集 代官所日記（弘化4未年正月～12月まで）』2002年
- 山陽町教育委員会『山口県厚狭郡山陽町埋蔵文化財報告第3集 物見山経塚』1978年
- 『蜀山人全集 第1』(国立国会図書館デジタルコレクション)
- 根本みなみ『近世大名家における「家」と「御家」 萩毛利家と一門家臣』清文堂、2018年
- 山口県教育委員会『山口県埋蔵文化財調査報告第134集 妙徳寺山古墳 妙徳寺山経塚 栗遺跡』1991年
- 『山口県史 資料編 考古1』2000年
- 『山口県史 史料編 古代』2001年
- 『山口県史 史料編 中世3』2004年
- 『山口県史 史料編 近代1』2000年
- 『山口県史 史料編 近代4』2003年
- 『山口県史 通史編 近代』2016年
- 『山口県地質図 第3版（15万分の1）及び説明書』山口地学会、2012年
- 山口県文化財愛護協会『歴史の道調査報告書 山陽道』1983年

第3章 史跡等の概要

第1節 指定に至る経緯

平成3年(1991)、文化庁から、県内の干拓遺跡をまとめて周防灘干拓遺跡として指定する方向で打診があった。平成5年(1993)6月28日、公有水面等の国有地の管理者である山口県と指定範囲内の土地所有者の指定史跡の同意を得て、国史跡の指定申請書を提出した。

平成5年9月29日、国の文化財保護審議会の専門委員4名と文化庁の調査官により、浜五挺唐樋と山口市の名田島新開作南蛮樋の現地調査が行われ、その結果、「両史跡は近世の周防灘における萩藩による開作(干拓)の実態を示す貴重な遺跡であり、また切石積みによる精緻な構造は、当時の土木技術の到達点をよく示している。よってこれらを史跡に指定しその保存を図るものである。」として、同年11月19日、文化財保護審議会から文部大臣に対して、周防灘干拓遺跡として国指定の答申がなされた。

この答申を受けて文部大臣は平成8年(1996)3月28日、国史跡として、正式に指定した。

表3-1 史跡指定に係る主な経過

年代	経過
平成元年度(1989)	小野田市指定文化財(史跡)(12月12日)
平成3年度(1991)	指定にかかる実測調査及び図化業務(5月～6月)
	県専門職員及び県文化財審議会委員による調査(5月28日)
平成5年度(1993)	山口県指定文化財(史跡)(平成4年(1992)3月24日)
	国の文化財審議会専門調査官及び文化庁調査官による調査(9月29日)
	国文化財保護審議会会長から文部大臣に国指定の答申(11月19日)
平成7年度(1995)	国史跡指定の官報告示(平成8年(1996)3月28日)

第2節 指定の状況

1 指定告示等

浜五挺唐樋は、平成8年(1996)3月28日に国史跡の指定を受けた。(平成8年3月28日付文部省告示第48号)

- ・ 指定年月日：平成8年3月28日
- ・ 所在地：山口県山陽小野田市大字西高泊 別図のとおり
- ・ 基準：特別名勝史跡天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準
(昭和26年文化財保護委員会告示第2号) 史跡の部第六による。
- ・ 説明：干満の差が大きく遠浅の海岸で干潟の発達した場所は、古来から干拓が行われてきている。瀬戸内海の西端、周防灘に面した地域でも積極的に開作(干拓)が行われてきた。高泊の浜五挺唐樋、名田島の新開作南蛮樋は、近世の周防灘における萩藩(長州藩)による開作(干拓)の実態を示す貴重な遺跡であり、また、石切りによる精緻な構造は、当時の土木技術の到達点をよく示しているため、これらを史跡に指定し保存を図るものである。
- ・ 指定面積：294.18㎡

○文部省告示第四十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、次に掲げる記念物を史跡に指定する。

平成八年三月二十八日

文部大臣 奥田 幹生

名称	所在地	地域
周防灘干拓遺跡 高泊開作浜五挺唐樋（高泊開作浜五挺唐樋）	山口県小野田市大字西高泊	別図のとおり
名田島新開作南蛮樋（名田島新開作南蛮樋）	山口県山口市大字名田島	別図のとおり

備考

別図は省略し、その図面を山口県教育委員会、小野田市教育委員会及び山口市教育委員会に備えおいて縦覧に供する。（参考図参照）

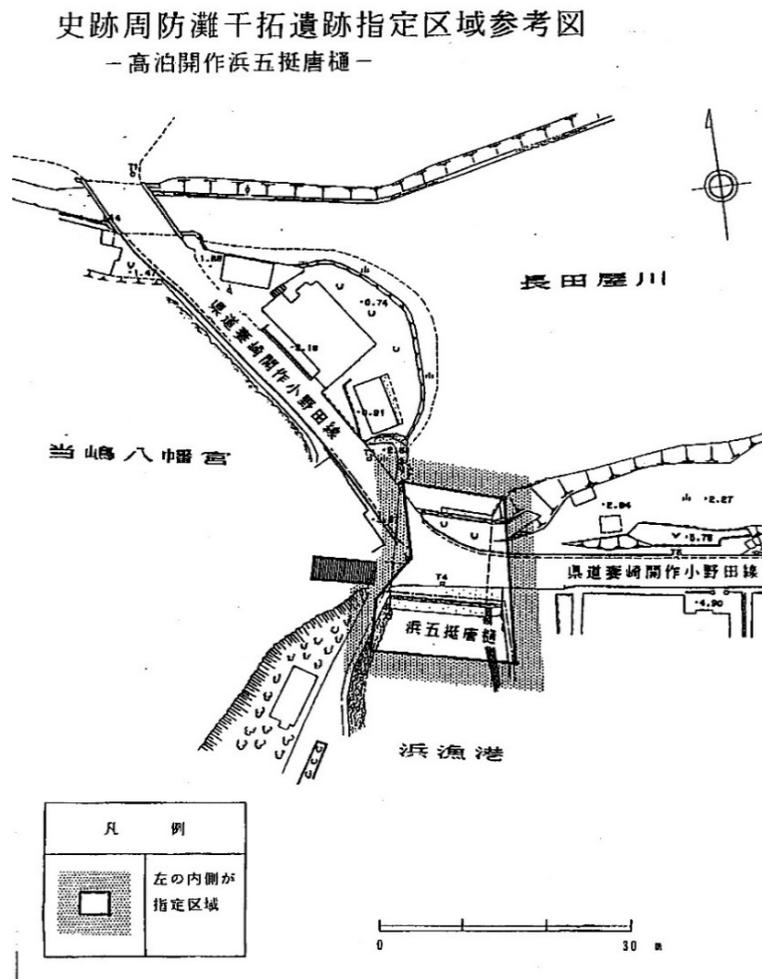


図 3-1 史跡周防灘干拓遺跡指定区域参考図

2 指定説明

干満差が大きく遠浅な海岸、特に湾入部で河口に近く、干潟が発達した場所では、古来より干拓が行われてきた。有明海、八代海、瀬戸内海、伊勢湾、三河湾、東京湾などはその代表的な事例である。瀬戸内海のうち、西端の周防灘に面した地域でも、積極的な干拓（この地方では開作とよぶ）が行われてきた。近世においてそれを実施したのは、主として萩藩（長州藩）であった。

まず高泊開作は、高泊湾を干拓したもので、寛文8年（1668）の汐止めによって完成した。400町歩の規模をもつ、萩領内における最大規模の開作である。萩藩の直営事業として当職（萩藩国家老）毛利就方が発起し、船木代官楊井春勝（三之允）が工事を主管した。汐止め20年後の貞享4年（1687）には、有帆口、高須、平原、鳥帽子岩、楡山、横土手といった新しい集落が形成されており（厳島竜王社「祭事神役割」）、享保19年（1734）編纂の萩藩地誌『地下上申』では、高泊開作の石高4,449石余とある。

この干拓は規模が大きかったため、排水樋門の数・形態にも年を追っての変遷がある。すなわち当初は有帆川の濬筋（干潟内の河川流路）に石壁土垣で樋門を設けたが、汐止めの2、3年後（寛文10～11年）、これを廃し、堤防西端の八幡山麗を掘削してさらに2か所の樋門を設けた。そのうち1つは八幡山東麗の三挺唐樋で、安政4年（1857）、山麗の岩盤をさらに切り開いて五挺唐樋に増設し、翌5年には排水口周辺の岩盤を除去して排水効率を高めた。これが現在に残る浜五挺唐樋で、当時はこれを新石唐樋とよんだ（「普請要録」、唐樋とは招き扉形式による樋を指すものであろう）。いま1つの樋門は八幡山南麗の二挺唐樋であるが、太平洋戦争中米軍の爆撃により破壊されている。

名田島は山口市の南部、榎野川河口部にあり、寛永3年（1626）に長妻開作、慶安3年（1650）に慶三開作、元禄3年（1690）に元禄開作が築立てられているが、後二者は萩藩（長州藩）によるものである。

この後元禄開作の沖に、同じく萩藩によって築立てられたものが、新開作（安永開作）で、安永3年（1774）9月に築立てられ、同年12月に汐止めされた。百余町の干拓地である。

現存する安永開作の排水樋門は、三挺樋門、四挺樋門、悪水樋門二基と堤防、悪水溜等からなっている。樋門は花崗岩を加工した長方形の石材を積み上げた堅牢な石垣の間に、ロクロによる巻き上げ方式の仕切板を設置したもので、当時唐樋（招き扉）に対し、これを南蛮樋とよんだ。1日4回満干のつど、板を上下に作動し、汐止めと内陸部悪水の排水を行った。この仕事は藩より給付を受ける樋守人が行った。また海水が入ることを完全に遮断することは難しかったようで、ヒラサとよばれる悪水溜から各水田に通じる排水路にも、小さな汐止めの招き扉が設置されている。また山口県文書館に「名田島開作絵図」が残されているが、樋門については四挺樋、南蛮樋、石樋等と記され、ほかに樋守固屋が画かれている。

高泊の浜五挺唐樋、名田島の新開作南蛮樋等は、近世の周防灘における萩藩による開作（干拓）の実態を示す貴重な遺跡であり、また切石積による精緻な構造は、当時の土木技術の到達点をよく示している。よってこれらを史跡に指定しその保存を図るものである。

なお、高泊唐樋は近年隣接地に新樋門が建設され、また名田島南蛮樋は大正12年（1923）、その沖合に山口県営干拓が完成したことにより、樋門として機能することはなくなっている。

（引用：月刊文化財 平成5年（1993）12月）

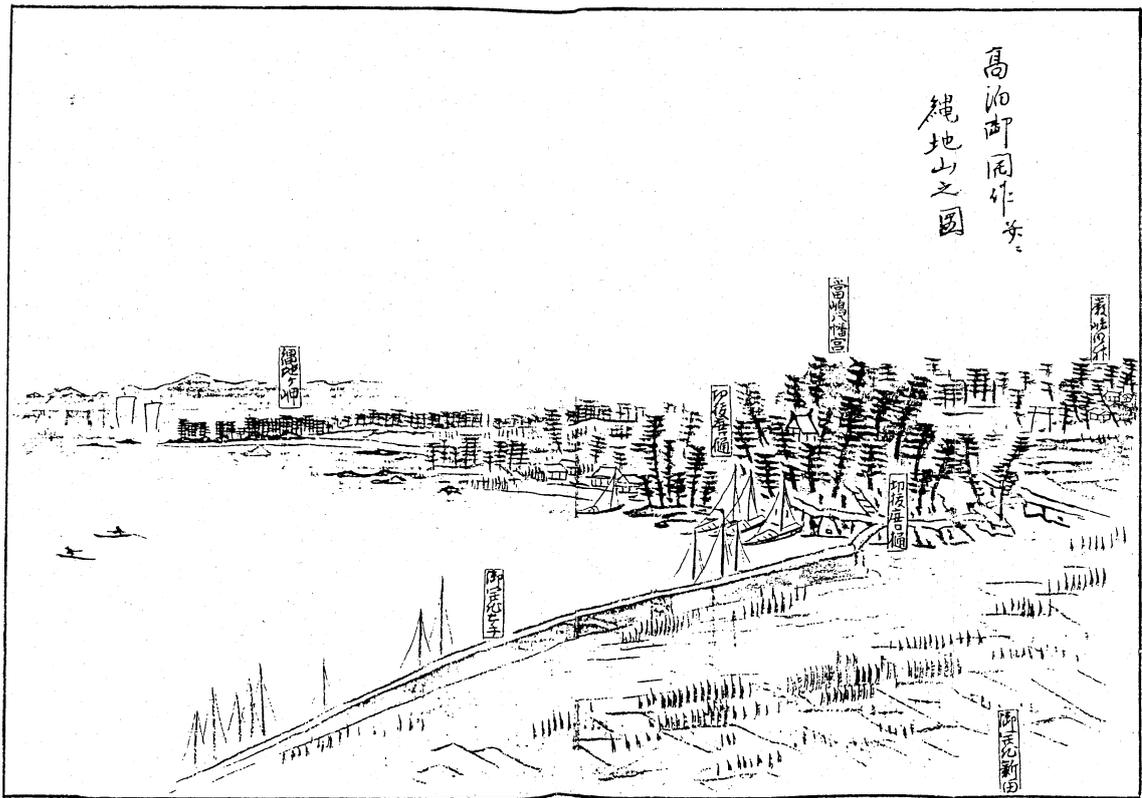


図 3-2 『防長風土注進案 西高泊村』(山口県文書館蔵)

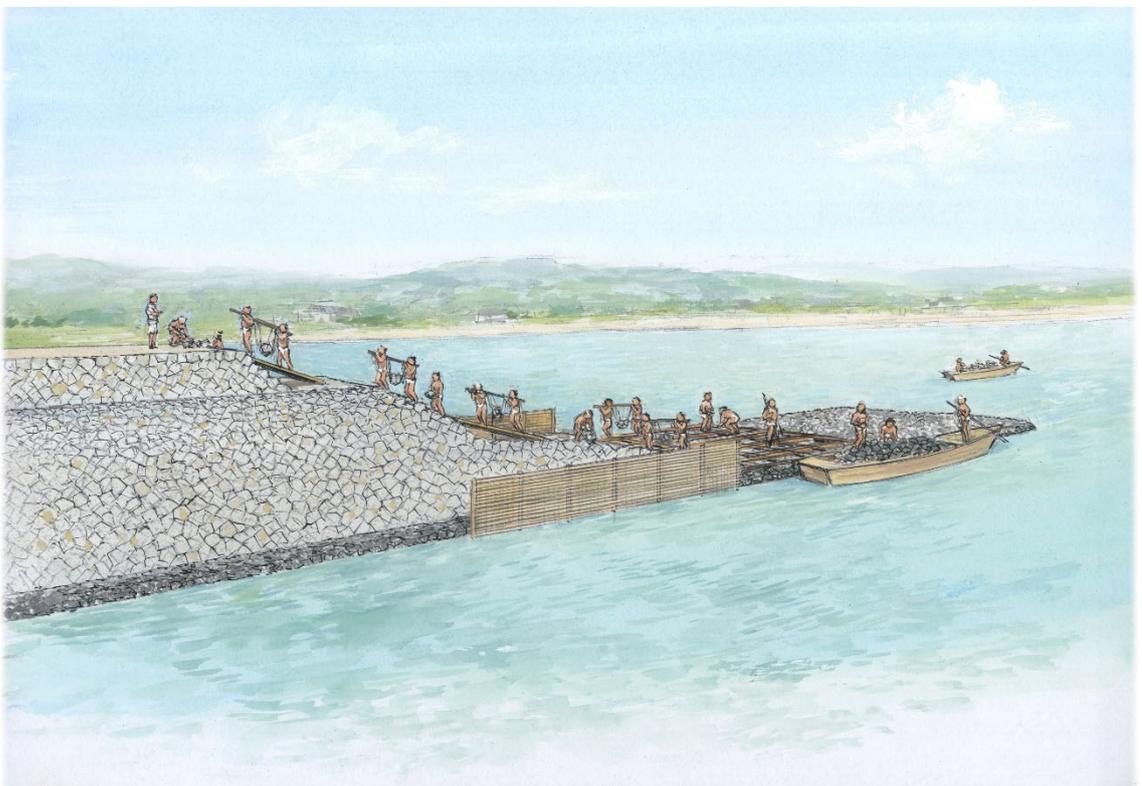


図 3-3 開作工事(築堤)の様子(イメージ)

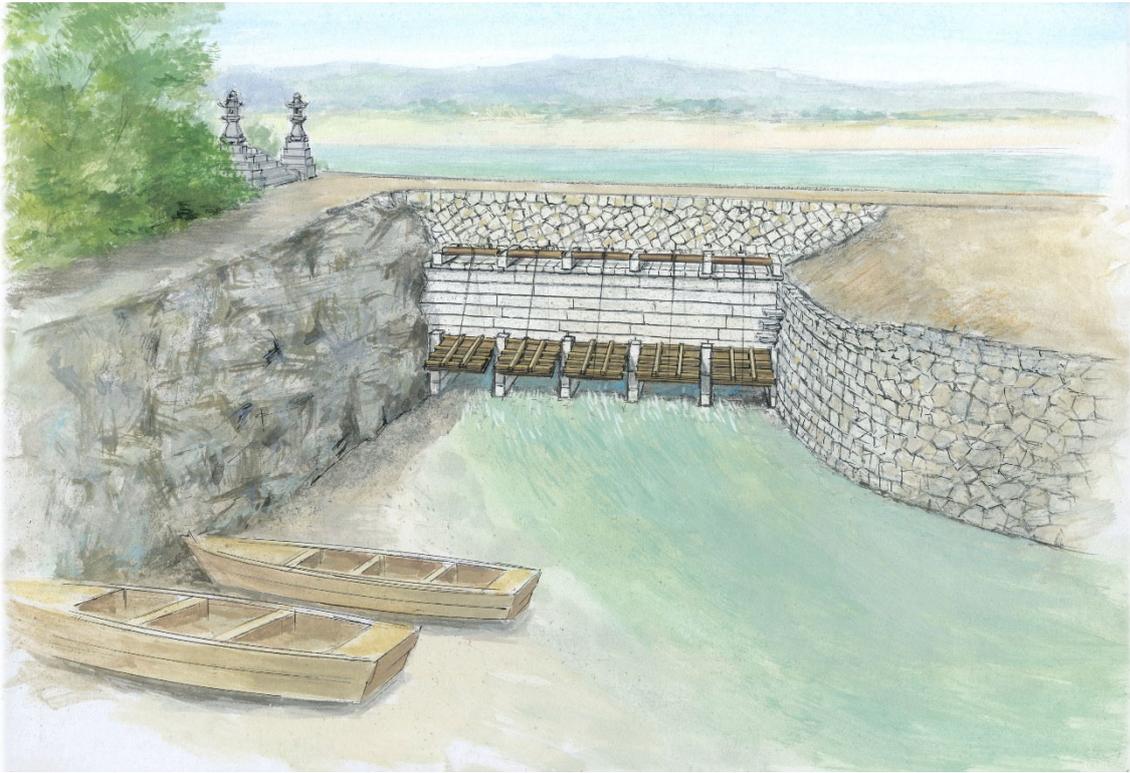


図 3-4 当時の浜五挺唐樋（湾側）（イメージ）

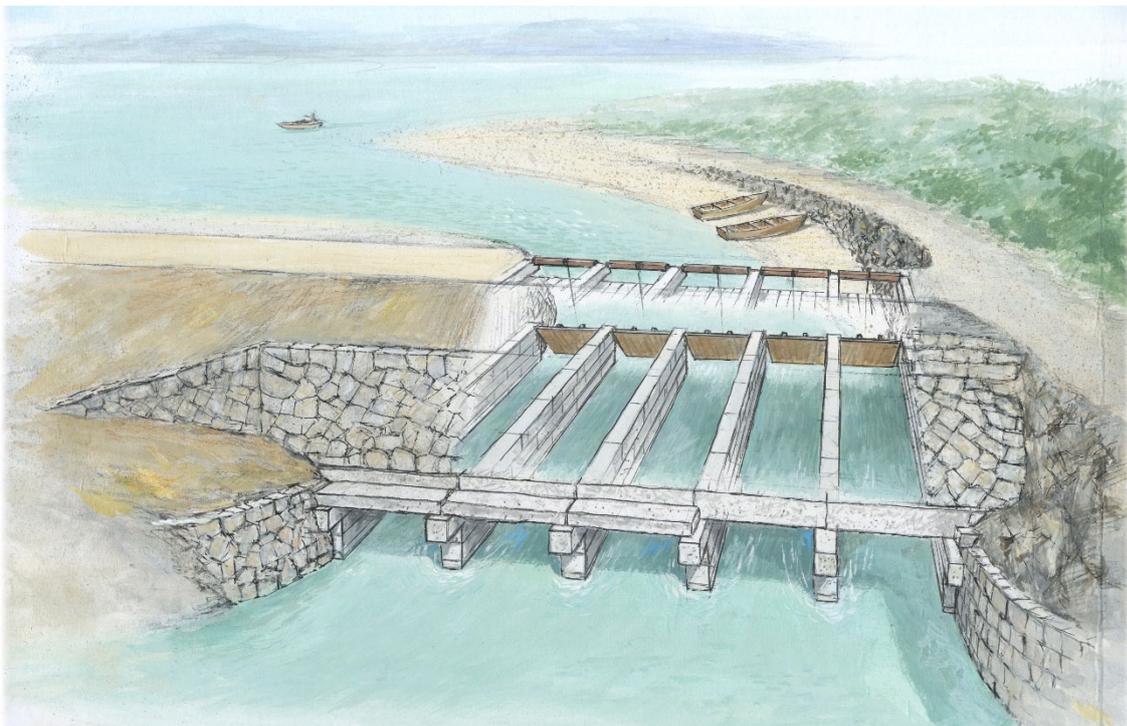


図 3-5 当時の浜五挺唐樋（遊水地側）（イメージ）

第3節 指定地の状況

1 指定地の土地所有・土地利用の状況

現在史跡に指定されている範囲は、294.18 m²である。そのうち市の所有地は5.13 m²、神社所有地は15.12 m²、農林水産省有地は273.93 m²である。

神社所有地は史跡の右側面の一部である。農林水産省有地は、公有水面と堤である（図 3-6）。

2 管理団体の指定

文化財保護法第71条の2の第1項及び第95条第1項の規定により管理すべき地方公共団体として、小野田市が指定されている。

（平成15年（2003）9月30日付文化庁告示第15号）

3 公有化の状況

史跡指定後、公有化は行われていない。なお令和6年（2024）3月現在、公有化を行う予定はない。



	地目	所有者	面積 (m ²)
	公有水面	農林水産省所管国有財産部局長山口県知事	93.36
	堤（道路）	農林水産省所管国有財産部局長山口県知事	59.07
	堤	農林水産省所管国有財産部局長山口県知事	52.81
	宅地	宗教法人 高泊神社	15.12
	公有水面	農林水産省所管高泊漁港管理者 山陽小野田市	68.69
	宅地	山陽小野田市	5.13

図 3-6 指定地内の所有者等一覧

第4節 周辺の文化財

浜五挺唐樋は高泊開作事業にかかわる史跡の一つであり、山陽小野田市内には、同事業にかかわる史跡が数多くのこされている。以下に紹介する。

1 高泊神社

高泊開作地の鎮守。寛文13年(1673)建立。

高泊開作事業が成就したことにより、楊井三之允が高泊開作地の鎮守とするために新たに建立した。社紋は、毛利家と同じ一文字三ツ星が使用されている。

明治3年(1870)厳島龍王社の名を改め二柱神社、大正6年(1917)に高泊神社と社号を改めた。境内には、東西高泊村の庄屋や石炭廻船業者から寄進された鳥居があり、拝殿の前には子連れの狛犬などが置かれている(写真3-1)。



写真 3-1 高泊神社

当社所蔵の『新田記』は、奉納された正本と宮司家に伝来する副本の2巻あり、前者は山陽小野田市の指定文化財に登録され、後者は市歴史民俗資料館へ寄託されている。神社の縁起という性格をもつが、高泊開作の造成記録としても貴重な古文書である。

『新田記』に書かれている「其後以熊野二郎左衛門工夫、截断高泊八幡山下之厳石、而用万古不朽之水樋」という記事が、現在の浜五挺唐樋の初見史料とされる。

また、高泊神社境内には以下の高泊開作事業に関する史跡がある。

(1) 龍王島

開作以前の高泊湾における唯一の岩島であった。波に削られたであろうその姿が開作以前に、ここが海であったことを伝えている。『新田記』には、「龍王島あり、奇石巖々、怪松高く聳え」とその靈驗性が述べられている。楊井三之允は、高泊開作成就の際は、龍王島に新堂を建て、鎮守として祀ることを誓い工事の無事を祈った。

(2) 切貫成就記念灯籠

安政4年(1857)に三挺から五挺への居替の「普請成就」を記念して奉納された灯籠。花崗岩の自然石。高さ3.33 m。

(3) 高泊開作成就記念碑

明治5年(1872)。花崗岩自然石の碑石で、高さ約1.5 m。幅約89 cm。山口明倫館教授近藤芳樹選文で、開作成就までは、『新田記』を参照し作成されたと思われる。また、成就以後は、「田は土肥え村里賑い」と、高泊開作事業の意義を後世へ伝えるものとなっている。

(4) 楊井三之允頌徳碑

花崗岩自然石。高さ2.42 m。大正13年(1924)。萩藩毛利家の第29代当主である毛利元昭篆額。山口豊栄神社宮司国司直行選文。三之允が元和6年(1620)に萩で生まれ、元禄15年(1702)6月15日没であることが記され、高泊開作事業における楊井三之允の功績をまとめたもの。

2 高泊開作汐止記念石

大正6年5月11日の開作250年祭にあたり建設された。「御汐止記念石 寛文八年毛利家五十六代従四位下大江綱広公高泊開作築止成就」とあり、高泊開作事業の際に、最初に設けられた樋門があった場所に建てられている（写真3-2）。高さ1.45m。



写真3-2 汐止記念石

3 勘場屋敷

寛文8年（1668）より始まる高泊開作事業の際に、指揮をとった代官楊井三之允が起居したと伝わる（写真3-3）。開作事業完了ののち、事業に功労があった庄屋目権右衛門が屋敷を拝領し、代々ここに居住することになった。ちなみに、「目」姓は、享保11年（1726）に藩命により「作花」に改名したと伝わっている。この家に伝来した『作花一男旧蔵文書』（市歴史民俗資料館蔵）には、高泊開作地の歴史を知るものが残されているが、なかでも文化14年（1817）の妻崎開作（現宇部市）の築立の際に、先例としてまとめられた『高泊開作覚書』は、高泊開作事業の概要を知る上で数少ない貴重な記録であり、高泊開作事業が、後々の開作事業の参考となっていたことがわかるものである。



写真3-3 勘場屋敷

また、江戸時代前期に造られたとされる平庭式枯山水の庭園は、邸宅の庭園が現存している希少な例と考えられている。

4 当嶋八幡宮

有帆川河口に鎮座する。社伝によると、仁和年中（885～889）に、豊前国宇佐八幡宮を分社したことに始まり、天正年中（1573～1592）に社殿が焼失したとされる。『新田記』では「高泊八幡」と記され、高泊開作造成により、社殿の向きが南向きから現在の東向きに変わったとされる。境内にある鳥居、狛犬、燈籠、手水鉢は、高泊村の役人たちが奉納したものである（写真3-4）。



写真3-4 当嶋八幡宮

5 法蓮寺

高泊開作事業が完了したのち、多くの人々が移住してきたことが契機となり、それらの人々の旦那寺が必要となったため延宝年間（1673～1681）に吉部村（現宇部市）より引寺となった。この寺の梵鐘（市指定文化財）は、銘文によると、元禄3年（1690）8月に鑄造され、開作地が災害等で危険となった際に急を知らせる合図として使用された。そのため、太平洋戦争中の金属回収令に際しても、その由緒により供出をまぬがれた（写真3-5）。



写真3-5 法蓮寺梵鐘

6 松江八幡宮

JR 小野田線目出駅前前の丘上に鎮座し、創建は和同2年(709)と伝わる(写真3-6)。『新田記』には「目出八幡」とみられ、高泊開作事業の際には、西の当嶋八幡宮とともに、代官楊井三之允が工事の無事完成を祈ったとされる。



写真 3-6 松江八幡宮

7 江汐湖

寛文12年(1672)、高泊開作地の灌漑用水を確保するために造られた溜池が始まりであり、以降、高泊開作地の水の確保において重要な溜池となり、これ以降、西ヶ河内や小松尾などの溜池が築造され、高泊開作地(主に西高泊)の灌漑用の水源となった。

昭和39年(1964)、江汐湖を中心にその周辺に公園が開設されて以降、随時整備が進められ、多様な植物と野鳥に恵まれた自然豊かな場所となり、平成24年(2012)4月から市営の公園となった(写真3-7)。



写真 3-7 江汐湖

8 茅場分水

長田屋川の水分けについて、文化6年(1809)に始まる東高泊村と西高泊村との水論が起こった。その解決のため、文化8年(1811)7月、船木・吉田両代官の立ち会いのもと水の配分について取決めを行った。その際、新たに設けられた水盛定盤石が茅場分水である(写真3-8)。東西高泊村の水分けについてまとめたものが『東西両高泊水論取納め一件』で、これによると、

- ・水の配分は、溝筋による現町数の割合とする。
- ・水盛定盤石の据付工事には両村の庄屋・畔頭が立会い、勘場役人の検分を受けること。
- ・江汐・西ヶ河内両堤の樋守給等は、両堤の水懸り町数割とする。

などが決められ、それによる水分けのルールが両村の庄屋・畔頭・百姓総代らの署名により藩に提出された。



写真 3-8 茅場分水

9 縄地

有帆川河口の小さな半島、突出部が縄地ヶ鼻と呼ばれ、その背後の高台を縄地山と記される(写真3-9)。

縄地御立山5町歩の内、半分の2町5反歩が、「唐樋木引除山」に指定され、唐樋の用材の供給地となっていた。ちなみに縄地は「のうじ」と呼んでいたことも指摘されている。



写真 3-9 縄地ヶ鼻

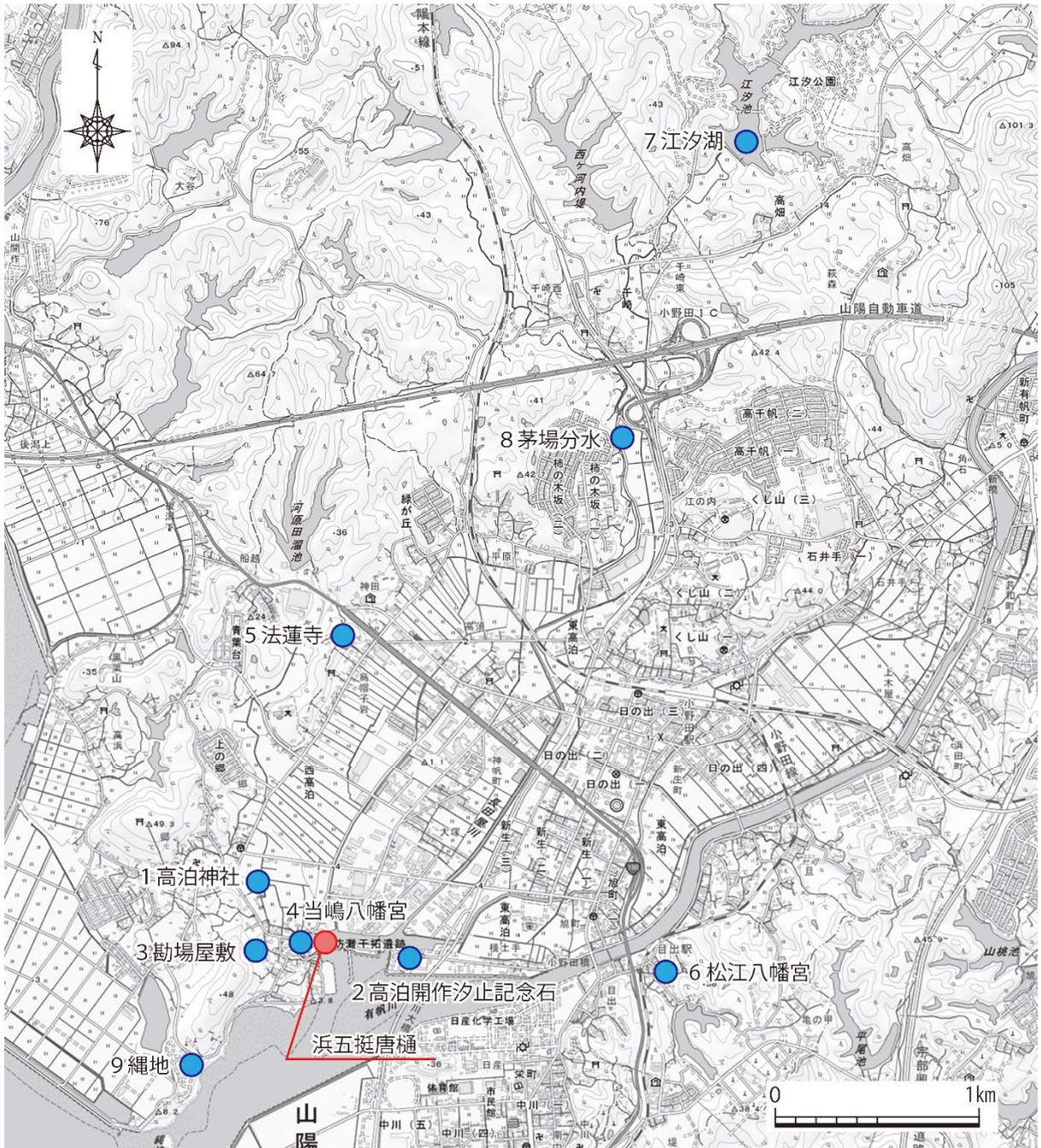


図 3-7 周辺の文化財

参考文献

小野田市教育委員会『ふるさと小野田』1972年
『小野田市史』1962年
『小野田市史 補遺編』1963年
『小野田市史 史料編上』1986年
『小野田市史 民俗と文化財』1987年
『小野田市史 通史』1990年
山陽小野田市『まち再発見』2016年
山口県教育委員会『山口県未指定文化財調査報告 山口県の庭園』1994年

第4章 史跡の本質的価値

第1節 指定時の本質的価値

史跡指定時の指定理由、指定説明から、指定時の本質的価値は以下のように定められている。

1 近世の周防灘における萩藩（長州藩）による開作（干拓）の実態を示す貴重な遺跡

高泊開作は萩藩が手掛けた開作事業のなかでも最大規模であり、この時つくられた樋門は、排水樋門として長年使用されたため、樋門の数や形態にも時代ごとの変遷があった。安政4年（1857）に八幡山東麓の三挺唐樋を改修してつくられた五挺唐樋は現在まで良好な状態で残っており、排水樋門及び高泊開作の実態を現在に伝えるものである。

2 切石積による精緻な構造など当時の土木技術の高さをよく示している遺跡

- (1) 構造としては切り抜いた岩盤上に角材に加工した花崗岩を緻密に積み、水路の両壁とし、壁上に天井石（蓋石）を渡し、その上に整然と積まれた切石積の重ね石、石垣等を支えている。
- (2) 五挺唐樋以前は三挺唐樋であったが、安政4年、山麓の岩盤をさらに切り開いて五挺唐樋に増設し、翌5年（1858）には排水口周辺の岩盤を除去して排水効率を高める工事を行っている。

第2節 その後の文献調査で判明したこと

国指定以降、浜五挺唐樋の調査や研究は進んでいなかった。そのため、本計画の作成を機に、文献調査を行った。調査成果の詳細は、巻末に「論考・資料編」として掲載し、ここでは要約のみを記述する。

1 樋門の完成時期

『新田記』の記述から、当初の樋門の完成は寛文8年（1668）～12年（1672）の間と想定される。

2 樋門の改修とその内容

『普請要録』（山口県文書館蔵）には、安政4年（1857）に樋門を三挺から五挺に改修した際の記録や図面が豊富に記されている。記録及び図面資料と現状の樋門と比較を行った結果、現状の構造や寸法は、安政4年時とほぼ一致していることが明らかになった。

3 「南蛮樋」と「唐樋」という記述

『普請要録』では、安政4年の改修以前の三挺時は「南蛮樋」と記し、改修以後の五挺時は「五挺石唐樋」、「五挺双ヒ唐樋」などと表現している。地元に残る安政4年以前の文献資料にも「南蛮樋」の記述があるため、改修時に南蛮樋から唐樋へと呼称、つまり構造が変化したと考えられる。しかし、『普請要録』に記されている三挺樋（南蛮樋）は、山口県内他市に現存する当時の南蛮樋と呼ばれるものとは構造が異なる。当時の南蛮樋と唐樋の呼称、構造の違いや定義、地域差などを考える貴重な事例である。

4 「双樋」という表現

『普請要録』の他、『船木宰判本控』では、安政4年の改修以後、樋門を「双樋」と表現している。安政4年の改修時に2箇所（湾側、遊水地側）の樋門とそれを結ぶ水門が築造されたと推察する。

5 地元からの献納による改修

『中村克衛家文書』、『栗屋徹家文書』、『目紘二家文書』には、安政4年の改修に近隣の村役人が献納したことが記され、それが家の「勤功」として主張されている。改修や保存に対して地元の人たちからの献納により費用が賄われていたことが明らかになった。

第3節 史跡の本質的価値

前節の調査成果を踏まえ、史跡の本質的価値として、指定時の本質的価値に以下の内容を追加することとする。

1 近世の周防灘における萩藩（長州藩）による開作（干拓）の実態を示す貴重な遺跡

- (1) 高泊開作は萩藩が手掛けた開作事業のなかでも最大規模のもので、長期にわたり開作事業がなされたため、排水樋門の数や形態にも時代ごとの変遷があった。安政4年（1857）に八幡山東麓の三挺唐樋を改修してつくられた五挺唐樋は現在まで良好な状態で残っており、排水樋門及び高泊開作の実態を現在に伝えるものである。
- (2) 文献資料『普請要録』に収められた五挺唐樋の図面に示された仕様、寸法が現状とほぼ一致しており、浜五挺唐樋は保存状態の良さから、史料的な価値の高いものである。
- (3) 寛文年間の樋門完成以降、村による管理が行われ、安政4年の改修の際には、村役人をつとめる家からの献納があるなど、当時の地域社会と浜五挺唐樋の関係が深いものである。

2 切石積による精緻な構造など当時の土木技術の高さをよく示している遺跡

- (1) 構造としては切り抜いた岩盤上に角材に加工した花崗岩を緻密に積み、水路の両壁とし、壁上に天井石（蓋石）を渡し、その上に整然と積まれた切石積の重ね石で石垣等を支えている。
- (2) 五挺唐樋以前は三挺唐樋であったが、安政4年、山麓の岩盤をさらに切り開いて五挺唐樋に増設し、翌5年には排水口周辺の岩盤を除去して排水効率を高める工夫がなされている。
- (3) 「五双樋」と記されるように、湾側と遊水地側両側に樋門を設け、その間を盛土し、堤体を築く構造形式であり、五挺（五双樋）という形状が山口県内の開作地で初めての事例であった。

第4節 構成要素の特定

史跡の保存、活用、整備においては、史跡の本質的価値を構成する要素とそれ以外の要素を特定し、それらの取扱いを検討する必要がある。先述の本質的価値を踏まえ、浜五挺唐樋の構成要素を区分、区域別に整理する。

1 区分の設定

(1) 本質的価値を構成する諸要素 (a)

本質的価値を構成する諸要素は史跡の指定説明に明示されている内容に基づく要素、及びその後の調査に基づき、史跡の本質的価値が認められる要素が該当し、将来にわたり確実に保存すべきものである。安政4年(1857)当初の構造を伝える樋門、岩盤、堤体が該当する。

(2) 本質的価値を補完する諸要素 (b)

本質的価値を補完する要素として、樋門を構成する要素ではあるが、近年改修が行われている要素や当初のものか不明な要素、史跡と一体となった環境(水面、潮の満ち引き)や景観等が該当する。

(3) その他の諸要素

① 保存活用に有効な要素 (c)

史跡の保護及び適切な保存管理、整備、活用上有効な要素で、主として史跡の保存に資する要素と史跡の活用に資する要素がある。

主として史跡の保存に資する要素としては、管理施設(史跡の周知に必要な史跡標識、説明板、境界標、柵等の施設や史跡の維持管理に必要な施設)が該当する。

主として史跡の活用に資する要素としては、史跡へのアクセスに係る施設や設備、便益施設、公開・活用施設(ガイダンス施設)等が該当する。

② その他の要素 (d)

地域との関わりのなかで必要な社会的要素や、史跡の本質的価値に影響を及ぼすため、調整が必要となるものである。市道等が該当する。

2 区域の設定

区域の設定は計画範囲の区分をもとに、史跡指定地内、周辺地域、高泊開作関連地域に区分する(図4-1)。

周辺地域は史跡指定地に隣接した土地で、特に史跡と密接な関わりがある区域である。

高泊開作関連地域は高泊開作地と考えられる区域であり、高泊開作に関連する遺構等が存在する、より広域の範囲である。

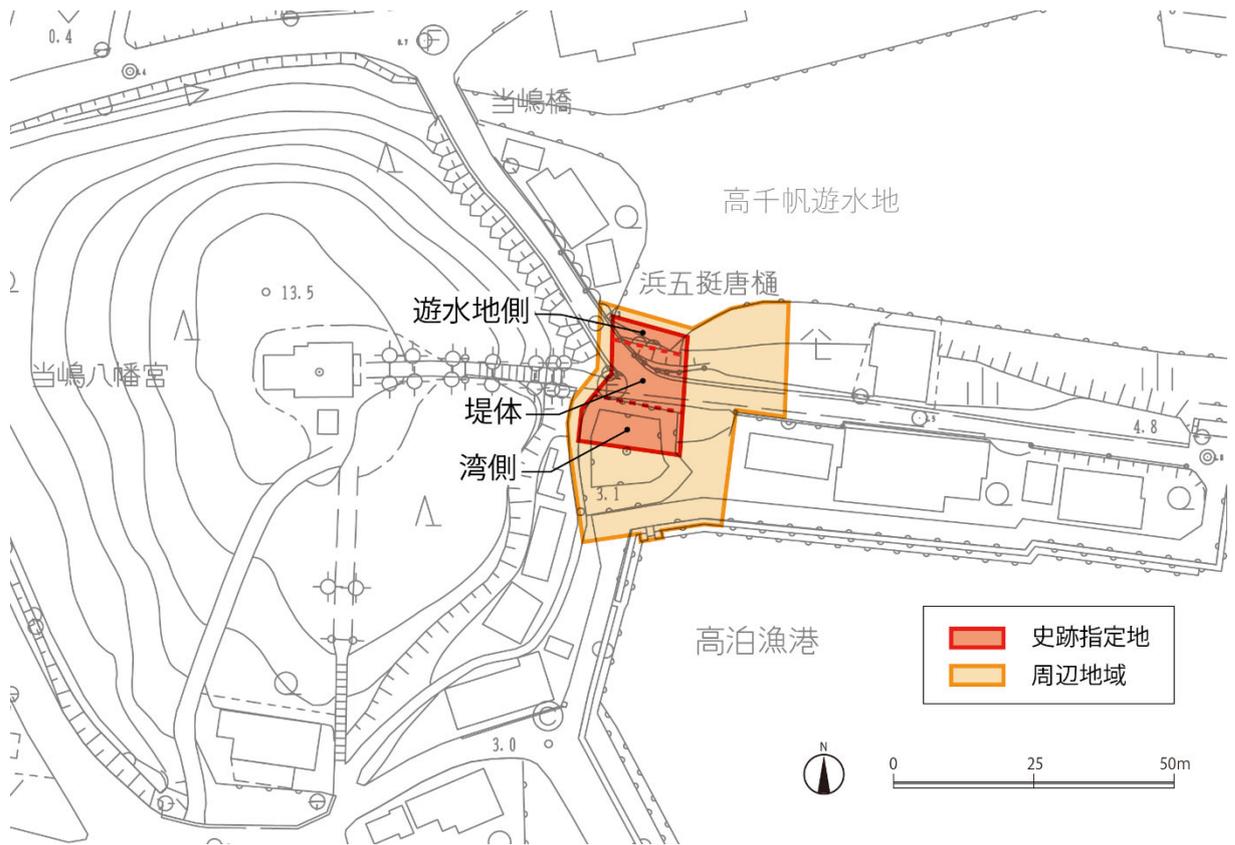


図4-1 構成要素の特定に係る区域区分

3 構成要素の特定

区分、区域の設定をもとに、構成要素の特定を行った(表4-1、図4-2~11、写真4-1~36)。

表4-1 構成要素の分類

区分	a: 本質的価値を構成する諸要素	b: 本質的価値を補完する諸要素	その他の諸要素		
			c: 保存活用に有効な要素	d: その他の要素	
史跡指定地内	湾側	【樋門を構成する要素】 ・樋門 ・岩盤	【樋門を構成する要素のうち、近年改修された要素】 ・ろくろ、ロープ、ロープ止め ・招き戸 【史跡と一体となった環境、景観】 ・水面、潮の満ち引き	【主として史跡の保存に資する要素】 ・史跡標識(石碑)、史跡説明板 ・史跡境界標 ・ネットフェンス ・タラップ、ろくろ場石階段 ・法面保護	【史跡の保存活用上、調整を必要とする要素】 ・石垣の補修目地 ・水中堆積物、蛎殻
	堤体	【樋門を構成する要素】 ・樋門(暗渠等) ・岩盤 ・遺構、遺物	【樋門を構成する要素のうち、当初のものか不明な要素】 ・石垣(一部)	【主として史跡の保存に資する要素】 ・史跡境界標 ・転落防止柵 ・フェンス扉 ・法面保護	【史跡の保存活用上、調整を必要とする要素】 ・暗渠内コンクリート 【社会的要素】 ・道路(市道) ・ガードレール ・コンクリート路盤 ・地下埋設物(水道、消火栓) ・マンホール蓋(水道、消火栓)
	遊水地側	【樋門を構成する要素】 ・樋門 ・岩盤	【史跡と一体となった環境、景観】 ・水面、潮の満ち引き	【主として史跡の保存に資する要素】 ・史跡境界標 ・コンクリート擁壁(右岸、左岸)	【史跡の保存活用上、調整を必要とする要素】 ・水中堆積物 【社会的要素】 ・道路(市道) ・コンクリート橋梁 ・ガードレール
史跡指定地外	周辺地域	【樋門を構成する要素】 ・樋門(袖石垣、石垣の一部) ・堤体 ・岩盤 ・遺構、遺物	【樋門を構成する要素のうち、当初のものか不明な要素】 ・石垣 ・切石(花崗岩) 【史跡と一体となった環境、景観】 ・水面、潮の満ち引き ・景観(高泊漁港、八幡山、高千帆遊水地)	【主として史跡の保存に資する要素】 ・法面保護 ・コンクリート堤体(階段、暗渠、道路路端を含む) ・水門 ・ネットフェンス、フェンス扉 ・横断防止柵 ・階段 ・コンクリート擁壁 ・捕集フェンス 【主として史跡の活用に資する要素】 ・駐車場案内板 ・道路(市道、斜路、見学路等)	【社会的要素】 ・ガードレール ・排水側溝 ・電柱 【史跡の保存活用上、調整を必要とする要素】 ・道路(斜路) ・樹木 ・八幡山法面傾斜地(岩盤、樹木)(土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)、土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊))
	高泊開作関連地域		【史跡と一体となった環境、景観】 ・景観(高泊開作、周防灘) 【周辺の文化財】 高泊神社、龍王島、切貫成就記念灯籠、高泊開作成就記念碑、楊井三之允頌徳碑、高泊開作汐止記念石、勘場屋敷、当嶋八幡宮、法蓮寺、松江八幡宮、江汐湖、茅場分水、縄地	【主として史跡の保存に資する要素】 ・史跡案内板(八幡山北側) 【主として史跡の活用に資する要素】 ・山陽小野田市歴史民俗資料館 ・見学者用駐車場(高泊漁港南) ・駐車場案内板	【史跡の保存活用上、調整を必要とする要素】 ・八幡山法面傾斜地(岩盤、樹木)(土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)、土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊))

※史跡指定地内の堤体は樋門内部を含む

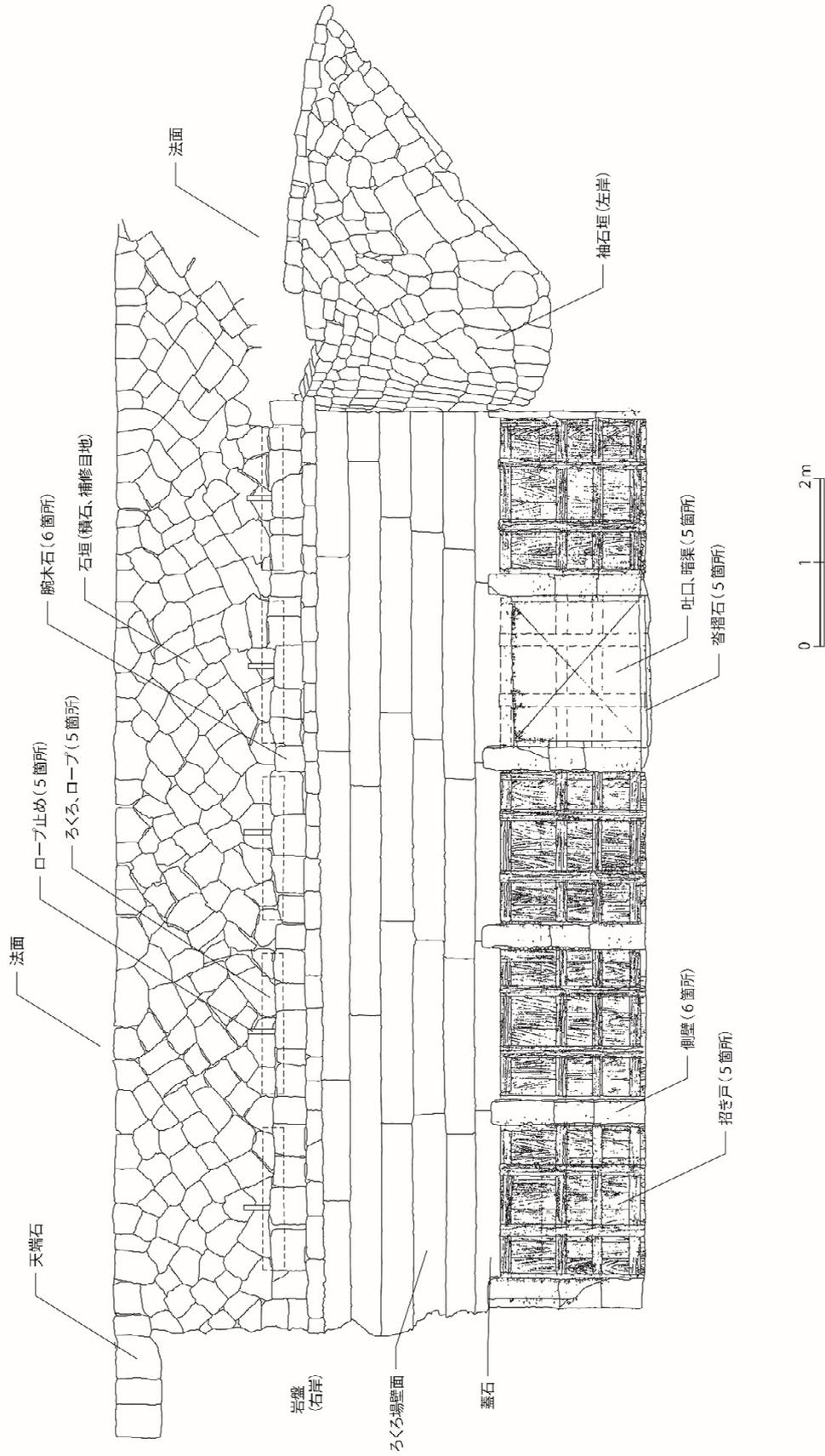


図4-2 櫓門立面図 (湾側) 構成要素図

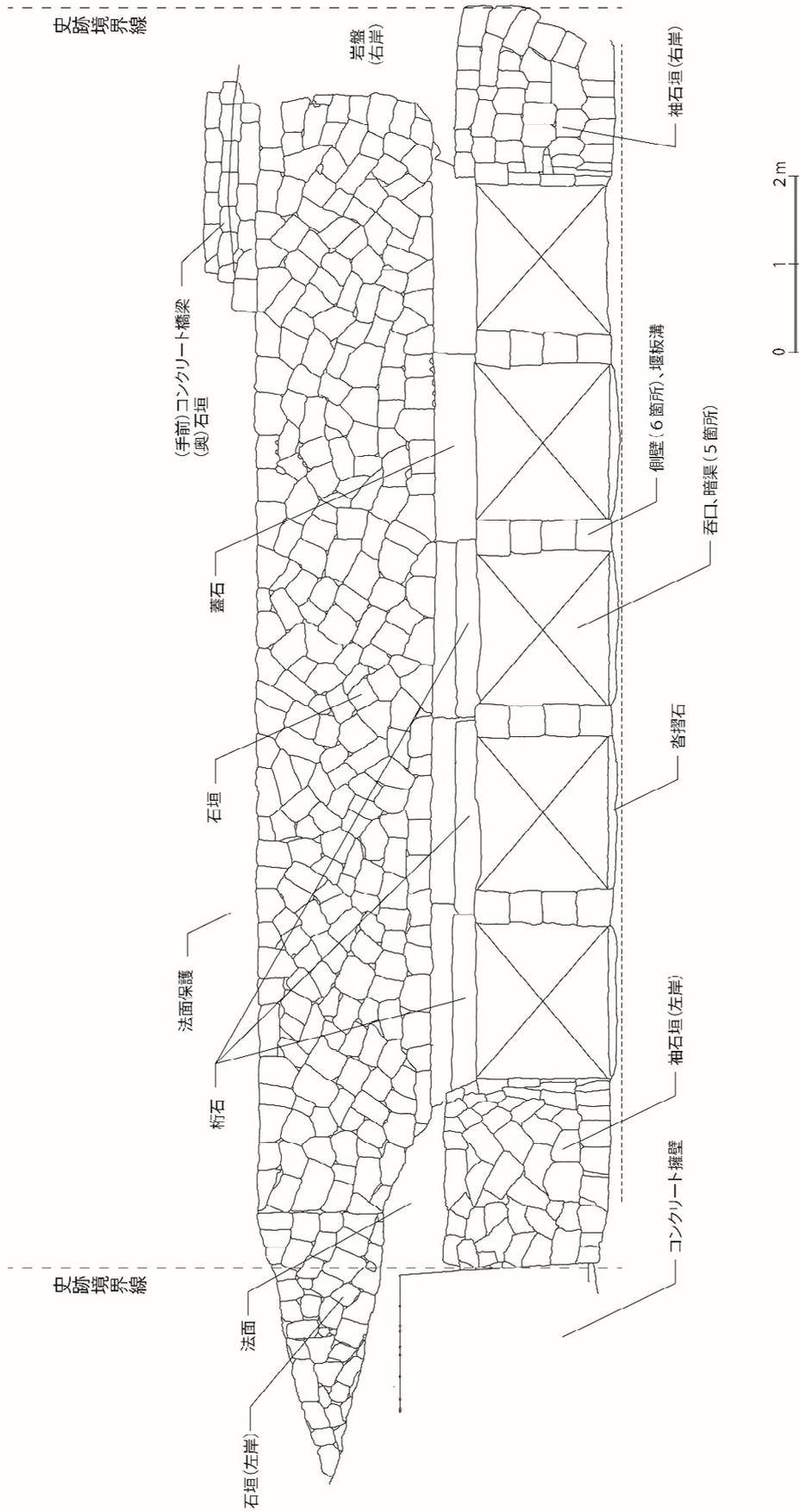


図4-3 樋門立面図（遊水地側） 構成要素図

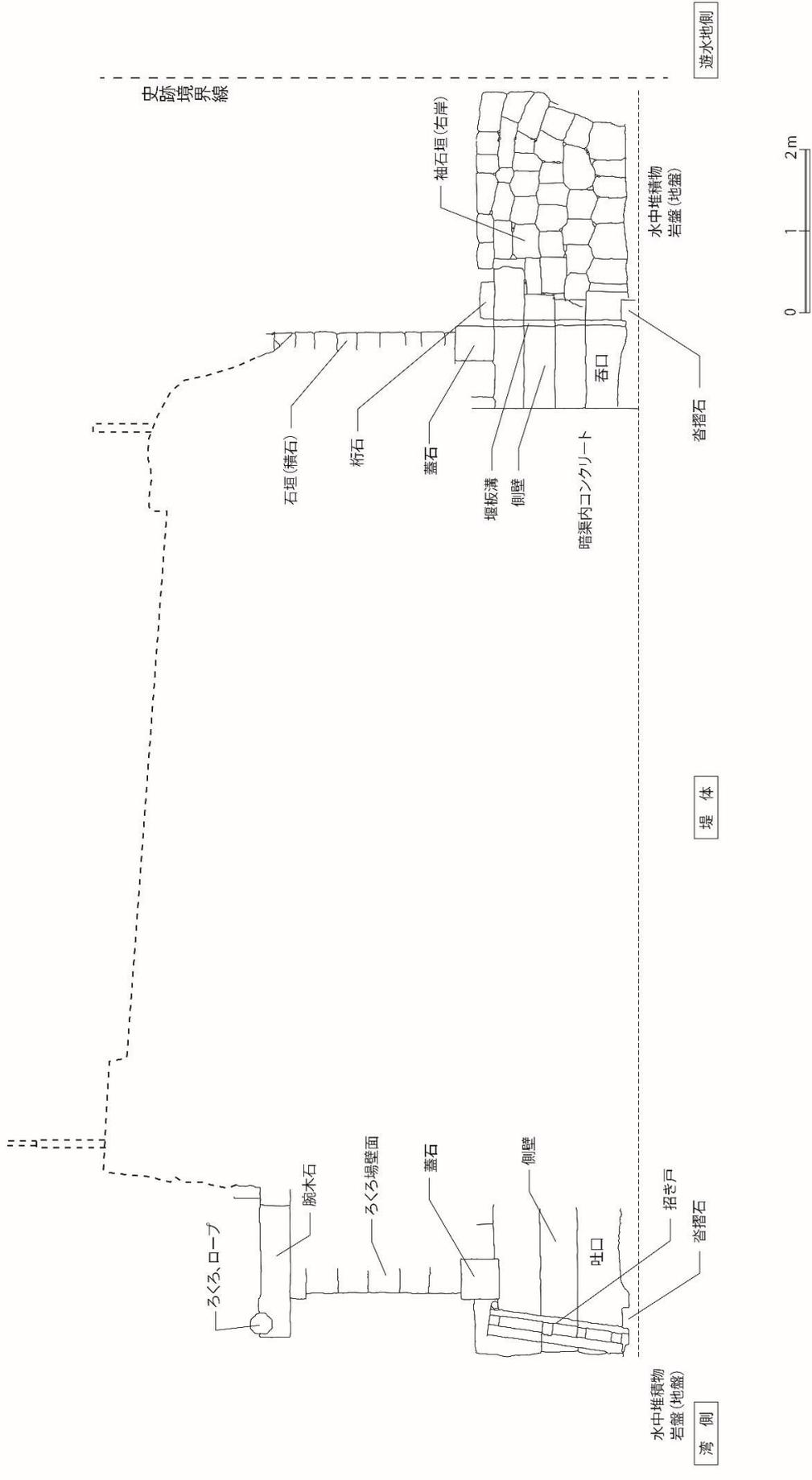


図4-5 閘門断面図(西側) 構成要素図

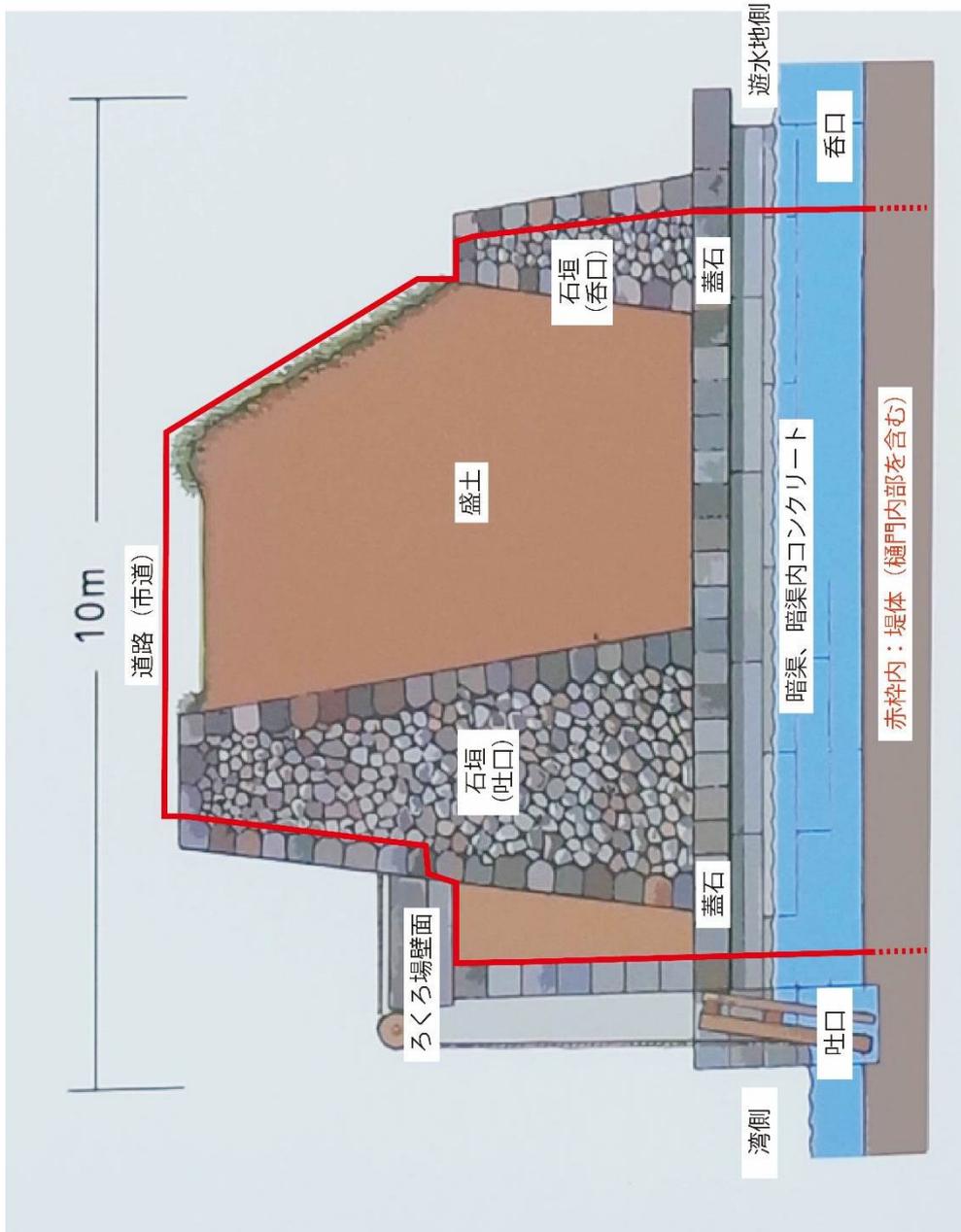


図 4-6 樋門断面図 (イメージ図) 堤体部分の構成要素 (樋門内部を含む)



図 4-7 史跡指定地内の構成要素 (a,b)

● 史跡指定地内 a: 本質的価値を構成する諸要素



写真 4-1 湾側 樋門 (石垣、ろくろ場壁面他)



写真 4-2 湾側 樋門 (吐口、沓摺石、側壁、暗渠)



写真 4-3 湾側 樋門 (袖石垣 (左岸)、石階段、法面)



写真 4-4 湾側 岩盤 (右岸)



写真 4-5 堤体 樋門



写真 4-6 遊水地側 樋門



写真 4-7 遊水地側 樋門 (袖石垣 (左岸))



写真 4-8 遊水地側 樋門 (袖石垣 (右岸))

● 史跡指定地内 b: 本質的価値を補完する諸要素



写真 4-9 湾側 樋門 ろくろ、ロープ、ロープ止め



写真 4-10 堤体 石垣 (一部)

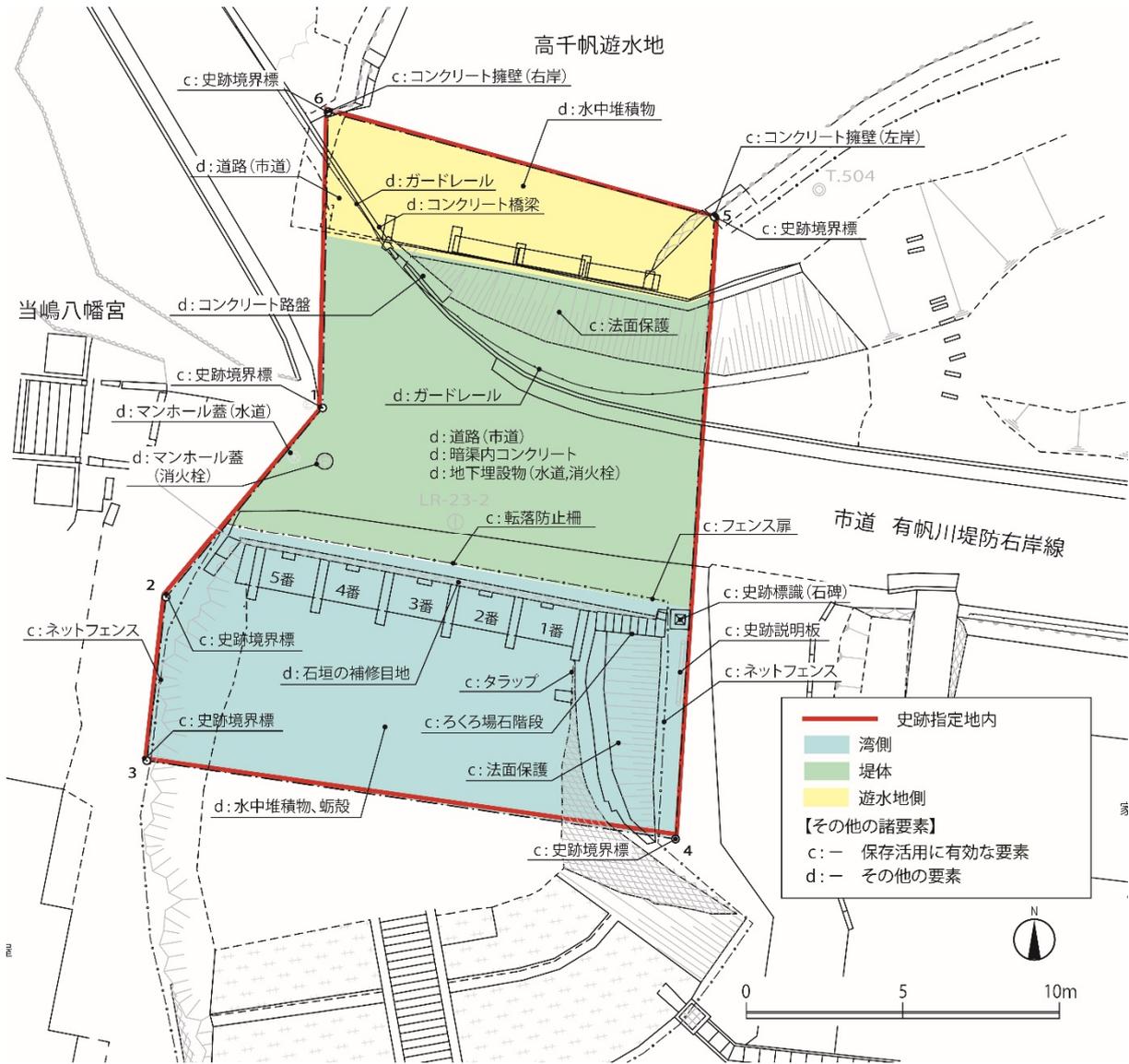


図 4-8 史跡指定地内の構成要素 (c,d)

● 史跡指定地内 c: その他の諸要素の内、保存活用に有効な要素



写真 4-11 湾側 史跡標識、史跡説明板



写真 4-12 湾側 史跡境界標

●史跡指定地内

c: その他の諸要素の内、保存活用に有効な要素



写真 4-13 堤体 転落防止柵、フェンス扉

d: その他の諸要素の内、その他の要素



写真 4-14 堤体 ガードレール

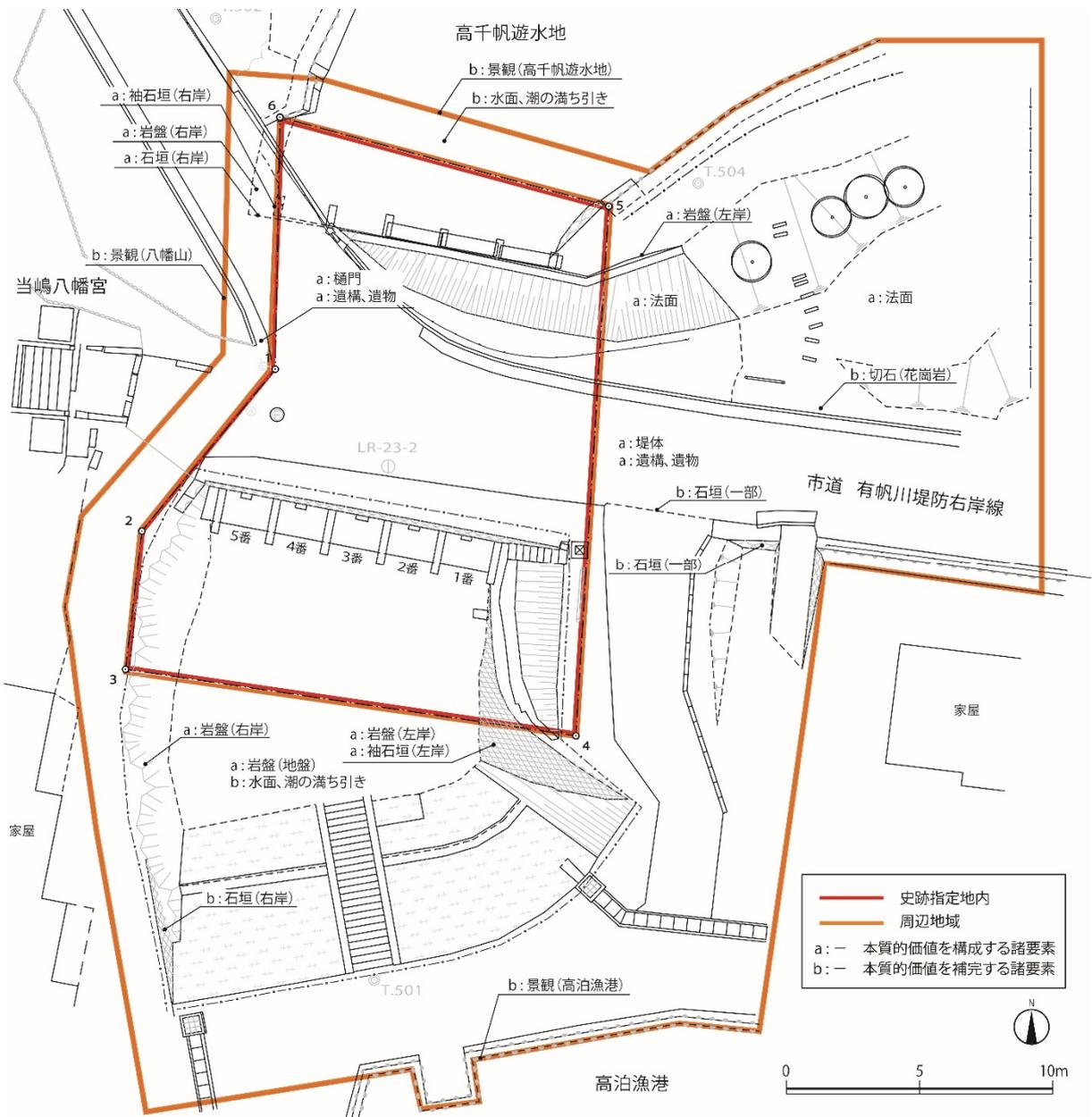


図 4-9 周辺地域の構成要素 (a,b)

第4章 史跡の本質的価値

●周辺地域 a: 本質的価値を構成する諸要素



写真 4-15 湾側 樋門 (袖石垣 (左岸))



写真 4-16 湾側 岩盤 (右岸)



写真 4-17 遊水地側 樋門 (石垣 (左岸)、法面)



写真 4-18 遊水地側 樋門 (石垣 (右岸)、岩盤 (右岸))

●周辺地域 b: 本質的価値を補完する諸要素



写真 4-19 湾側 石垣 (右岸)



写真 4-20 東側 石垣 (一部)



写真 4-21 湾側 景観 (高泊漁港)



写真 4-22 遊水地側 景観 (高千帆遊水地)

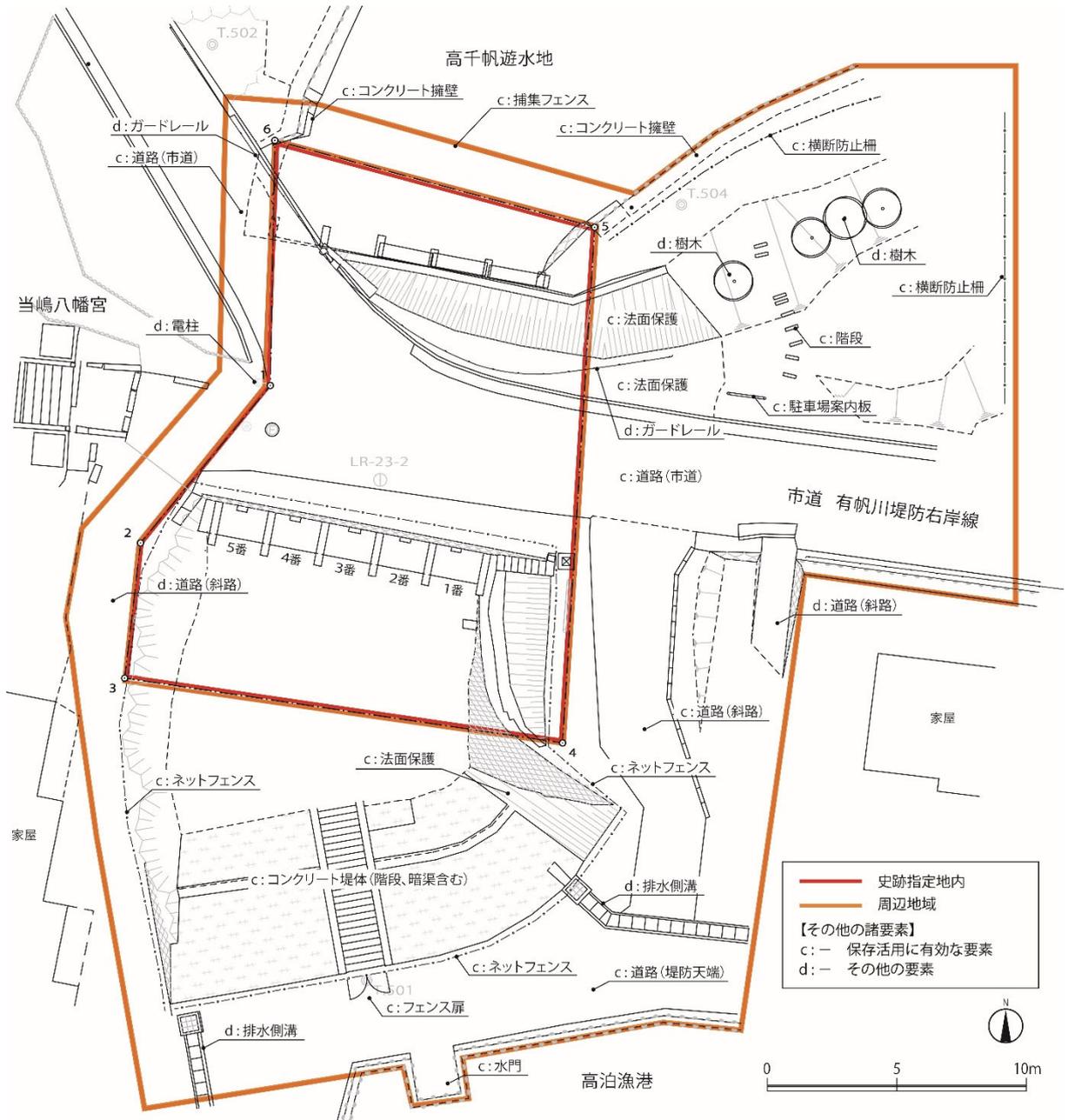


図4-10 周辺地域の構成要素 (c,d)

●周辺地域 c: その他の諸要素の内、保存活用に有効な要素



写真4-23 湾側 コンクリート堤体 (階段、暗渠含む)



写真4-24 湾側 ネットフェンス



写真 4-25 湾側 道路（斜路）



写真 4-26 湾側 道路（堤防天端）



写真 4-27 湾側 水門



写真 4-28 遊水地側 駐車場案内板



写真 4-29 遊水地側 階段



写真 4-30 遊水地側 横断防止柵

●周辺地域 d: その他の諸要素の内、その他の要素



写真 4-31 湾側 排水側溝



写真 4-32 遊水地側 樹木



図4-11 高泊開作関連地域（史跡周辺）の構成要素

●高泊開作関連地域 c: その他の諸要素の内、保存活用に有効な要素



写真 4-33 史跡案内板（八幡山北側）



写真 4-34 見学者用駐車場、駐車場案内板

●高泊開作関連地域

d: その他の諸要素の内、その他の要素



写真 4-35 山陽小野田市歴史民俗資料館



写真 4-36 八幡山法面傾斜地

※高泊開作関連地域のb: 本質的価値を補完する諸要素は第3章 第4節を参照

第5章 基本理念と基本方針

第1節 基本理念

本史跡は高泊開作を支えた土木技術を現在に伝える貴重な遺跡である。また、開作事業により山陽小野田の平地の多くが海から陸地へと姿を変え、現在の市域が形成されたことから、市のアイデンティティを象徴する遺跡とも言える。

本史跡の本質的価値を確実に将来に伝えていくために、地元住民や市民、関係機関等と史跡の本質的価値を共有し、保存活用に関する体制を整備することで、長期にわたり史跡の保存活用、さらには関連文化財との連携に取り組んでいくことが求められている。こうした取り組みが地元住民や市民、関係機関の郷土愛を醸成し、市が目指す「豊かな人間性」をもつひとつづくり、「活力と笑顔あふれるまち」づくりへとつなげるものとする。

以上を踏まえ、浜五挺唐樋の本質的価値を適切に保存活用するにあたっての基本事項を基本理念として示す。

- 1 浜五挺唐樋の本質的価値を確実に将来に継承するため、適切な保全と管理を行う。
- 2 浜五挺唐樋及び高泊開作に関する継続的な調査により、史跡の全体像の把握や本質的価値の顕在化を進め、その価値を広く市民とともに共有することを図る。
- 3 現地における史跡の本質的価値を活かすとともに、高泊開作や名田島新開作南蛮樋等の開作に関する地域資源等と連携した活用、整備を図る。
- 4 適切な時期に適切な方法で、浜五挺唐樋の保存及び活用のための整備を行う。
- 5 調査、保存管理、活用、整備を推進するための運営・体制を整備する。

第2節 基本方針

基本理念を実現するにあたり、調査、保存管理、活用、整備、運営・体制に関する基本方針を以下に示す。

1 調査の基本方針

- (1) 浜五挺唐樋及び高泊開作に関する調査を継続的に進める。
- (2) 調査成果を適切に公開し、保存管理、活用、整備に活かす。

2 保存管理の基本方針

- (1) 地域住民の理解と協力のもと、史跡の本質的価値を損なうことがないよう保存管理を適切に行う。
- (2) 史跡指定地及び周辺地域について、区域別、構成要素別に適切な保存管理を目指す。

3 活用の基本方針

- (1) 浜五挺唐樋の本質的価値、高泊開作の歴史的、文化財的な価値について、地域住民や関連部署と連携しながら、市民、来訪者にわかりやすく伝える。
- (2) 名田島新開作南蛮樋等の開作に関する史跡、遺跡等と連携し、開作事業を軸とした地域の歴史や魅力の発信、地域の活性化へとつなげる。

4 整備の基本方針

史跡の保存管理及び活用を確実に推進していくための整備（史跡の保存のための整備、活用のための整備）を計画的に実施する。

5 運営・体制の基本方針

- (1) 日常の維持管理、調査、保存、公開、活用、整備等を着実に推進するための運営・体制を整備する。
- (2) 市及び市教育委員会事務局、関係部局との緊密な連携を図り、一体となって史跡の保存、活用、整備の推進を図る。
- (3) 市民、地元自治会、NPO 団体、観光団体などと協働して保存活用に努める。
- (4) 文化庁、山口県観光スポーツ文化部文化振興課等関係機関との緊密な連携を図る。

第6章 調査

第1節 調査の現状と課題

1 調査の現状

史跡指定に至るまでの調査として、平成3年(1991)6月に県専門職員及び県文化財審議会委員の指導の下、現地調査(実測と図化作業を含む)を行い、その後も史跡指定の申請のため、継続して現地調査及び文献調査を行った。

史跡指定以降の調査については、本計画の策定のため、令和4年度(2022)に現地測量及び図化業務、令和4年度～5年度(2023)にかけて市の専門職員が文献調査を行った(写真6-1)。文献調査の成果については、「論考・資料編」にまとめている。



写真6-1 文献調査の様子

史跡指定地やその周辺において、発掘調査や科学的調査等はこれまで行われていない。

高泊開作に関する市内の文化財については第3章第4節でまとめたが、主に『小野田市史』にまとめられており、詳細な調査は行われていない。また、他市、他県にある類似遺構については調査研究の把握、情報収集に努めているが、共同での調査研究等は行っていない。

調査成果及び情報の公開、活用については、現地調査、文献調査の成果をもとに、史跡説明板による史跡の解説、市の文化財を公開している市歴史民俗資料館での展示、市社会教育課及び市歴史民俗資料館職員による市内の地域交流センターや学校などへの出前授業、『山陽小野田市ふるさと文化遺産 高泊開作』などの刊行物の公刊等を行い、高泊開作や浜五挺唐樋に関する調査の情報提供を行っている。

2 調査の課題

調査の現状を踏まえ、以下のような課題を挙げる。

(1) 調査体制

現在は市の専門職員を中心に文献調査を行っているが、発掘調査等の専門職員が配置されていない。史跡の保存活用の方向性を踏まえ、今後、考古学、水文学、水理学、土木工学等様々な分野の調査が必要となる。これらの調査を計画的に推進していくための体制づくりが必要である。

(2) 文献調査

「論考・資料編」で最新の調査とその成果をまとめているが、「南蛮樋」と「唐樋」の定義づけなど、課題が残る。浜五挺唐樋の構造、高泊開作における三挺唐樋から五挺唐樋への樋門の変遷を明らかにし、浜五挺唐樋の文化財としての価値を高めるため、引き続き文献調査を進める必要がある。

(3) 現況調査及び発掘調査

史跡指定地及び周辺地域では現況調査（痕跡調査を含む）を国史跡指定以降行っておらず、また、発掘調査が未実施であるため、樋門の現況（痕跡）、内部の構造、史跡に関連する遺構や遺物の把握が不十分である。今後、史跡の適切な保存のためにも、史跡指定地及び周辺地域において、現況調査（樋門の石組や石垣の状況、痕跡等の調査）や発掘調査を行う必要がある。

(4) 科学的調査

樋門上部は市道として利用されているため、史跡指定地内での発掘調査は容易ではなく、また、水門がコンクリートで塞がれているため、現状では招き戸による排水の仕組みを把握することは困難である。浜五挺唐樋を健全な状態で残すため、関係部署と調整の上、石材等の材料調査、樋門、岩盤、及び堤体の構造調査、地下レーダー探査（磁気探査）、構造体の劣化状況調査、招き戸による排水システム等に関する土木工学、水文学、水理学の調査、市道としての利用（車両通行等）による史跡への影響調査等が必要である。

(5) 関連文化財等に関する調査

浜五挺唐樋と同様、高泊開作に関する文化財等は市内に多く存在している。浜五挺唐樋の文化財としての価値をより高めるため、市内の関連文化財等の調査を計画的に行う必要がある。また、県内外の干拓関連文化財については、文化財を管理、調査する自治体や研究機関等と情報の共有や活用を図るため、ネットワークの構築に努める必要がある。

(6) 調査成果の公開及び活用

過去の現地調査（測量図化）や文献調査の成果については出前授業や刊行物等で利用されているが、調査成果の管理や共有が不十分であり、最新の調査成果については公開する場が限定されている。調査成果の管理及び情報共有の体制の構築と成果を広く公開する場や機会を確保する必要がある。

また、県内外の干拓関連文化財を管理、調査する自治体や研究機関等と成果及び情報を共有し、連携して公開し活用を推進する必要がある。

第2節 調査の方向性

浜五挺唐樋の実態解明のために、調査体制の構築をはじめとして、文献調査、発掘調査、科学的調査等を推進する。

調査体制の構築にあたっては周防灘干拓遺跡を有する山口市のほか、山口県、学識経験者、大学及び研究機関と協力、連携し、調査研究を推進する。

各種調査について、史跡指定地においては保存管理及び整備のための基礎情報を取得するため、樋門、岩盤の構造及び強度、破損の有無や劣化状況、史跡への市道の影響を明らかにすることを目的とする。

調査成果については、多様な情報媒体や機会を捉えて、積極的に公開し活用を図る。

第3節 調査の方法

前節に示す方向性のもとに、保存管理、活用、整備、運営・体制を考慮しながら、次のような調査の方法を設定する。

1 調査のための体制の構築

調査の推進のため、市の文化財担当部局が中心となり、山口市などの行政や学識経験者、大学などの研究機関と連携し、各分野の調査を継続して行うことができる体制を構築する。

2 文献調査

浜五挺唐樋に関する文献の調査研究を継続して行う。また、浜五挺唐樋及び高泊開作に関する文献調査やその研究成果を収集及び整理し、各分野の調査研究への活用を図る。

3 現況調査及び発掘調査

史跡指定地については、樋門の現況及び構造を把握するため、地権者及び関係機関と調整の上、適切な時期、範囲において現況調査（痕跡調査）や発掘調査を行う。

周辺地域の公有地部分については、樋門及び堤体の構造及び史跡の範囲を確認するため、史跡指定地同様、関係機関と調整の上、適切な時期、範囲において現況調査（痕跡調査）、試掘調査、発掘調査を行う。私有地の場合は地権者の了解を得たうえで、調査等を行う。

4 科学的調査

樋門を構成する石材の生産地、仕様、劣化状況等を明らかにするため、石材調査（成分分析、痕跡、風化の程度等）を行う。

樋門堤体部の状態及び岩盤の強度を把握するため、地質調査を行う。

浜五挺唐樋の機能、性能を明らかにするため、水文学、水理学に関する調査を行う。

市道の利用による史跡への影響を把握するため、三次元計測データ等を使用し、樋門の動態調査を行う。

5 関連文化財等に関する調査

市内の高泊開作に関連する文化財等について、これまでの調査成果等を整理し、高泊開作や浜五挺唐樋との関係を明らかにするうえで情報が不足している場合は、計画的に追加調査を行う。

県内外の干拓事業に関連する文化財等の調査研究成果について情報収集を行うとともに、関係する自治体、研究機関とのネットワークの構築を図る。

6 調査成果や情報の公開及び活用

各種調査の資料はデータベース化し適切に保存管理及び公開し、各分野の調査研究への活用を図る。調査成果については段階に応じて、報告書として刊行するとともに、電子データで広く一般に公開する。

また、調査成果を発表する機会や場の創出として、教育施設等への出前講座や市歴史民俗資料館での展示公開を継続して行うこととする。

第7章 保存管理

第1節 保存管理の現状と課題

1 保存管理の現状

(1) 遺構の保存状況及び土地利用の状況

本史跡の遺構は樋門である浜五挺唐樋とその地盤、樋門が取りつく八幡山側の岩盤、東に延びる堤体の一部からなる。樋門上部（堤体）は市道として利用されており、車両が頻繁に通行するほか、市道地下には水道管が埋設されている。

平成元年（1989）まで樋門として日常的に利用していたが、この樋門の東側に高千帆排水機場が完成したことで、樋門としての機能は不要となり、暗渠はコンクリートで封鎖された。樋門自体の保存状況は良好であったため、文化財的な価値が改めて見出され、その年に市指定文化財となった。当時は高千帆土地改良区が保存管理を行っていた。歴史的に価値のあるこの樋門を、後世に保存継承していくべきという意見が、各方面からあがり、保存方法について関係部署で協議が進められた。樋門周辺は漁港区域内であり、漁港保全区域の整備のため、防波堤（水門付）が建設された。防波堤は樋門に対する高潮対策にもなり、近代以降の改変されていない樋門が守られている（写真7-1～4）。

しかし、高泊漁港と樋門が隔てられたことにより、防波堤から樋門までは港湾の一部が残り、常に滞水している。史跡内の環境保全を図るため、防波堤に水門を設け、干潮時に海側への排水機能を高める措置を講じているが、逆に満潮時には水門の隙間を通して、港湾から海水と一緒に土砂が流入する。史跡指定地内には汚泥が堆積し、樋門には蚌殻の付着が生じる状況になっている。そのため、定期的に汚泥の浚渫、蚌殻の除去を行っているが、史跡への影響が及ぶことが懸念される（写真7-5,6）。また、経年劣化しやすい招き戸、ろくろ、ロープ、ロープ止めは、定期的に更新している。



写真7-1 現在の浜五挺唐樋とその周辺 令和4年（2022）



写真 7-2 高泊漁港から見た浜五挺唐樋 昭和 60 年（1985）頃 （個人蔵）



写真 7-3 浜五挺唐樋（湾側）
平成 5 年（1993）頃



写真 7-4 浜五挺唐樋（遊水地側）
平成 5 年（1993）頃



写真 7-5 令和 3 年（2021）浚渫時の様子（湾側樋門）



写真 7-6 令和 3 年（2021）浚渫時の様子（吐口）

樋門は当嶋八幡宮が鎮座する八幡山の東麓にある。八幡山の地質は中生代前期白亜紀の関門層群下関亜層群下部層に属する礫岩と赤色泥岩から構成されている。八幡宮の階段登り口右側に露出する赤色泥岩には玉葱状風化が観察される。樋門が取り付けられている岩盤（指定地および周辺地域を含む）は礫岩と赤色頁岩のほぼ等量互層からなっている（写真 7-7）。互層は20-30cm～数10cmのオーダーである。岩盤の地層は北東の走向



写真 7-7 浜五挺唐樋 史跡指定地内の岩盤

で、北へ20°前後傾斜しており、受け盤の状態にある。岩盤には、層理面のほかに、節理や亀裂が発達している。節理は縦方向（高角度）に数10cm～1mの間隔でまばらに発達している。亀裂はあちこちに見られ、中には開口（数mm～2cm程度）しているものもある。

指定地内の岩盤は、受け盤であるために、層理面に沿う滑動は起こりにくい状態にあり、岩盤自体も比較的堅硬であるために、安定した斜面になっている。実際、大きな崩落の痕跡は認められない。しかし、節理面に挟まれた楔状の小ブロック（幅20cm、長さ数10cm程度）の崩落跡が認められる箇所もある。また、岩盤斜面の上部では、開口した亀裂が多く見られ、剥離した板状の浮石（数cm～20cm）が生じている所もある。

以上のように、岩盤は全体として比較的安定した状態にあるといえるが、部分的に浮石が生じていること等の懸念事項もある。節理、亀裂の開口や浮石化は機械的風化に起因するものである。機械的風化は、温度変化により岩石自体が膨張、収縮することや、冬期の霜の作用や割れ目にしみ込んだ水の氷結や融解による膨張、収縮によって岩石が破壊される現象であり、岩石表層の永年的な変化をもたらす。経過観察を行い、状況によっては、景観を損なうことのない方法で岩盤の劣化や落石防止の対策を講じる必要がある。

高千帆遊水地は高千帆排水機場を介して、水面の上下移動はあるが、樋門の暗渠は封鎖されているため、樋門の湾側への水の流入は確認されていない。

また、周辺地域には樋門の一部（石垣、袖石垣等）が確認できるため、史跡指定地と同等の価値を有するが、発掘調査が未実施であり、埋蔵文化財包蔵地として周知はなされていない。

災害等の記録はないが、史跡指定地が南海トラフ巨大地震津波浸水想定区域、高潮浸水想定区域、史跡指定地の西側が土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）、及び土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）に指定されており、大雨、地震、津波等の際には注意が必要である。

指定地の土地利用は樋門北側が高千帆遊水地（公有水面）、樋門が堤（道路）及び堤、樋門南側が滞水域（公有水面）、滞水域両岸が宅地（袖石垣法面、岩盤）となっている。公有水面、堤（道路）、堤が農林水産省所有、東側の宅地（袖石垣の法面）が民間所有、西側の宅地（岩盤）が山陽小野田市所有である。（指定地内の土地利用は p. 37 図 3-6 を参照）

(2) 史跡の保存管理

本史跡の管理団体は山陽小野田市である。浜五挺唐樋の保存管理は市社会教育課が所管し、史跡指定範囲内の公有水面は市農林水産課、市道は市土木課が管理している。

史跡の見回りは県が委嘱した文化財保護管理指導員が月1回行っている。その結果は報告書として市社会教育課に提出されている。

日常の草刈等の環境整備は、地元の浜自治会に依頼をし、年1回は市社会教育課とともに作業を行っている。

また、定期的に滞水域内の汚泥の浚渫、樋門に付着する蛎殻の除去、経年劣化しやすい招き戸、ろくろ、ロープ、ロープ止めの取替えを行っている。汚泥の浚渫については、上記の保存管理の現状で示しているように、日常の維持管理の範疇を超えている。詳細については第9章の整備で述べる。

史跡指定地に隣接した管理用駐車場がないため、管理の際は高泊漁港南側の見学者用駐車場を利用している。

(3) 現状変更等の状況

国史跡となって以降、本史跡における現状変更等は、平成8年度(1996)に史跡内の浚渫、招き戸及びろくろ(滑車)の全取替えなどがあり、令和5年(2023)時点で5件の実績がある(表7-1, 2)。

今後、山陽小野田市による現況調査、発掘調査や史跡の整備、市道内での掘削を伴う維持管理行為(舗装、ガードレール等の道路の付属物、水道管等の修理や取替え)が想定される。

表 7-1 現状変更等の許可の履歴

年度	内容
平成 8 年度 (1996)	史跡内の浚渫、招き戸及びろくろ(滑車)の全取替え
平成 9 年度 (1997)	史跡上部を通っている県道(現在は市道)のガードレール付け替えと新設
平成 16 年度 (2004)	史跡内の浚渫、招き戸及びろくろ(滑車)の全取替え
平成 21 年度 (2009)	「中国・九州北部豪雨」により汚泥流入及び招き戸破損の為、浚渫及び招き戸全取替え
令和 3 年度 (2021)	史跡内の浚渫、招き戸及びろくろ(滑車)の全取替え

表 7-2 復旧届の履歴

年度	内容
平成 20 年度 (2008)	ろくろ(滑車) 1 本取替え
平成 22 年度 (2010)	ろくろ(滑車) 1 本取替え
平成 25 年度 (2013)	ろくろ(滑車) 1 本取替え
令和 元年度 (2019)	ろくろ(滑車) 1 本取替え
令和 2 年度 (2020)	ろくろ(滑車) 1 本取替え

2 保存管理の課題

史跡の保存管理に関する現状を踏まえ、以下のような課題を挙げる。

(1) 史跡の適切な保存管理

史跡の適切な保存管理のため、各種調査（現況調査、破損調査、石材調査、発掘調査及び動態調査等）を行い、その成果を踏まえ、史跡の適切な管理方法を検討する必要がある。

史跡指定地内に設置された保存施設、管理施設、道路に関わる構造物などを更新する場合、遺構を適切に保存するとともに史跡に相応しい景観を形成するよう努める必要がある。

史跡指定地は樋門（道路）と公有水面で構成されており、史跡の維持管理には市の複数の関連部署が協力して行う必要がある。史跡の保存のための管理体制や方法を設定し、その情報を共有する必要がある。

周辺地域でも現況調査、発掘調査を行い、史跡の広がり、遺構の分布状況を確認し、「周知の埋蔵文化財包蔵地」の設定を検討する必要がある。また、史跡の保存に影響を及ぼす行為が隣接する公有地で行われる場合、関連部署と協議し、史跡に影響のない適切な施工方法、景観に配慮した建築物及び工作物の設置について検討する必要がある。民有地では地権者に対し、史跡への影響を理解してもらうとともに、適切な保存管理を促す必要がある。

(2) 現状変更等への対応

保存管理や整備に伴い発生する様々な現状変更等を想定するとともに、取扱基準を設け、的確に現状変更等に対応して、文化財保護に努める必要がある。

(3) 追加指定及び公有化

周辺地域でも樋門の一部（石垣、袖石垣）や岩盤、堤体が確認できるため、今後の調査研究の成果を踏まえ、公有地では追加指定について検討する必要がある。民有地では地権者等と協議を重ね、史跡の保存や追加指定への理解を深めてもらう必要がある。

史跡指定地内の南東部の一部は民有地であり、現時点では地権者等による適切な維持管理を促すことになる。袖石垣とその法面は樋門の一部であるため、将来的には公有化を視野に入れ、検討する必要がある。

第2節 保存管理の方向性

1 史跡指定地

本史跡の確実な保存を図るため、史跡指定地を土地所有や管理の観点から公有地ゾーン、民有地ゾーンに区分し、保存管理の方向性を設定する（図7-1）。公有地ゾーンは史跡指定地の内、公有地（農林水産省有地、市有地）の範囲であり、史跡として保存活用を図る区域である。民有地ゾーンは史跡指定地の南東側の一部にある民有地（神社有地）であり、袖石垣の法面で構成される。ゾーン別に設定した保存管理の方向性は以下のとおりである。

(1) 公有地ゾーン

史跡の価値を損なわないよう、除草や安全点検等の日常的な維持管理を通して、本質的価値を構成する諸要素や本質的価値を補完する諸要素、その他の諸要素について、適切に保存管理を行う。

今後は、現況調査、発掘調査、科学的調査等を実施するとともに、調査の成果を踏まえ、必要に応じて保存管理の方法の見直し等を図る。

(2) 民有地ゾーン

史跡の価値を損なわないよう、本質的価値を構成する諸要素や本質的価値を補完する諸要素、その他の諸要素について、適切に保存管理を行う。

地権者等に対し、史跡の保存管理に関する情報提供や意見交換を行い、文化財保護への理解を促す。

また、地権者等の理解と協力を得ながら、史跡の一体的な保存活用を図るため、土地の公有化を検討する。

2 周辺地域

史跡指定地外にあたる周辺地域では、敷地の一部に石垣、岩盤、堤体などが存在するため、今後、「周知の埋蔵文化財包蔵地」の設定を検討する。また、周辺地域で建築物及び工作物が新築や改修される場合は景観を損なわないよう色彩、形状等に配慮するなど、地権者等に協力を求めていく。

また、史跡指定地同様、ゾーン区分を行い、各ゾーンに応じた保存管理の方向性を定める。周辺地域には公有地のほか、民有地や土地の境界が不明確な部分があるため、公有地ゾーン（農林水産省有地、市有地）と民有地等ゾーン（民有地、土地の境界が不明確な土地）に区分する（図7-1）。

(1) 公有地ゾーン（周辺地域）

公有地ゾーンでは、史跡にとって良好な環境を維持するため、関連部署と連携し、史跡指定地の公有地ゾーンに準じた保存管理を行う。また、調査研究の成果をもとに、追加指定について検討する。

(2) 民有地等ゾーン（周辺地域）

民有地等ゾーンでは、地権者等に対し、史跡の保存活用に関する情報提供や意見交換を行い、史跡の保存への理解を促す。地権者等の理解が得られ、かつ、調査研究の成果から、追加指定が望ましい場合、追加指定、土地の公有化について検討を行う。公有地及び民有地の土地の境界が不明確な土地は、適切な時期に地権者間で協議を進め、土地の境界確定について、協力を求める。

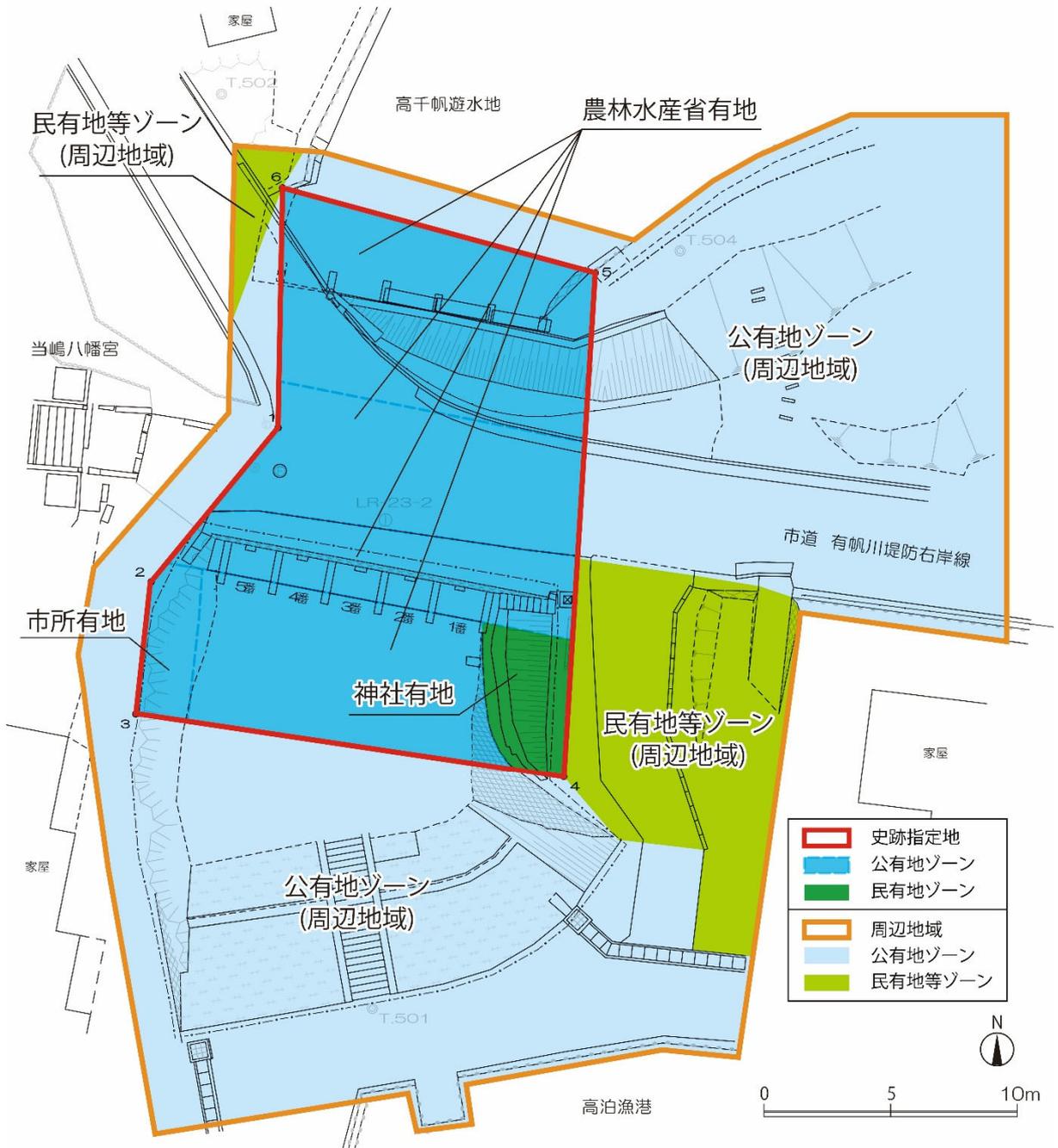


図 7-1 史跡指定地、周辺地域のゾーン区分

第3節 保存管理の方法

1 史跡指定地の保存管理の方法

(1) ゾーン別の保存管理の方法

遺構の保存と景観の保全に向けたゾーン別の保存管理の方法を設定する（表7-3）。

表7-3 ゾーン別の保存管理の方法

	保存管理	公有地ゾーン	私有地ゾーン
史跡指定地	日常管理 (通常)	<ul style="list-style-type: none"> 見回り、清掃は範囲や方法を示した日常管理マニュアルを作成したうえで、マニュアルに基づき行う。 史跡の保存のため、定期的な見回り、清掃を月に1回程度行う。 見回りは文化財保護管理指導員、清掃は地元自治会へ委託し、その結果は報告書に記録し、庁内関連部署で情報を共有する。 見回りの際、遺構にき損や劣化がないか、各構成要素に異常がないかを確認し、事象を確認したら、報告及び処置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常の見回りは公有地ゾーンと同様、文化財保護管理指導員が月に1回程度行う。 市社会教育課が日常管理のなかで異常を発見した場合、速やかに地権者に連絡する。
	日常管理 (災害時)	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の見回りは人命を優先しながら可能な限り早期に市社会教育課が行う。 異常が確認された場合、可能な限り早期に市や地権者等で連携し対処する。 	
	現状変更、 復旧	<ul style="list-style-type: none"> 後述する現状変更の取扱方針と取扱基準に則って、遺構の保存や景観の保全に努める。 遺構に影響を及ぼすと考えられる現状変更の行為に対しては、発掘調査等の成果に基づき、遺構の保存に取り組む。 損傷が確認された場合は記録を行い、適切に修理や復旧を実施する。 	

(2) 構成要素別の保存管理の方法

第4章 第4節 3 構成要素の特定、前節の保存管理の方向性を踏まえ、構成要素ごとの保存管理の方法を整理する（表7-4）。

表7-4 構成要素別の保存管理の方法

区分	a：本質的価値を構成する諸要素	b：本質的価値を補完する諸要素
史跡指定地 湾側	<p>【樋門を構成する要素】</p> <p>○樋門、岩盤</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な日常管理を行う。 樋門、岩盤の経年劣化を把握するため、現況調査や継続的な定点観察等を行う。 管理台帳を作成し、保存管理に係る経過、定点観測等の記録等を一元化する。 保全措置が必要な箇所を抽出し、対策を講じる。 樋門、岩盤の保存管理のため、樋門の構造、強度、地盤の強度等を把握する目的での土木工学的調査、市道の車両通行の影響を把握するための動態調査等を行う。 	<p>【樋門を構成する要素のうち、近年改修された要素】</p> <p>○ろくろ、ロープ、ロープ止め、招き戸</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な日常管理を行う。 <p>【史跡と一体となった環境、景観】</p> <p>○水面、潮の満ち引き</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連部署と連携し、史跡と一体となった環境、景観の維持、向上に努める。 保存管理の際、文化財保護法だけでなく関連法令等も考慮する。

区分		a：本質的価値を構成する諸要素	b：本質的価値を補完する諸要素
史跡指定地	堤体	【樋門を構成する要素】 ○樋門（暗渠等）、岩盤 ・湾側と同じ。 ○遺構、遺物 ・樋門の構造の確認、及び遺構の保存管理のため、現況調査や堤体部（市道下）の発掘調査を必要に応じて行う。 ・調査後、遺構、遺物は必要に応じて、き損、劣化部分の修復を行い、適切に保存する。	【樋門を構成する要素のうち、当初のものか不明な要素】 ○石垣（一部） ・現状を維持するため、適切な日常管理を行う。 ・樋門の一部かどうかを明らかにするために発掘調査等を行う。
	遊水地側	【樋門を構成する要素】 ○樋門、岩盤 ・湾側と同じ。	【史跡と一体となった環境、景観】 ○水面、潮の満ち引き ・湾側と同じ。

区分		その他の諸要素	
		c：保存活用に有効な要素	d：その他の要素
史跡指定地	湾側	【管理施設】 ○史跡標識（石碑）、史跡説明板、史跡境界標 ・適切な日常管理を行い、良好な状態を維持する。 ・史跡説明板の情報が古く、盤面に経年劣化が見られる場合は情報と盤面の更新を行う。 ○ネットフェンス、タラップ、ろくろ場石階段、法面保護 ・当面の間は現状維持とする。 ・関連部署と連携し、適切な日常管理を行う。 ・き損しているタラップなど、史跡の保存管理上、不要となった管理施設は史跡に影響のない方法で速やかに撤去する。	【史跡の保存活用上、調整を必要とする要素】 ○石垣の補修目地 ・当面の間は現状維持とする。 ・石材調査、材料調査等を行い、補修目地が当初のものではなく、撤去しても遺構に影響がない場合は撤去を検討する。 ○水中堆積物、蛎殻 ・関連部署と連携し、適切な時期、頻度で水中堆積物、蛎殻の除去を行う。
	堤体	【管理施設】 ○史跡境界標 ・適切な日常管理を行い、良好な状態を維持する。 ○転落防止柵、フェンス扉、法面保護 ・当面の間は現状維持とする。 ・関連部署と連携し、適切な日常管理を行う。	【史跡の保存活用上、調整を必要とする要素】 ○暗渠内コンクリート ・当面の間は現状維持とする。 ・コンクリートの状態、構造を把握するための調査を行う。 【社会的要素】 ○道路（市道）、ガードレール、コンクリート路盤他 ・当面の間は現状維持とする。 ・関連部署と連携し、適切な日常管理を行う。

区分		その他の諸要素	
		c：保存活用に有効な要素	d：その他の要素
史跡指定地	遊水地側	【管理施設】 ○史跡境界標 ・適切な日常管理を行い、良好な状態を維持する。 ○コンクリート擁壁（右岸、左岸） ・当面の間は現状維持とする。 ・関連部署と連携し、適切な日常管理を行う。	【史跡の保存活用上、調整を必要とする要素】 ○水中堆積物 ・当面の間は現状維持とする。 【社会的要素】 ○道路（市道）、ガードレール、コンクリート橋梁他 ・当面の間は現状維持とする。 ・関連部署と連携し、適切な日常管理を行う。

2 現状変更等の取扱方針と取扱基準

(1) 取扱方針

現状変更とは、史跡の現状を物理的に変更する一切の行為をいう。史跡指定地内において現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化財保護法第125条の規定に基づき文化庁長官の許可が必要である。現状変更等の許可を必要とする行為について、取扱基準（取扱方針及び許可基準）を定め、権限委譲にもとづく市の許可、文化庁長官への許可申請により適切に対応する。なお、指定地内において現状を変更する行為を行う場合は、原則として行政を含めた申請者（行為者）が市社会教育課に相談し、あらかじめ確認することとする。（相談、事前協議）。

本史跡の場合、公有地（農林水産省有地、市有地）が9割以上を占め、かつ、管理部署が複数に及ぶため、庁内での周知や情報共有にも留意する。取扱基準を運用するにあたり、必要に応じて国や県と協議し、指導、助言を得ながら、適切に対応する。許可された行為については、その申請者に対して、関係する法令等の順守、及び史跡の保存と景観への配慮の附帯条件に関して周知徹底を図ることとする。

以上の点を踏まえ、本史跡における現状変更等の取扱方針を設定する。

- ・史跡の保存に影響を及ぼす行為、史跡の景観を阻害する行為は原則として認めない。
- ・史跡の保存活用上必要と認められる行為、社会基盤、防災その他公益上必要な行為に限り、現状変更の許可申請の対象とする。

※文化財保護法第125条第1項で規定する「現状を変更する行為」とは物理的変更を伴う一切の行為、「保存に影響を与える行為」とは物理的変更を行わないが将来にわたり史跡に支障をきたす行為（史跡周辺での行為を含む）をいう。

(2) 取扱基準

現状変更等の取扱方針を踏まえ、本史跡における現状変更等の取扱基準をゾーン別に以下のように設定する（表7-5）。取扱基準で想定していない現状変更の可能性が生じた場合は、別途有識者等により組織される委員会で審議の上、取扱いを検討する。

表 7-5 現状変更等の取扱基準

	行為	公有地ゾーン	民有地ゾーン
1	建築物の新築、増築、改築、除却	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築は原則として認めない。 ・除却は遺構に影響を与えない範囲で認める。 	
2	工作物の設置、改修、除却	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法第115条第1項に基づく管理に必要な施設（標識、説明板、境界標、囲いその他施設）については整備を認める。 ・遺構に影響を与えない、かつ史跡の景観との調和を図る条件を付して、史跡の保存活用に必要な施設、遺構の表現（平面表示等）の整備を認める。 ・上記以外の工作物については原則として設置を認めない。 ・既設又は整備した場合の工作物の再整備、改良、除却を認める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法第115条第1項に基づく管理に必要な施設（標識、説明板、境界標、囲いその他施設）については整備を認める。 ・遺構に影響を与えない、かつ史跡の景観との調和を図る条件を付して、史跡の保存活用に必要な施設、遺構の表現（平面表示等）の整備を認める。 ・土地の維持管理のための標識、囲い等の設置を認める。 ・上記以外の工作物については原則として設置を認めない。 ・既設又は整備した場合の工作物の再整備、改良、除却を認める。
3	埋設物（上下水道、ガス管、電柱等）の敷設、改修	<ul style="list-style-type: none"> ・新設、増設は原則として認めない。 ・遺構に影響のない範囲で、改修、修繕を認める。 ・改修、修繕を行う際は市社会教育課と事前協議の上、工事には市文化財担当職員が立ち会うこととする。 	
4	土地の掘削、盛土、切土や水面埋め立て等	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として認めない。 ・ただし、遺構の保存に資する、または遺構に影響のない小規模な盛土は認める。 	
5	土壌、岩石等の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として認めない。 ・ただし、調査研究に必要な場合は遺構に影響のない範囲で採取を認める。 	
6	樹木の植栽、植物の採取等	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として認めない。 ・ただし、遺構等の保存、活用上必要でかつ、遺構の保存に影響を与えないものは植栽及び植物の採取を認める。 	
7	道路、見学路、駐車場等の敷設、改修	<ul style="list-style-type: none"> ・既設の道路、見学路、駐車場等の改修は遺構に影響のない範囲で認める。 ・新設は史跡の保存活用に有効かつ遺構に影響のない範囲に限り認める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として認めない。
8	ゴミ収集、水面下の掘削、土砂撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構の保存に資する、土砂、ゴミ、堆積物の撤去は認める。 ・遺構に影響しない小規模な掘削は認める。 	
9	防災、災害復旧工事	<ul style="list-style-type: none"> ・工事にあたっては緊急であっても市社会教育課と事前協議を行う。 ・遺構の保存や史跡の景観に配慮したうえで工事を実施する。 	
10	発掘調査等各種調査	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の保存、活用、整備を図るうえで必要な発掘調査、科学調査等の各種調査は認める。ただし、調査目的を達成するうえで必要最低限の範囲とし、市文化財担当職員が立ち会うこととする。 	
11	史跡整備	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構に影響を与えない、かつ史跡の景観との調和を図る条件を付して、地方自治体及び地権者等が史跡の保存活用に目的を行う史跡整備は認める。 	
12	行事、イベント等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・開催される行事、イベントが遺構に影響を与えない、史跡の環境衛生に影響を与えない等の条件を付して認める。 	

(3) 市が行う現状変更等に係る許可等

文化財保護法第125条の規定による現状変更等の許可が必要な行為のうち、文化財保護法第184条の規定に基づく文化財保護法施行令第5条第4項に基づき、文化庁長官の権限に属する以下の事務は、市社会教育課が処理を行う(表7-6)。同表に該当する項目がない事例が生じた際は国へ現状変更許可申請を行う。

表7-6 市が行う現状変更等に係る許可等

イ	小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
ロ	小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
ハ	工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)
ニ	法第百十五条第一項(法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
ホ	電柱、電線、ガス管、水道管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
ヘ	建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)
ト	木竹の伐採
チ	史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
リ	天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
ヌ	天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
ル	天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却
ヲ	イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

(4) 現状変更等の許可の申請を要しない行為

文化財保護法第125条のただし書きに規定する「現状変更について維持管理の措置を執る場合又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合」「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」については、現状変更の許可を要しないと位置づけられている。ただし、災害や事故等で史跡にき損が生じた際は「き損届」（文化財保護法第33条、第118条）を、それらを復旧しようとする際は「復旧届」（文化財保護法第127条）を文化庁長官に提出する必要がある。

現状変更等の許可を要する行為か否かは、市社会教育課、山口県文化財担当部局、文化庁と事前に協議を行う必要がある。

① 維持管理の措置を執る場合

「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」第4条により規定される「維持の措置」は次のとおりである。

(ア) 史跡のき損、衰亡時の現状復旧

劣化が進行したろくろ等の取替え、法面等が大雨等で小規模な土砂の流出が発生した地表面の埋戻しなど

(イ) 史跡のき損、衰亡の拡大防止のための応急措置

崩壊した箇所及び被害が及びそうな箇所に保全行為として行う土のう等の設置など

(ウ) 史跡の一部のき損、衰亡箇所の復旧が不可能な場合における当該部分の除去

浜五挺唐樋が災害等で崩壊し、崩れ残った部分が修復不可能な場合など

② 非常災害のために必要な応急措置を執る場合

豪雨、台風、地震等の災害の際に、崩落した箇所及び被害が及びそうな箇所に行う土のう等の設置、崩落した土砂や落石等の撤去、簡易な土留めや立入禁止表示などの工作物の設置、見学者の避難のための措置等が該当する。

その他、豪雨や地震等の非常災害に対応するために必要な応急処置については、事前に協議のうえ判断を行うものとする。ただし、やむを得ず事前の協議が不可能であった場合は、すみやかに市社会教育課、又は山口県文化財担当部局へ報告を行う。

③ 保存に影響を及ぼす行為のうち、文化財への影響が軽微である場合

史跡を構成する諸要素に関する日常の維持管理行為や活用事業等に伴う仮設物の設置等の行為が該当する。

(5) 文化庁長官が行う現状変更等の許可等

(3) 及び (4) を除くすべての現状変更等は、文化庁長官の許可を受けなければならない。また、文化財保護法第168条により各省庁の長及び各省各庁の国の機関が申請者の場合は、あらかじめ文化庁長官の同意を求めなければならない。

(6) 現状変更及び維持管理の行為の設定

(1)～(5)を踏まえ、史跡指定地で想定される、現状変更及び維持管理行為を設定し、表7-7のように整理する。

表7-7 現状変更及び維持管理の行為

区分	部分	部位等	現状変更の行為	維持管理行為	
史跡指定地	湾側	両袖	岩盤	・岩盤補強工（落石、劣化防止） ・高圧洗浄、補修、復旧	・除草
			袖石垣	・解体修理	・除草、清掃
		上部	法面	・法面保護工（新設、改修）	・1㎡以下の仕上げ部分の補修 ・除草、清掃
			石垣	・解体修理、目地補修	・除草、清掃
		ろくろ場	腕木石		・ろくろ、ロープ、ロープ止めの取替え（現状復旧） ・ろくろの補修、調整
			ろくろ場壁面	・石材調査、構造調査（解体を伴う） ・解体修理	・解体を伴わない現況調査 ・除草、清掃
		下部	吐口	・高圧洗浄、蛸殻等の除去	・清掃
			側壁、暗渠、沓摺石	・高圧洗浄、蛸殻等の除去 ・暗渠内コンクリートの改修等 ・解体修理	・清掃
			招き戸		・招き戸の取替え（現状復旧） ・招き戸の部分補修
		水面	水、池底	・長期間に及ぶ水抜き ・浚渫	・史跡の保存に影響を及ぼさない短期間の水抜き ・清掃
	堤体	地表	石垣（一部）	・解体修理	・除草、清掃
			道路	・アスファルト修繕工事、改良工事 ・道路の付属物（ガードレール等）等の新設、取替え	・1㎡以下の仕上げ部分の補修 ・道路の付属物の地表部分の軽微な補修 ・除草、清掃
			法面（石垣天端上）	・法面保護工（新設、改修）	・1㎡以下の仕上げ部分の補修 ・除草、清掃
		地下	盛土	・水道管等埋設物の新設、改修	
			遺構、遺物	・遺構、遺物を扱う行為 ・発掘調査	
	遊水地側	両袖	岩盤	・岩盤補強工（落石、劣化防止） ・高圧洗浄、補修、復旧	・除草
			袖石垣	・解体修理	・除草、清掃
			法面（石垣天端上）	・法面保護工（新設、改修）	・1㎡以下の仕上げ部分の補修 ・除草、清掃
		上部	石垣	・解体修理	・除草、清掃
		下部	呑口	・高圧洗浄、蛸殻等の除去	・清掃
桁石、側壁、暗渠、沓摺石			・桁石の補修 ・暗渠内コンクリートの改修 ・高圧洗浄、蛸殻等の除去 ・解体修理	・清掃	
水面		水、池底	・長期間に及ぶ水抜き ・浚渫	・史跡の保存に影響を及ぼさない短期間の水抜き ・清掃	

区分	部分	部位等	現状変更の行為	維持管理行為	
史跡指定地	その他共通	管理		・見回り等の日常管理	
		調査	・地質調査、発掘調査、その他遺構に影響を与える調査等	・目視、触診、打診等による現況調査	
		管理施設	史跡標識、史跡説明板、史跡境界標	・新設、改修、撤去	・史跡解説板の内容変更、補修 ・部分補修、清掃
			転落防止柵、フェンス、柵等	・新設、改修、撤去	・掘削を伴わない地表部分での補修 ・同色での再塗装
			タラップ、階段等	・新設、改修、撤去	・解体を伴わない現況調査 ・除草、清掃
			コンクリート擁壁	・解体修理	・高圧洗浄、清掃
			外灯、園路(未整備)	・新設、改修、撤去	・部分補修、清掃 ・同色での再塗装

3 周辺地域の保存管理の方法

周辺地域での保存管理の方向性をもとに、ゾーン別に保存管理の方法を設定する。周辺地域では保存管理にあたり、土地に係る関連法令に配慮、遵守する。

(1) ゾーン別の保存管理の方法

周辺地域について、史跡の保存に影響がないよう、ゾーン別の保存管理の方法を設定する(表7-8)。

表7-8 ゾーン別の保存管理の方法(周辺地域)

	保存管理	公有地ゾーン	民有地等ゾーン
周辺地域	日常管理(通常)	<ul style="list-style-type: none"> ・見回り、清掃は範囲や方法を示した日常管理マニュアルを作成したうえで、マニュアルに基づき行う。 ・史跡が良好な状態であるため、定期的な見回り、清掃を月1回程度行う。 ・見回りは文化財保護管理指導員、清掃は地元自治会へ委託し、その結果は報告書に記録し、庁内関連部署で情報を共有する。 ・見回りの際、遺構にき損や劣化がないか、また、各構成要素に異常がないかを確認し、事象を確認したら、報告及び処置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な見回りを月に1回程度行う。 ・見回りは文化財保護管理指導員、その結果は報告書に記録し、庁内関連部署で情報を共有する。 ・市社会教育課が日常管理のなかで異常を発見した場合、速やかに地権者等に連絡する。
	日常管理(災害時)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の見回りは人命を優先しながら可能な限り早期に市社会教育課が行う。 ・異常が確認された場合は、可能な限り早期に関連部署間で連携して対処する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の見回りは市社会教育課が行う。 ・異常が確認された場合は、市、地権者間で異常の内容、今後の対処方法等について情報共有を行う。
	補修等	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構の保存や景観の保全に努める。 ・遺構に影響を及ぼすと考えられる補修、改修等に対しては、事前に試掘調査等を行い、その成果に基づき、遺構の保存に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補修、改修等を行う場合は事前に市社会教育課に連絡、相談する。

(2) 構成要素別の保存管理の方法

第4章 第4節 3 構成要素の特定、前節の保存管理の方向性を踏まえ、構成要素ごとの保存管理の方法を整理する(表7-9)。

表7-9 構成要素別の保存管理の方法(周辺地域)

区分	a: 本質的価値を構成する諸要素	b: 本質的価値を補完する諸要素
周辺地域	<p>【樋門を構成する要素】</p> <p>○樋門、堤体、岩盤</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な日常管理を行う。 樋門、岩盤の経年劣化を把握するため、現況調査や継続的な定点観察等を行う。 管理台帳を作成し、保存管理に係る経過、定点観測等の記録等を一元化する。 保全措置が必要な箇所を抽出し、対策を講じる。 樋門、岩盤の保存管理のため、樋門の構造、強度、地盤の強度等を把握する目的での土木工学的調査、市道の車両通行の影響を把握するための動態調査等を行う。 <p>○遺構、遺物</p> <ul style="list-style-type: none"> 樋門の構造の確認及び遺構の保存管理のため、発掘調査を必要に応じて行う。 調査後、遺構、遺物は必要に応じて、き損、劣化部分の修復を行い、適切に保存する。 	<p>【樋門を構成する要素のうち、当初のものか不明な要素】</p> <p>○石垣、切石(花崗岩)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当面の間は現状維持とする。 石材調査、材料調査等を行い、史跡の一部かどうか、史跡の保存に影響を与えるものかどうか、確認を行う。 <p>【史跡と一体となった環境、景観】</p> <p>○水面、潮の満ち引き、景観(高泊漁港、八幡山、高千帆遊水地)</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連部署と連携し、史跡と一体となった環境、景観の維持、向上に努める。

区分	その他の諸要素	
	c: 保存活用に有効な要素	d: その他の要素
周辺地域	<p>【管理施設】</p> <p>○法面保護、コンクリート堤体、ネットフェンス、駐車場案内板、階段、他</p> <ul style="list-style-type: none"> 当面の間は現状維持とする。 関連部署と連携し、適切な日常管理を行う。 史跡の保存管理上、不要である、または史跡の保存、景観上、悪影響を与えている管理施設は史跡に影響のない方法での撤去を検討する。 	<p>【社会的要素】</p> <p>○ガードレール、排水側溝、電柱</p> <ul style="list-style-type: none"> 当面の間は現状維持とする。 関連部署と連携し、適切な日常管理を行う。 <p>【史跡の保存活用上、調整を必要とする要素】</p> <p>○樹木</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連部署と協議し、今後の活用や整備を踏まえ、樹木の剪定、伐採等を検討する。 <p>○八幡山法面傾斜地(岩盤、樹木)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地権者等と協議を行い、日常管理のなかで、見回り等を行い、異常の早期発見に努める。 豪雨、台風、地震等の後は現地を見回り、異常がないか、確認を行い、異常があれば、地権者等に適切な対処等を促す。

4 追加指定と公有化

(1) 追加指定の進め方

湾側左岸にある袖石垣、遊水地側左岸の石垣など、史跡指定地に隣接した周辺地域にも浜五挺唐樋の一部と思われる遺構が確認できる。このような範囲については、早めに調査を実施し、

関連部署、地権者等と協議の上、追加指定について前向きに検討を進める。また、周辺地域のそれ以外の範囲については、今後、調査研究を通じて、浜五挺唐樋の範囲を確認し、史跡と同等の価値を有する場合には追加指定を検討する。

(2) 土地の公有化の進め方

史跡指定地内の私有地については、地権者等の理解と協力を得ながら、要望を把握し、土地の公有化を目指すこととする。

周辺地域で追加指定を行う範囲及び見学路、管理用駐車場の整備を行う場合も、原則、土地の公有化を図ることとする。

第8章 活用

第1節 活用の現状と課題

1 活用の現状

市社会教育課では「山陽小野田市ふるさと文化遺産」という登録制度を設けている。これは地域で親しまれ大切にされている文化遺産を再発見し、世代を超えて受け継がれ、地域の歴史や風土に根ざしたストーリー性のある概念を登録するものであり、『高泊開作』もそのひとつである。小学校の社会科副読本でも取り上げ学習することと合わせて、小中学校や地域交流センター（旧公民館）への出前授業による郷土学習や、地域、学校と連携した協働活動に積極的に取り入れられている（写真8-1, 2）。地域の名所旧跡を歩いて巡り、様々な世代が郷土について楽しく学ぶウォークイベントも本史跡を活かした活動の一つである（写真8-3）。

市歴史民俗資料館では本史跡に関する展示やイベントとして、平成29年度（2017）にふるさと文化遺産登録記念『高泊開作』の展示、平成30年度（2018）から毎年「10分でわかる山陽小野田の歴史」を開催している（写真8-4～7）。企画展がない間は常設展示にて頻りにコーナー展示を行っている。

また、市シティセールス課では、宇部市、美祢市、山陽小野田市が共同で企画、運営にあたる産業観光バスツアー「大人の社会見学」を実施している。「開作のまちからエネルギー施設への拠点へ」と題したツアーを継続的に実施している。本史跡の周辺には市の歴史、産業の礎である地域資源が数多く存在するため、それらを観光資源としても位置付け、観光分野での活用を検討し、交流人口の増加に努めている。

2 高泊開作を作る
つばささんたちは、昔の人たちがどのようにして干拓をしたのか調べるために、地いきに残っている干拓に関するものをさがしてみることにしました。

考えてみよう!
昔の人はどのようにして高泊開作をつくったのだろう。

地域の歴史にわしい人の話
高泊開作は、米作りをさかんにするため、今からおよそ350年前に作られました。それまでは有帆川の河口に広がる遠浅の海でした。当時は、かんたんな道具を使い、全て人の力で作らなければなりません。工事をしきした堀井三之允は、工事がうまくいくように石の運び方や樋門の作り方を工夫しながら、大変な苦労のすえ、1688年に完成させました。

なるほど!
遠浅
海や川などで、岸から沖の方まであさくなっているところ。
樋門
ていぼうの下の水ろくに、海や川の水を取り入れたり流し出したるとき、水が出入りする門。

つばささんのノート
高泊開作は、昔の人が米をたくさん作れるように、とても苦労して作ったことがわかりました。この工事のおかげで、人がたくさん住み、水田も多くなりました。わたしは、ほかの干拓やうめたて地をどのように作ったのか調べてみたい。

360°
五挺唐樋は国の文化財なんだね。

3 汐止記念碑
汐止記念碑は最初の樋門があった場所につくられました。

4 五挺唐樋
五挺唐樋は国の文化財なんだね。

写真 8-1 社会科副読本 高泊開作及び浜五挺唐樋の掲載部分



写真 8-2 小学校への出前授業



写真 8-3 ウォークイベント



写真 8-4 ふるさと文化遺産登録記念展示 ポスター



写真 8-5 ふるさと文化遺産登録記念展示と
ギャラリートーク



写真 8-6 「10分でわかる山陽小野田の歴史」展示



写真 8-7 高泊開作浜五挺唐樋 ジオラマ

さらに、本史跡は山口市の名田島新開作南蛮樋と一体で周防灘干拓遺跡として国史跡に指定されている（写真 8-8,9）。名田島新開作南蛮樋では遺構及びその周囲に開作の景観を見ることができ、また浜五挺唐樋では保存状態が良好な樋門の構造を確認できるなど、史跡としての見どころがそれぞれ異なる。両史跡が一体となってその魅力を高めるため、山口市と連携した事業計画を進められるように検討している。



写真 8-8 名田島新開作南蛮樋
(山口市教育委員会提供)



写真 8-9 名田島新開作南蛮樋とその周辺
(山口市教育委員会提供)

2 活用の課題

来訪者から史跡が実際にどのように使われていたのかが分かりづらいという声がある。現地には浜五挺唐樋のろくろや招き戸等当時の構造が分かる状態で保存されているにも関わらず、その利点が生かしきれていない。史跡は常時、公開されているため、来訪者にこの史跡の構造や本質的価値をわかりやすく、適切に伝える方法を検討する必要がある。

第2節 活用の方向性

本史跡の活用にあたっては、地域住民や関連部署等と連携しながら、史跡の価値をより多くの人と共有することができるよう、現地における史跡の活用を推進する。また、史跡に関連する情報発信、学校教育や社会教育における史跡の活用を推進する。加えて、史跡の本質的価値の理解を深めるためには、高泊開作やその他開作に関連する遺跡等、山口市の名田島新開作南蛮樋等と併せた活用が有効であるため、これらの文化財と関連付けた活用も検討する。

第3節 活用の方法

本史跡の活用の方向性をもとに、保存、整備及び運営・体制を考慮しながら、活用の方法を設定する。

1 浜五挺唐樋の本質的価値の理解を深める活用の促進

- (1) 各種調査を実施する際には、調査に支障がない範囲で現地説明会を行うなど、現地で史跡の価値と魅力を伝える活動を継続的に行う。
- (2) 現地にて史跡の価値と魅力を体感できるよう、見学スペースや遺構表示等、適切な整備を行う。

2 高泊開作や開作関連遺跡等を有する関係機関との連携

- (1) 当該遺跡等が所在する自治体、博物館、研究機関と連携し、調査成果や保存活用等の情報交換や交流、関連イベント等の共同開催等を検討する。特に山口市の名田島新開作南蛮樋は、本史跡とともに周防灘干拓遺跡を代表する遺構であるため、保存活用にあたって積極的に連携を進めていく。

(2) 浜五挺唐樋をはじめとするふるさと文化遺産を生かした郷土の歴史教育、文化観光、観光交流を促進するため、関係機関と協力した活用も検討する。

3 本史跡を生かした学校教育や社会教育の充実

「山陽小野田市ふるさと文化遺産」に登録している『高泊開作』を活用した取組みについて、保存活用計画策定のための調査により、本質的価値がより明らかになった点も含め、今後、活用の機会を増やして充実させる。

(1) 学校教育における活用

- ① 本史跡は郷土の歴史や文化が学べる教材であるため、地域の教育施設（小中学校）と連携し、現地見学や専門職員を学校に派遣し出前授業を行う等の教育プログラムの充実に取り組む。
- ② 教職員等を対象に、本史跡や地域の文化財等に関する資料の提供、研修機会の確保や充実に努める。
- ③ 本史跡に関するパンフレット及び副読本の作成、更新を検討する。

(2) 社会教育における活用

- ① 市歴史民俗資料館や地域交流センターにおいて、本史跡や関連文化財等の講座を定期的で開催し、市民等の理解を深める。
- ② 本史跡及び関連文化財を対象とした各種フィールドワーク等により、体験機会の確保や充実に努める。

4 史跡に関連する効果的な情報発信の充実

史跡の価値と魅力を体感し、学び、理解を深め、また、楽しんでもらうため、様々な媒体（技術）による情報の提供や発信と、現地や市歴史民俗資料館におけるガイダンス機能、施設等の充実により、効果的な情報発信を図る。

(1) 効果的な情報発信の充実

- ① 調査研究の成果やガイダンス機能の向上を踏まえ、説明板等の計画的な設置や更新を図る。また、デジタル技術を活用し、樋門の排水の仕組みや開作ができるまでの歴史等の情報発信の充実や多言語化を検討する。
- ② 情報の提供や発信においては DX（デジタルトランスフォーメーション）の観点を持ちつつ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やAR（拡張現実）、VR（仮想現実）等のデジタルコンテンツの活用を検討する。
- ③ 本史跡、高泊開作、関連文化財をまとめた「山陽小野田市ふるさと文化遺産」『高泊開作』の冊子の増刷や本史跡に特化したパンフレットの作成を検討する。

(2) 市歴史民俗資料館のガイダンス機能の充実や強化

- ① 市歴史民俗資料館でのガイダンス機能の充実、強化を図るため、本史跡に関する展示を含め、わかりやすく、魅力的なものとなるよう展示内容の更新を図る。

- ② 市社会教育課、市歴史民俗資料館、市シティセールス課が連携して、ガイドの確保や育成を図る。
- ③ 市歴史民俗資料館が本史跡を含めた文化観光の拠点施設となるよう、便益施設（観光案内施設、休憩施設、トイレ等）の更新、新設を検討する。

5 歴史探訪、文化観光、レクリエーションへの活用

本史跡を市民に広く知ってもらい、より身近な史跡とするため、また、来訪者に対し、文化観光の重要な拠点とするため、市観光部局や関連団体等と積極的に連携し、活用を行う。

(1) 歴史探訪、文化観光への活用

本史跡と高泊開作関連文化財、周辺の関連遺跡等と併せた周遊コースを設定し、開作事業を中心とした歴史探訪、文化観光の場を設定する。

(2) レクリエーションへの活用

本史跡は海側が高泊漁港、周防灘に面しているため、本史跡周辺（浜五挺唐樋から東へ延びる堤防、八幡山等）から望む海側の景観もまた、本史跡の魅力の一つである。史跡の保護を前提に周辺環境を生かした市民等の自主的なレクリエーション（散策、ウォーキング等）の場として活用を図る。

第9章 整備

第1節 整備の現状と課題

1 整備の現状

平成元年（1989）まで樋門として日常的に利用していたが、この樋門の東側に高千帆排水機場が完成したことで、樋門としての機能は不要となり、暗渠はコンクリートで封鎖された。樋門周辺は漁港区域内であり、漁港保全区域の整備のため、防波堤（水門付）が建設された。防波堤が建設される以前、樋門は自然の脅威にさらされる危険が度々あり、市内の沿岸では、高潮被害を受けている場所も多い。樋門を良好な状態で保存していくうえでも、防波堤は重要な役割を果たしている。その結果、近代以降の改変されていない樋門の姿が現在まで守られている。浜五挺唐樋天端には市道が通り、道路舗装、道路構造物（ガードレール等）及び地下埋設物（水道、消火栓）等が整備されている。

国指定以降、史跡指定地では下表の整備を実施している（表 9-1）。「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」（昭和 29 年（1954）文化財保護委員会規則第 7 号）に基づき、平成 8 年度（1996）に設置した史跡標識、説明板、史跡境界標は良好な状態に保たれているが、石垣の法面保護（遊水地側）は経年による劣化（亀裂、剥離等）が生じている。また、樋門湾側の滞水域内では様々な個所からの浸水が目視で確認できる。満潮時には、防波堤に設置された水門（p. 58 写真 4-27）、湾側樋門の袖石垣（p. 53 写真 4-3）の間、湾側コンクリート堤体（p. 57 写真 4-23）の一部と中間ステップからの浸水がある。この浸水には港湾側の土砂が混じっており、滞水域内に土砂が沈殿し、長い年月をかけて堆積していく（写真 9-1）。



写真 9-1 史跡湾側の汚泥の堆積
(令和 3 年度 (2021))

表 9-1 史跡及び史跡周辺の整備履歴

年度	内容
平成 8 年度 (1996)	史跡標識、説明板、史跡境界標 法面保護、史跡内の浚渫、招き戸及びろくろ（滑車）の全取替え
平成 9 年度 (1997)	案内標識設置（県道小野田橋付近） 史跡周辺のガードレールの付け替え、新設
平成 10 年度 (1998)	南側（湾側）下部に幅 30 cm のステップ設置 史跡内の除草をするため、ろくろ場石階段設置 史跡周辺の舗装
平成 16 年度 (2004)	史跡内の浚渫、招き戸及びろくろ（滑車）の全取替え
平成 20 年度 (2008)	ろくろ（滑車）1 本取替え
平成 21 年度 (2009)	史跡指定地東側周辺の道路舗装 史跡内の浚渫及び招き戸全取替え（中国・九州北部豪雨による）
平成 22 年度 (2010)	ろくろ（滑車）1 本取替え
平成 25 年度 (2013)	ろくろ（滑車）1 本取替え
令和元年度 (2019)	ろくろ（滑車）1 本取替え
令和 2 年度 (2020)	ろくろ（滑車）1 本取替え
令和 3 年度 (2021)	史跡内の浚渫及び招き戸全取替え

令和3年度(2021)には12年ぶりに浚渫を行ったが、招き戸が隠れる程(約170cm)の汚泥が堆積していた。

防波堤に設置している水門は滞水域内の水を排水する機能として必要ではあるが、汚泥堆積の原因ともなっている。仮に水門を閉鎖しても雨水の排水機能が果たせず、史跡内の環境悪化を招く恐れもある。また、浸水箇所を調査し、浸水を止めることも容易なことではない。汚泥の堆積等による史跡周囲の環境の悪化は史跡の本質的価値を構成する様々な要素に影響が及ぶことが懸念される。特に招き戸は、汚泥の堆積により全体像が確認しづらく、唐樋の構造を理解するうえで大変重要な要素を活かしきれていない。汚泥の堆積等については史跡を守るために策を講じているが、すでに日常の維持管理の範疇を超えているのが現状である。

また、史跡の活用のための整備では、市内の主要道路沿いに史跡への案内板を設置し、史跡への誘導を図るとともに、史跡指定地の南側には来訪者用の駐車場を整備し、史跡周辺には駐車場までの案内板を設置している。

周辺地域の湾側には見学路(斜路)、転落防止柵(メッシュフェンス)を整備している。遊水地側は北東部の堤体法面下の段に見学スペースがあるが、未整備である。

整備計画の策定は行っていない。

2 整備の課題

史跡の整備、特に史跡の保存のための整備は整備計画にもとづき段階的かつ計画的に行うことが望ましく、整備計画の作成にあたっては、各種調査の成果や保存管理、活用計画等を反映するとともに、学識経験者、関係部局、国や県と協議し、指導助言を受ける必要がある。

また、整備計画の作成や具体的な整備方法の検討のため、まずは史跡に係る各種調査を行う必要があり、調査体制の構築や調査期間及び費用等の確保が求められる。

その他の課題については、整備の現状を踏まえ、史跡の保存のための整備、活用のための整備に分けて整理する。

(1) 史跡の保存のための整備

① 本質的価値のき損への対応、復旧

(ア) 史跡がき損した場合は、応急的な対策を含め適切に対応する必要がある。

(イ) 湾側には高潮から史跡を守るため、防波堤を築き、雨水を排水するため、水門を設けている。水門の隙間からと、当初想定されていなかった湾側の史跡内数か所から、満潮時になると海水と一緒に土砂が流入するため、滞水域内には汚泥が7年間で約0.8m(招き戸の半分の高さ)の厚さで堆積し、樋門には蛎殻が付着するなど遺構の保存に影響が及ぶことが懸念される。史跡内への土砂が混じる水の流入を可能な限り少なくするため、目視で確認できる防波堤の部分でそれらの流入を防ぐ必要がある。また、史跡の保存に影響が生じる状況(汚泥の堆積の厚さ、蛎殻の付着等)を見極めつつ、定期的に浚渫や蛎殻の除去などの整備を行う必要がある。

(ウ) 岩盤は全体として比較的安定した状態にあるといえるが、部分的に浮石が生じていること等の懸念事項もある。節理、亀裂の開口や浮石化は機械的風化に起因するものである。機械的風化は、温度変化により岩石自体が膨張、収縮することや、冬期の霜の作用や割れ目に

しみ込んだ水の氷結や融解による膨張、収縮によって岩石が破壊される現象であり、岩石表面の永年的な変化をもたらす。

(エ) 浜五挺唐樋の暗渠はコンクリートで塞がれており、排水施設として機能していない。当面は現状維持とするが、暗渠及びコンクリートの状態を確認の上、今後の対応を検討する必要がある。

(オ) 史跡の日常的な点検や周辺の環境（滞水域や遊水池、市道の交通状況、八幡山の急傾斜地等）を含めた防災、減災対策に関する調査結果より、災害が発生する可能性が高く、災害により史跡にき損が生じる可能性がある場合は、関係者、関連部署、学識経験者等と連携し、その防止対策を検討し、適切に対策を講じる必要がある。

② 管理施設（史跡標識、説明板、境界標等）の整備及び更新

(ア) 説明板は設置されて年数が経過し、内容も更新されていない。調査成果を反映させた説明板の内容の更新を行う必要がある。

(イ) 発掘調査の結果、現在の設置場所が史跡の保存に影響を与える場合は、史跡に影響のない場所への移設を検討する必要がある。

③ その他の管理施設の整備及び更新

(ア) 史跡の見回り、除草等の維持管理を適切に行うとともに、管理施設が良好な状態に保たれているか、定期的に点検し、史跡の適切な保存のための維持管理を図る必要がある。

(イ) 遊水地側の法面保護に経年劣化（亀裂、剥離等）が生じており、遺構への影響が懸念され、遺構保存の観点から、速やかに整備（補修）を行う必要がある。

(2) 史跡の活用のための整備

① 遺構の表示

現在、浜五挺唐樋は排水施設として機能しておらず、現地を訪れても排水の様子がわからない。来訪者が現地を見て、史跡への理解を進め、興味や関心を深めるよう、現地での遺構の表示方法を検討する必要がある。

② 遊水地側の見学路、見学スペースの整備

史跡の湾側には見学路やフェンス等があり、史跡を見学できる環境が整備されているが、遊水地側は見学路、見学スペースが未整備である。史跡の本質的価値を適切に伝えるためにも、遊水地側に見学路、見学スペースを整備する必要がある。

③ 史跡周辺を含めた周遊ルートの設定とサインの整備

史跡指定地だけでなく、高泊開作に関連する文化財や史跡に関する展示施設である市歴史民俗資料館などを含めた周遊するルートを設定し、市民及び来訪者に史跡への理解を深め、興味や関心を深めてもらう必要がある。また、ルート上への案内板、説明板、誘導標識等の整備、充実について検討する必要がある。

④ 市歴史民俗資料館の拠点施設としての強化

(ア) 文化観光の拠点施設として、来訪者が快適に利用できるよう、観光案内、休憩、トイレ等の便益機能の強化及び施設の整備、更新等を検討する必要がある。

(イ) 史跡に関する情報発信拠点として、史跡の理解を深め、興味や関心を深めるための展示を随時実施しているが、今後、デジタルコンテンツを活用した展示など、展示機能の強化及び展示内容を更新する必要がある。

⑤ デジタルコンテンツや多様な情報発信ツールを利用した、わかりやすい情報発信

(ア) 浜五挺唐樋に関連する文献調査等の各種調査成果についての展示や、情報発信のツールとしてデジタルコンテンツの活用も検討する必要がある。

(イ) 史跡を紹介するパンフレットが未作成で、SNSでの情報発信も不十分である。史跡の認知度向上と本質的価値の理解を深める情報発信の方法を検討する必要がある。

(ウ) 来訪者や外国人観光客に配慮して、情報を発信する際は読んでわかりやすい日本語を使用する、外国語による情報発信を行う等を検討する必要がある。

第2節 整備の方向性

1 整備の方向性

史跡の保存のための整備については、調査体制等を構築し、史跡の現況把握のための基礎的調査、整備のための調査を計画的に実施し、その成果や本計画に基づき、整備計画の策定、整備計画にもとづく各種整備を実施する。

史跡の活用のための整備については、史跡の保存に影響のない範囲で史跡の本質的価値の周知に有効性の高いものや取り組みやすいものから、計画的に実施する。

両整備ともに、関連部署、国、県等と協議、連携して進める。

また、湾側の滞水域内に堆積する汚泥量を少なくする対策の一つとして、土砂が混じる水の流入を最小限度にするための施工をする。その施工に必要である滞水域内の排水とすでに堆積している汚泥の除去を行う。併せて流入箇所の詳細な調査や、蛎殻の除去、招き戸の交換を実施し、適正な保存のための整備に取り組むとともに、史跡周辺を含め、景観の保全や形成に努める。

また、史跡の適正かつ効果的な活用を進めるため、現地での説明板の整備（修理、更新、新設）、遊水地側の見学路の整備、市歴史民俗資料館等の情報発信拠点の強化、デジタルコンテンツの整備及び活用、周遊ルートの設定に対応した案内板、誘導標識の整備等を検討する。

2 区域別、ゾーン別の整備の方向性

史跡に対し、有効的、かつ計画的な整備を行うため、計画対象範囲の区域別、ゾーン別に整備の方向性を示す。区域は史跡指定地、周辺地域、高泊開作関連地域とし、第7章 保存管理でのゾーン区分に倣い、史跡指定地内を公有地ゾーン、民有地ゾーン、周辺地域を公有地ゾーン、民有地等ゾーンに区分する。(p. 71 第7章 保存管理 図7-1)

(1) 史跡指定地

① 史跡指定地・公有地ゾーン

遺構の保存のための整備を優先的かつ重点的に行う。

② 史跡指定地・私有地ゾーン

地権者の理解、協力のもと、公有地ゾーンに併せて、遺構の保存のための整備を優先的かつ重点的に行う。

(2) 周辺地域

① 周辺地域・公有地ゾーン

史跡の広がりが見込まれるため、史跡指定地同様、遺構の保存のための整備を優先的かつ重点的に行う。

② 周辺地域・私有地等ゾーン

史跡の保護のため、必要がある場合、地権者の理解、協力のもと、遺構の保存のための整備を行う。

(3) 高泊開作関連地域

拠点施設である市歴史民俗資料館の展示施設の整備、周遊ルートの設定、案内板、説明板の設置等について、整備計画等に基づき、計画的に行う。

また、高泊開作に関連する文化財等の整備について、今後、関係者や関連団体、関連部署等と協議、検討を進める。

第3節 整備の方法

整備の方向性のもとに、保存、活用及び運営・体制を考慮しながら、整備の方法を設定する。

特に史跡の保存のための整備について、具体的な整備方法は今後策定予定の整備計画で定めることとする。今後10年は主に史跡に係る各種調査の実施とその成果の取りまとめを実施し、整備計画の策定と優先順位の高い整備を進める。整備計画は、関連部署、国、県等と協議、連携しながら策定する。

各整備の時期については、第11章 施策の推進計画で示す。

1 史跡の保存のための整備

(1) 本質的価値のき損への対応、復旧

① 日常的な保存管理により現状を維持しつつ、本質的価値に影響を及ぼすようなき損等が発生した場合には、国や県と対応策を協議し、復旧対応（遺構保存、修復）を行う。

② 湾側コンクリート堤体の一部と中間ステップ（写真9-2）から目視で確認できる土砂が混じる水の流入を最小限度にするための施工をする。その施工に必要な滞水域内の排水とすでに堆積している汚泥の除去を行う。その



写真9-2 湾側コンクリート堤体の一部と中間ステップ（黒枠部分）

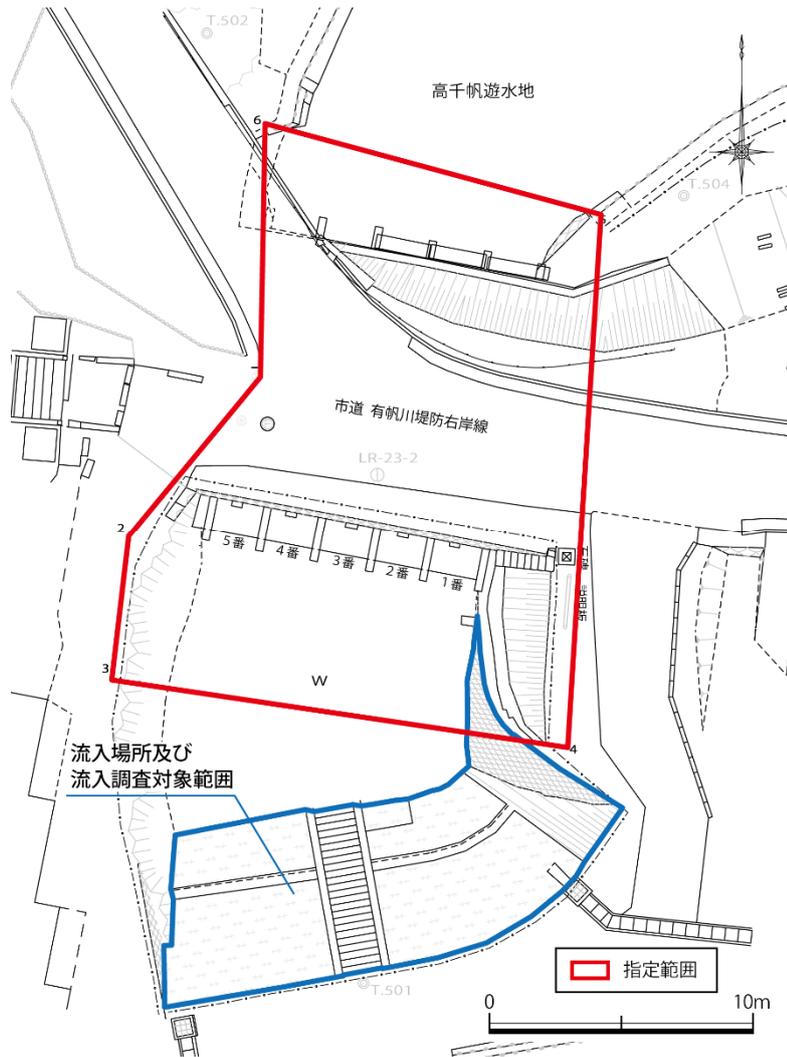


図 9-1 土砂の流入場所及び流入調査対象範囲図

際コンクリート堤体下部からの水の流入状況について調査を実施する（図 9-1）とともに、樋門に付着した蚌殻の除去と樋門の招き戸を更新する。

- ③ 湾側の滞水域への海水及び土砂の流入について、学識経験者等からの助言をもとに根本的な原因の究明と対策について検討を行う。
- ④ 経過観察を行い、状況によっては、景観を損なうことのない方法で岩盤の劣化や落石防止の対策を講じる。
- ⑤ ろくろ（滑車）は木製で破損、劣化が生じやすいため、定期的に更新を行う。
- ⑥ 浜五挺唐樋の暗渠やコンクリートの状態を確認し、今後の対応について検討を行う。
- ⑦ 史跡指定地及びその近辺において、防災、減災対策のための各種調査を行う。調査結果をもとに関係者及び関連部署と協議の上、災害対策のための整備について検討する。

(2) 管理施設（史跡標識、説明板、境界標等）の整備及び更新

- ① 既存の遺構の解説や表現等の状況を勘案しつつ、全体説明板を必要に応じて修理や更新を行う。
- ② 説明板の内容については、QR コードを用いたデジタルコンテンツや数か国語に対応した解

説などの情報提供を検討する。

- ③ 史跡境界標は追加指定により、設置や付け替えが必要になった場合は適切に対処する。

(3) その他の管理施設の整備及び更新

- ① 関連部署等と連携し、施設の維持管理を適切に実施する。
 ② 施設が劣化、き損した場合には修理、更新を適切に実施する。
 ③ 石垣天端上の法面保護（遊水地側）の劣化、破損について、適切な方法で補修を行う。

2 史跡の活用のための整備

(1) 遺構の表示

- ① 当時の浜五挺唐樋の排水のしくみや史跡周辺の様子について、来訪者が理解しやすく、興味や関心を深める遺構の表示方法について検討し、具体化する。
 ② 説明板での表示に加え、模型、写真表現、デジタルコンテンツの活用を検討する。

(2) 見学路、見学スペースの整備

来訪者に遊水地側の樋門の様子がわかるよう、史跡及び地下の遺構に影響のない範囲で遊水地側に見学路、見学スペースを整備する。見学路、見学スペースは手摺、通路幅、勾配などバリアフリーに配慮したものとする。

(3) 史跡周辺を含めた周遊ルートの設定とサインの整備

- ① 史跡指定地だけでなく、高泊開作に関連する文化財や市歴史民俗資料館等を周遊するルートを設定する。
 ② ルート上には景観に配慮した統一感のある案内板、説明板、誘導標識等のサインの整備、充実を図る。

(4) 市歴史民俗資料館の拠点施設としての強化

- ① 文化観光の拠点として、来訪者が快適に利用できるよう便益施設（観光案内施設、休憩施設、トイレ等）の整備、更新を検討する。
 ② 史跡に関する情報発信の拠点としてガイダンス機能の強化を図るため、展示施設の改修やデジタルコンテンツを活用した展示内容の更新等を検討する。

(5) デジタルコンテンツや多様な情報発信ツールを利用した、わかりやすい情報発信の推進

- ① デジタルコンテンツを活用した情報発信の充実と、説明や体験等の機能の整備を検討する。
 ② 現地での疑似体験や情報提供を含め、AR（拡張現実）やVR（仮想現実）などデジタルコンテンツの活用を検討する。
 ③ パンフレットやマップ等の更新や提供、市のHPやSNSでの情報発信、ガイドサービス等、効果的な情報発信ツールを検討、推進する。
 ④ 外国人観光客に配慮し、外国語版パンフレットやQRコード等を用いた外国語での情報提供等を検討する。

第10章 運営・体制

第1節 運営・体制の現状と課題

1 運営・体制の現状

本史跡の調査、保存管理、活用、整備に関する事項は、市社会教育課が所管する。史跡指定範囲内の公有水面は市農林水産課、市道は市土木課が管理している。

史跡の見回り及び報告は県が委嘱した文化財保護管理指導員が月1回行い、日常の除草等の環境整備は地元の浜自治会に依頼をし、年1回は市社会教育課とともに作業を行うなど、県及び地元自治会の協力を得ながら、史跡の日常管理を行っている。

史跡の調査及び保存管理は市社会教育課及び、担当職員を中心に庁内関連部署、県等と連携している。

史跡の活用について、史跡に関する情報配信や展示等は市歴史民俗資料館が行っており、小中学校等での浜五挺唐樋や高泊開作に関する出前授業、郷土学習等は市学校教育課と、史跡を活用した観光イベント等は市シティセールス課と連携のもと、実施している。

2 運営・体制の課題

史跡を所管する市社会教育課の人員体制を整備し、適切な人材、員数を史跡の保存活用に充てる必要がある。現在、市の専門職員を中心に文献調査を行っているが、発掘調査等の専門職員が配置されていないため、適切な発掘調査が行われず、今後の保存活用に支障が生じる恐れがあるため、発掘調査に関する専門職員の人材の確保や大学や研究機関との連携を行う必要がある。

また、史跡の保存活用に適切に推進するため、地権者や地域住民をはじめとして、市民、関係団体、庁内関連部署、県、国、専門家等との協力や参加による継続的な運営体制を構築する必要がある。

第2節 運営・体制の方向性

史跡の適切な保存活用のため、史跡を所管する市社会教育課を中心に、庁内関連部署等との連携のもとに運営・体制の充実や強化を図る。特に市社会教育課では専門職員の充実や適切な人員体制の整備を確実に進める。

調査方法や保存活用の進め方について、指導助言を得られるよう、専門家、大学及び研究機関、県、国、山口市等と連携し協力体制の充実を図る。

また、地域住民や市民、小中学校等の教育機関、市民活動団体等との連携を強化し、史跡の保存活用を円滑に進めるとともに、史跡に関する取組み、イベントへの参加を呼び掛け、地域の文化的財産である浜五挺唐樋を通して、郷土愛の醸成や人材育成へと繋げる。

第3節 運営・体制の方法

本史跡の調査、保存管理、活用、整備を円滑に進めていくための体制づくりの方法を設定する。

1 行政内での体制づくり

本史跡の調査、保存管理、活用、整備を適切に推進するために、市社会教育課において、これ

らの業務を担う人材育成や考古学の専門職員の配置をはじめとする適切な人員体制の整備を着実に進める。

また、史跡の保存活用には市内の多くの部署が関係している。史跡の保存活用にあたり、市社会教育課を中心として、適宜協議をし、情報の共有化、組織間の横断的な施策や事業の展開を図る。

2 関係機関等との連携

(1) 小中学校等の教育機関との連携

小中学校への出前授業や市歴史民俗資料館での郷土学習などを行い、本市のまちづくりの礎を築いたこの史跡の価値を知り、継承していく機会を設ける。

(2) 県、国との連携

文化財保護に関して県や国との連携を図り、適宜相談し、指導助言を得られるようにするとともに、調査や史跡整備の支援確保に努める。

(3) 研究機関、専門家等との連携及び協力体制づくり

浜五挺唐樋及び高泊開作に係る調査及び保存管理、活用、整備を適切かつ効果的に進めるため、大学等の研究機関、学識経験者、専門家の協力や支援等を得られるように組織的及び人的ネットワークの充実や強化を図る。

また、史跡に係る調査を適切に進めつつ、研究機関や関連史跡を管理する市町村と連携し、調査成果の情報発信、講演会やシンポジウムの開催等が実施できる連携体制づくりを図る。

3 市内外の人々や団体等とのネットワークづくり

地域住民や市民はもとより、研究機関や関連史跡を管理する市町村、浜五挺唐樋や高泊開作に関心のある人々を含め、本史跡の保存活用を応援し、支える市内外の人的なネットワークづくりに努める。

4 情報発信の充実のための体制づくり

市歴史民俗資料館を情報発信の拠点として位置づけ、子供から大人までの多様な世代や市外及び外国からの来訪者等に、史跡について理解し、興味を持ってもらえるよう、本史跡や関連文化財等に係る情報発信の充実や、啓発を担う体制の強化に努める。

第 11 章 施策の推進計画

第 1 節 推進時期の設定

本計画は令和 6 年（2024）4 月 1 日から令和 16 年（2034）3 月 31 日までの 10 年を計画期間としている。本計画で示した施策の推進については、短期（令和 6～8 年度（2026））、中期（令和 9（2027）～11 年度（2029））、長期（令和 12（2030）～15 年度（2033））に分けて取り組むこととする。

第 6 章 調査から第 10 章 運営・体制において明記している施策や事業について、その推進時期を下表に示す（表 11-1）。

表 11-1 施策の推進計画、推進時期

項目	施策、事業	推進時期、内容		
		短期 (令和 6～8 年度)	中期 (令和 9～11 年度)	長期 (令和 12～15 年度)
調査	調査のための体制の構築	○	○	○
		・体制の維持、充実		
	文献調査	○	○	○
		・継続的な文献資料調査		・報告書作成
	現況調査及び発掘調査	○	○	○
		・現況調査 ・発掘調査		・報告書作成
	科学的調査	○	○	○
	・地質調査 ・水文学、水理学調査、地下レーダー探査等		・報告書作成	
関連文化財等に関する調査	○	○	○	
	・類例調査		・報告書作成	
調査成果や情報の公開及び活用	○	○	○	
	・調査成果の公表 ・データベース化			
保存管理 ※詳細は第 7 章を参照	現状変更への対応	(適宜)		
		・現状変更に係る許可		
	追加指定	(適宜)		
		・調査をもとに検討		
土地の公有化	(適宜)			
	・地権者の要望把握等をもとに対応			
維持管理（史跡指定地、周辺地域）	(適宜)			
	・史跡指定地、周辺地域の適切な維持管理			
活用	本質的価値の理解を深める活用の促進	○	○	○
		・調査の際の現地説明会の実施 ・史跡指定地の適切な整備（長期）		
	高泊開作や開作関連遺跡等を有する関係機関との連携	○	○	○
		・関連団体、行政との情報交換、イベント開催等（中期） ・開作関連遺跡等を有する関係機関との連携（中期）		
	本史跡を生かした学校教育や社会教育の充実	○	○	○
	・出前授業等の教育プログラムの充実 ・文化財等に関する資料の提供、研修機会の確保			
史跡に関連する効果的な情報発信の充実	○	○	○	
	・積極的な情報発信（全期） ・デジタル技術を活用した情報提供、多言語化（中期～長期） ・市歴史民俗資料館のガイダンス機能の強化（中期～長期）			

項目	施策、事業	実施時期、内容		
		短期 (令和 6～8 年度)	中期 (令和 9～11 年度)	長期 (令和 12～15 年度)
活用	歴史探訪、文化観光、レクリエーションへの活用	○	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・周遊ルートの設定（短期） ・レクリエーションへの活用（全期） 		
整備 ※詳細は第 9 章を参照	整備計画	○	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・整備にむけた調査、測量、基本設計、実施設計等（全期） ・整備計画の策定（中期～長期） ・整備計画に基づく諸施設の整備（長期） 		
	本質的価値のき損への対応、復旧		○	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥の浚渫、蛸殻の除去、招き戸の更新（中期） ・ろくろ（滑車）の更新（随時） ・滞水域への土砂の流入の根本的な原因究明と対策の検討（中期～長期）、滞水域内への土砂の混じる水の流入対策工事（中期） ・樋門暗渠等の状態の確認、今後の取扱いに関する検討（長期） ・本質的価値へのき損への対応、復旧（随時） 		
	史跡標識、説明板等の管理施設の整備及び更新	○	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・説明板等の計画的な設置及び修理、更新（中期） ・説明板の内容に関する QR コード等の活用、情報提供（中期） ・追加指定に伴う史跡境界標の設置、付け替え（随時） 		
	その他の管理施設の整備及び更新	○	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・石垣天端上の法面保護の補修（短期） ・石垣天端上の法面保護の整備方針の検討（中期） ・市道、道路構造物等の整備（随時） 		
	遺構の表示		○	
		<ul style="list-style-type: none"> ・理解しやすい遺構の表示方法の検討、具体化（中期） ・説明方法の検討（模型、デジタルコンテンツ等）（中期） 		
	見学路、見学スペースの整備			○
		<ul style="list-style-type: none"> ・遊水地側への見学路、見学スペースの整備 		
	周遊ルートの設定とサインの整備	○	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・周遊ルートの設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ルート上へのサインの整備（中期～長期） ・サイン計画の作成（中期） 	
市歴史民俗資料館の拠点施設としての強化	○	○		
	<ul style="list-style-type: none"> ・文化観光の拠点としての強化、便益施設の整備、更新等（短期～中期） ・史跡に関する情報発信拠点としての強化、展示改修等（短期～中期） 			
デジタルコンテンツ等を利用した情報発信の推進	○	○		
	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルコンテンツ等を活用した情報発信等の機能の整備（短期～中期） ・パンフレットやマップ等の更新や提供、SNS 等での情報発信、ガイドサービス等、効果的な情報発信ツールの検討、推進（中期） ・外国語版冊子や QR コード等による外国語での情報提供（中期） 			
運営・体制	行政内での体制づくり	○	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成（全期）、体制の維持、充実（全期） ・情報の共有化、組織間の横断的な施策や事業の展開（全期） 		
	関係機関等との連携	○	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校等の教育機関との連携（全期） ・県、国との連携（全期） ・研究機関、専門家等との連携及び協力体制づくり（全期） 		
	市内外の人々や団体等とのネットワークづくり	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・本史跡の保存活用を応援し、支える市内外の人的なネットワークづくり 			
情報発信のための体制づくり	○	○	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ・市歴史民俗資料館を情報発信の拠点とし、情報発信の充実、啓発の体制の強化 			

第 2 節 経過観察の方向性

史跡の適切な保存活用は、関連部署や地域住民、関連団体等と連携、協力しながら、将来にわたって継続して取り組む必要がある。このため、本計画で定めた施策や事業を定期的に経過観察することで、基本理念に立ち返り、現状を把握、分析し、問題点を改善していくことが求められる。

この経過観察は本史跡を所管する市社会教育課が責任をもって行うとともに、情報等の収集と整理、また共有化ならびに協議を行うこととする。加えて、市土木課や市農林水産課等の庁内関連部署、地権者、地域住民等が主体となった施策、事業、活動については、市社会教育課がその取組みの内容や進捗状況、成果などを聞き取り、経過観察として整理する。経過観察データは随時蓄積し、明らかな数値の異常や目視での異常が確認された場合、国や県へ情報提供し、対応について協議を進める。

こうした経過観察の結果（評価等）は PDCA サイクルの考え方にに基づき、計画の実施、修正、改善の基礎的資料や判断材料としていく（図 11-1）。また、必要に応じて山陽小野田市文化財審議会へ諮問もしくは報告をし、情報を共有する。

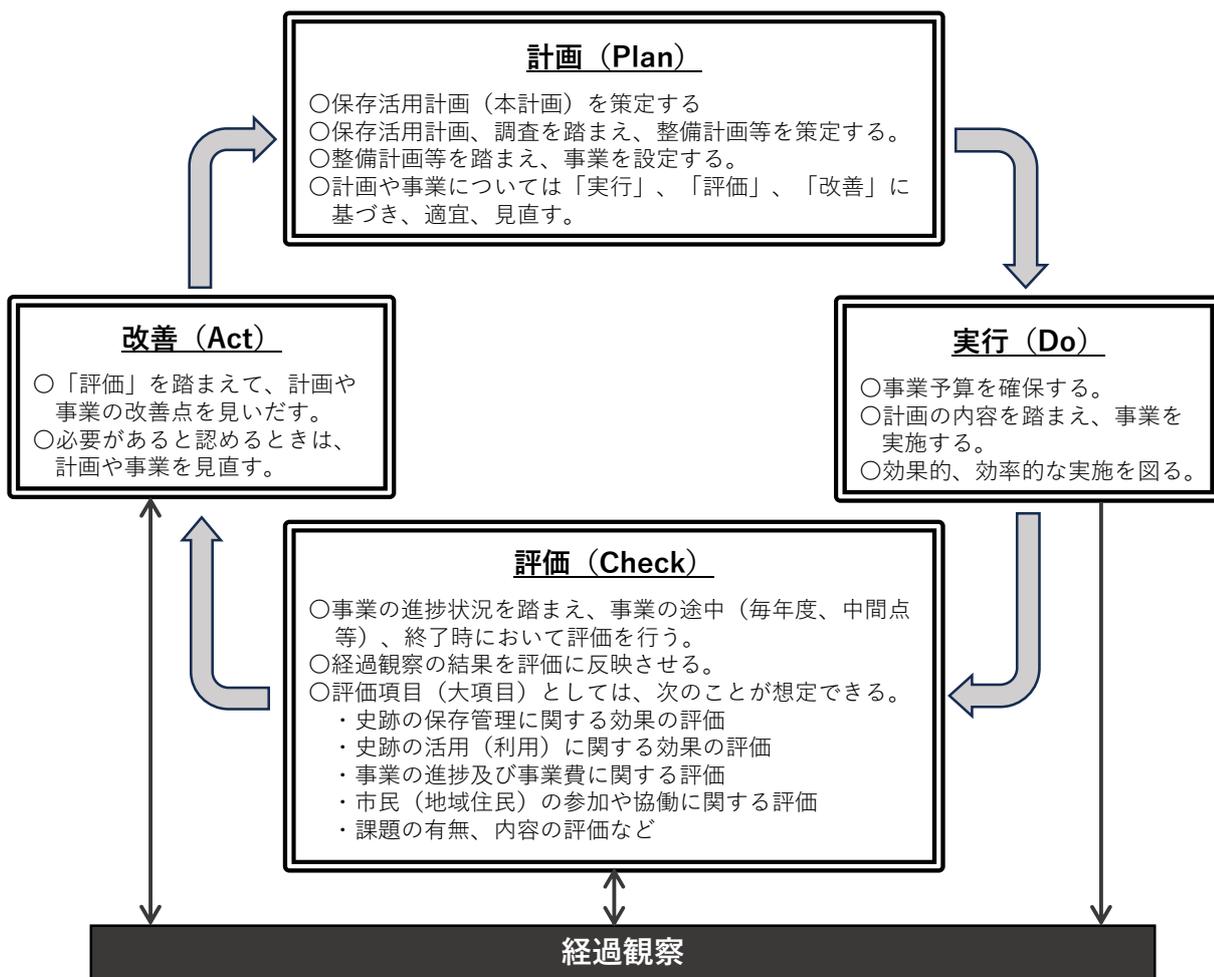


図 11-1 計画策定に係る PDCA サイクルの考え方と経過観察

第 3 節 経過観察の方法

(1) 経過観察の基本的な方法と手順

経過観察は、市社会教育課が行うこととし、大きくは次の 3 段階（ステップ 1、2、3）で取り組む（図 11-2）。

- ステップ 1：現状把握及び施策や事業の実施状況の確認
- ステップ 2：実施した施策や事業の妥当性、効果の確認及び評価
- ステップ 3：基本理念への寄与と改善点及び課題の把握

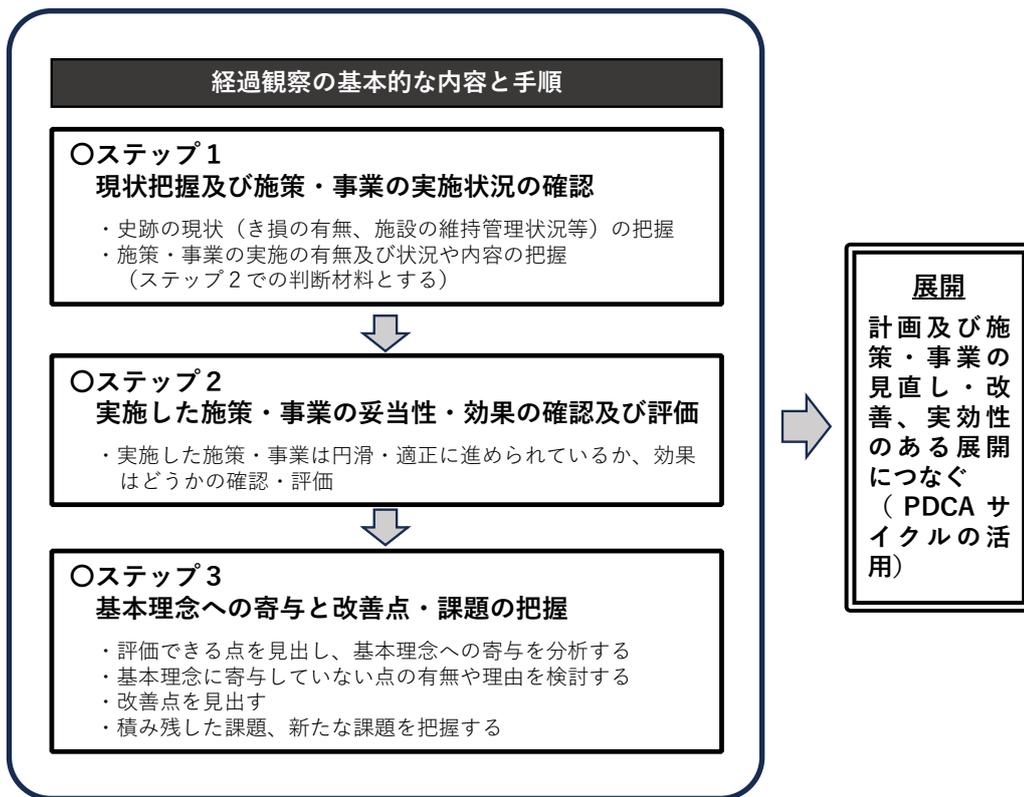


図 11-2 経過観察の基本的な内容と手順及び展開

(2) 経過観察の内容

先述した 3 段階（ステップ 1～3）ごとに経過観察の内容を整理する。

なお、経過観察の全体的な調整や取りまとめ、情報の共有化、関連部署等との連携や協議の場の確保は市社会教育課が中心となって行う。

① 現状把握及び施策、事業の実施状況の確認（ステップ 1）

市社会教育課は史跡指定地を中心に、周辺地域、高泊開作関連地域の現状（き損の有無、維持管理状況等）を把握する。この際、自己点検表に基づき、史跡に係る施策や事業の実施の有無、実施していない事項の確認を行う（表 11-2）。ステップ 1 における実施状況の把握はステップ 2 の「実施した施策や事業の妥当性、効果の確認及び評価」に資するよう、実施の有無だけでなく、状況や内容を把握する。実施の頻度は毎年度とする。

表 11-2 推進計画の内容に基づく自己点検表（案）

史跡高泊開作浜五挺唐樋保存活用計画 自己点検表（案）					
項目	施策、事業	実施状況			
		未実施	計画中	実施中、 実施済	備考 （現状、目的、 成果等を記入）
調査	調査のための体制の構築				
	文献調査				
	現況調査及び発掘調査				
	科学的調査				
	関連文化財等に関する調査				
	調査成果や情報の公開及び活用				
保存管理	現状変更への対応				
	追加指定				
	土地の公有化				
	維持管理（史跡指定地、周辺地域）				
活用	本質的価値の理解を深める活用の促進				
	高泊開作や開作関連遺跡等を有する関係機関との連携				
	本史跡を生かした学校教育及び社会教育の充実				
	史跡に関連する効果的な情報発信の充実				
	歴史探訪、文化観光、レクリエーションへの活用				
整備	整備計画				
	本質的価値のき損への対応、復旧				
	史跡標識、説明板等の管理施設の整備及び更新				
	その他の管理施設の整備及び更新				
	遺構の表示				
	見学路、見学スペースの整備				
	周遊ルートの設定とサインの整備				
	市歴史民俗資料館の拠点施設としての強化				
	デジタルコンテンツ等を利用した情報発信の推進				
運営・体制	行政内での体制づくり				
	関係機関等との連携				
	市内外の人々や団体等とのネットワークづくり				
	情報発信のための体制づくり				

② 実施した施策や事業の妥当性、効果の確認及び評価（ステップ 2）

実施した施策や事業が円滑に進められているか、併せて効果についても、確認及び評価を行う。確認及び評価の方法は以下の項目のとおりである。

【確認及び評価の方法】

- 市社会教育課による確認及び評価
- 関連部署による確認及び評価（市社会教育課による集約、整理）
- 外部評価：有識者、委員会等
- 状況によってはアンケート調査等を実施
- 原則、3年に1回程度（短期、中期、長期の各期末）、施策や事業の妥当性、効果を把握（分析）

③ 基本理念への寄与と改善点、課題の把握（ステップ 3）

実施した施策や事業が基本理念にどの程度寄与しているかの評価を行う。その方法として、ステップ 1、2 の結果及び有識者、委員会、地域住民等の意見を踏まえながら、市社会教育課が中心となって、関連部署との協議を行い総合的に評価、判断する。

なお、施策や事業を実施し、すぐに基本理念に寄与するとは限らず、時間をおいて効果を発揮する場合、施策や事業の積み重ねで効果が顕在化する場合があることから、3年後、5年後など、一定期間、間隔を空けながら、継続的に評価し判断する。

さらに、項目、事業ごとの個別的な評価、総合的な評価、判断を踏まえながら、積み残した課題を把握し、PDCA サイクルを活用し、施策や事業の改善に反映させるとともに、必要に応じて、本計画の見直し（計画の改訂）を図ることとする。

論考・資料編

○論考編

第1章 文献資料の調査成果

本計画の策定にあたり、改めて文献史料の調査を行った。

1 『高泊御開作新田記』（高泊神社蔵 山陽小野田市市指定文化財）（資料編1参照）

寛文12年（1672）の年号をもつ史料で、現在の浜五挺唐樋につながる樋門の初見史料。

この史料は、寛文8年（1668）2月28日に鉞初めとなった高泊開作について事業の過程を知ることのできる貴重な文献である。これによると、鉞初め以降、2度の堤防決壊を経たのち、「其後以熊野二郎左衛門工夫、截断高泊八幡山下之巖石、而用万古不朽之水樋、流水日夜潺湲、雖日有大旱之歳不匱霑新田、盛矣乎」とある。この記述により、当初の樋門は、寛文8年から同12年の間に完成したと考えられる。

2 『普請要録』（山口県文書館蔵）（資料編2参照、以下該当箇所の丁数を記す）

『普請要録』（以下本項では『本史料』とする）は、防長両国の土木工事に関する記事をまとめたもので、文久元年（1861）7月作成。その中の一部が、浜五挺唐樋の安政4年（1857）の改修に関する記事である。浜五挺唐樋の箇所は、安政7年（1860）に萩藩の役人である白井正為によってまとめられた。村より藩へ樋門の改修の願いがあったため、「水間」之次第や、改修の方法、必要経費などを提出するよう命じられたもので、図面なども豊富に記されており、浜五挺唐樋の本質的価値を考える際の核となるものといえる。『本史料』からは、以下のことが読み取れる。

（1）現状との比較検討

現在の浜五挺唐樋の南側（海側）展開図（図1）と『本史料』にある「船木宰判高泊御開作樋五双樋ニ御居替新図」（9裏～10表 翻刻を加筆 図2）、これらそれぞれの寸法を記入したものが、図3と図4である¹。なお、現状の寸法については、「国史跡周防灘干拓遺跡高泊開作浜五挺唐樋三次元写真測量業務委託」（受託者 有限会社瀬口事務所）の『報告書』で提出されたものにより、寸法を計算したものを原則とし、『報告書』内の他の図面等で判明した箇所の寸法は、そちらを優先して記した。

まず、図1と図2を比較してみると、主構造は変わっていないことが明らかにできた。さらに、図3と図4により、樋門下より石垣の上部までの高さ、上部の石垣の高さがほぼ一致している。また、五挺の樋門合計の幅（長さ）もほぼ一致していることがわかる。

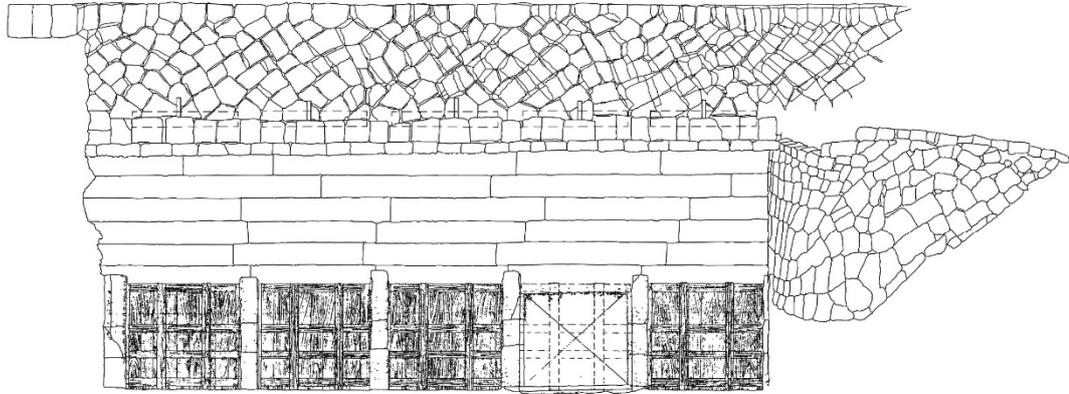
一方で、樋門の上部「重ネイシ」の合計幅や各樋門の長さ・幅は一致しているとは言えない。しかし、『本史料』の「高泊御開作五双石樋招戸ノ図」（9表）には、「一戸板 長五尺八寸 横六尺 厚三寸」と記されており、縦1,740 mm、横1,800 mmと考えられることから、招戸の寸法も現状とほぼ一致していることが確認できた。以上のことから、現在の浜五挺唐樋の姿は、安政4年に行われた改修の際の主構造がそのまま伝わっていると考えられる。

¹ 1尺＝約30.3 cm、1間＝約1.82mとし、mmで統一した。以下同じ。

また、「船木宰判高泊御開作樋五双樋ニ御居替新図」の箇所には、朱筆で次のような記述がみられる（9裏）。

妻崎御開作ニ四双樋、三双樋、弐双樋、近年御居調相成其外三田尻御開作等ニも有之候へ共、五双樋ハ此所初なり、五双迄ハ並ひ候而茂強弱之差別ハ無之候哉と相考候

この記述から、防長両国の開作地における樋門で「五双樋」は初めての事例であったと考えられる。



業務の名称	国史跡周防灘干拓遺跡高泊開作浜五挺唐樋 三次元写真測量業務委託		
図面名	南面（海側）展開図		
作成年月日	令和 4年 12月 9日		
縮尺	1 : 50	図面番号	
会社名	有限会社瀬口事務所		
事業者名	山陽小野田市		

W80-0029-005A

図1 現在の浜五挺唐樋 南側（海側）展開図

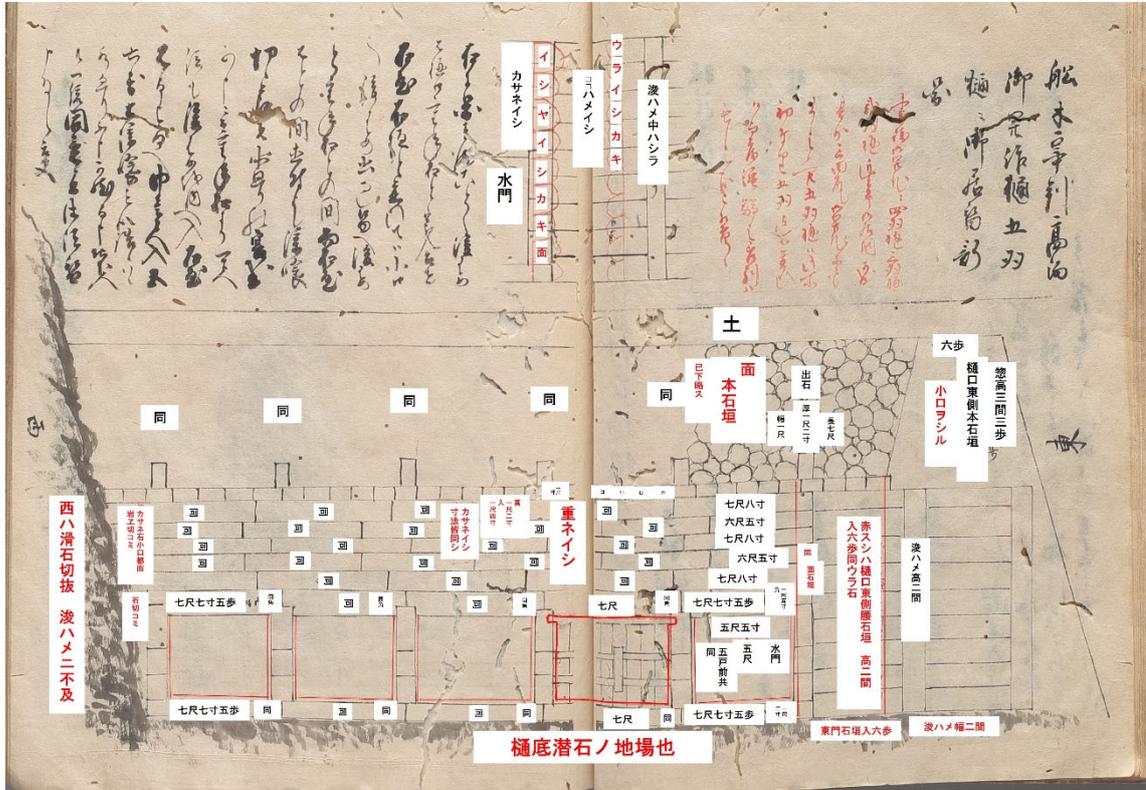


図2 「船木宰判高泊御開作樋五双樋二御居替新図」に翻刻を加筆

(2) 南蛮樋より唐樋へ

樋門の三挺から五挺への改修について、その経緯をまとめられた箇所（12表～15裏）の記述によると、

- ①地下（村）より南蛮樋二ヶ所で排水していたが、南蛮樋に狂いがあり、「五挺双之石唐樋」に居替えをしたいという訴えがあったことで、藩は、これまでの経緯や普請方法などを提出するように求めた。
- ②地下よりの「願書」では、南蛮樋より「石唐樋五双」へ改修することで、「御開作内湛水」の処理が、6日より4日に短縮でき、稲が腐ることを防げると記されている。

これらの記述によると藩と地下の両者ともに、南蛮樋と唐樋を区別していることがわかる。

また、『本史料』「高泊御開作樋床其外ノ図」（7裏～8表）（図5）では、二つの樋門はそれぞれ、「東ナンハンヒ」・「西ナンハンヒ」と記されている。

これらにより、安政4年の改修の際に、南蛮樋より唐樋へ改修されたと推察できる。



図5 「高泊御開作樋床其外ノ図」（部分）

(3) 「五双石樋」

『本史料』には、改修後の樋門について、「五双樋」・「五双石樋」・「五挺双ヒ唐樋」という表現が確認できる。そして、「南蛮樋ハ一重之口ニテ水捌キ、石唐樋者六間余之水門をくゞり出候故水捌遅く」（13裏）という記述があるように、現在の海（湾）側の樋門、遊水地側の樋門、それらをつなぐ「水門」が安政4年の改修時に完成したものと考えられる。

(4) 三挺樋と五挺樋の比較検討

安政4年の改修の際に三挺から五挺の樋門に改修されたことは、これまでも述べてきたとおりであり、『本史料』には、三挺時代の図も記されている（6裏～7表）。それに翻刻を加筆したものが図6である。

この図から、三挺樋は、現在の五挺樋と比べ、木を用いた構造になっていたことが読み取れる。そして、水門の戸について、三枚すべて台形であった。この台形が改修の要因の一つだった（6表）。

『本史料』では「招戸」と「卸戸」・「上ケ戸」の区別がされている。従来いわれている南蛮樋の構造では、水門の戸は後者の方だと考えられるが、図6では「招戸」となっている。加えて南蛮樋に必要な「滑車（ロクロ）」も確認できない。

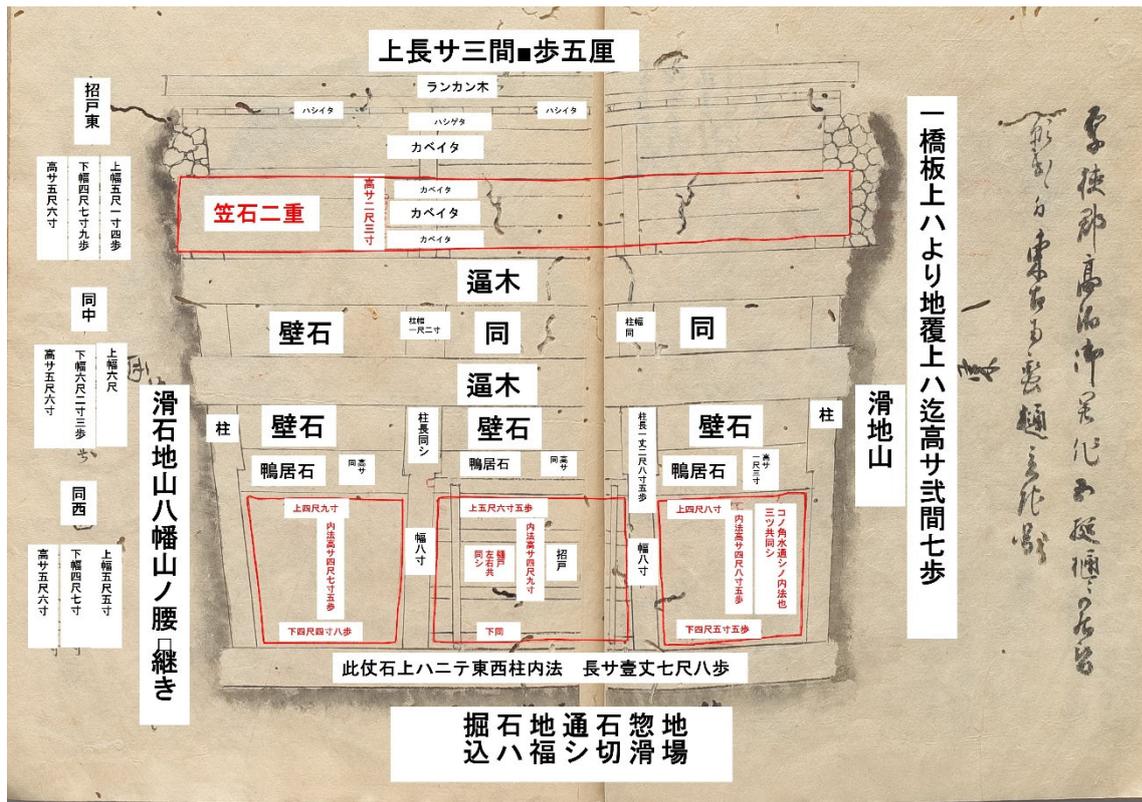


図6 「東古南蛮榼実地図」に翻刻を加筆

また、三挺榼の寸法で明らかにできる箇所は、「一 橋板上ハより地覆上ハ迄高サ貳間七歩」箇所のみで、横幅は「三間■歩五厘」とある。このことから、高さ、幅ともに安政4年以降の五挺榼よりは小さかったと考えられる。

五挺への拡大工事については(14表) 予算が三分の一で済むため、「滑石地」を切り崩すより地場に石を敷き詰めることで「地下一統同意」したことがわかる。

3 『船木宰判本控』(資料編3参照)

萩藩の宰判の内、高泊開作地を管轄していた船木宰判の記録。各村の各種普請や修繕・改築、樹木の伐採などの申請・許可の書類や覚書をまとめたもの。先述した『普請要録』の記述を補足できる。

天保5年(1834)10月の「高泊開作切貫唐榼改修の為山中村往還松採用の許可願」(資料編3-①)は、安政4年改修以前の榼門について、「切貫唐榼」・「切貫南蛮榼」とみられる事例である。また、「逼(り)木」の修復に「山中村往還松」の採用を願い出ており、榼門の用材供給地であった縄地御立山のほか、山陽道沿いの木々が修繕に使われていた可能性を示している。

安政4年11月、「高泊開作五双石榼尻の根岩除去についての許可願」(資料編3-②)では、榼門を「五双石榼」や「五双榼」と記していることから、三挺から五挺に改修する前後で、表現が変化していることがわかる。加えて、改修直後は、「五挺となった榼門の内、西側の一挺が機能していなかったことも読み取れる。

4 『一宝家文書』(山口県文書館蔵)(資料編4参照)

萩藩の御用石工として特権的な地位を得ていた一宝家に残された古文書。申し伝えによると、一宝家が防長両国の開作事業にかかわっていた。このうち、享保20年(1735)「一宝家覚書(由緒の事)」(資料編4-①)には、「先祖ヨリ申伝置キ候事」として、周防・長門両国の「御開作追々御筑立被仰付、舟木御宰判高泊、小郡名田嶋両御開作御筑立之時分、惣石垣頭取并ニ南蛮樋、石唐樋等仕調被仰付」とある。また、年未詳であるが、「一宝左衛門勤功書」(資料編4-②)にも、「船木御宰判高泊切貫南蛮樋初而石を以仕調之儀御頭人柳井三之丞様を被仰付切調仕候」とあり、いずれも一宝家が、高泊開作の樋門の建設にかかわっていたことを伝えるものである。また、寛文年間に完成された樋門は、南蛮樋であった可能性も推察される。

5 『作花一男旧蔵文書』(山陽小野田市歴史民俗資料館蔵)(資料編5参照)

西高泊村の庄屋をつとめた作花家に伝わった古文書類で、高泊開作事業に関連する建造物である勘場屋敷にのこされた。ただし、古文書の大半は、その作花家から分家し、船木宰判の大庄屋となった中屋家(中屋は通称で、姓は作花)にのこされたものと考えられている。

安政4年以前の文献資料であり、天保2年(1831)の百姓一揆による被害等々を藩より問われた際の返答で、樋門の「招戸」が破損したと訴えており、それには、「本切貫南蛮樋」・「新切貫南蛮樋」・「汐土手南蛮樋」と記されている。この頃には、「招戸」の破損が顕著であったと考えられる。

浜五挺唐樋の地元のにのこされた古文書にも改修以前は、『普請要録』同様「南蛮樋」と記されているものが確認できた。加えて、寛文年間の樋門普請以降、管理等々を村が行っていたことも推察される。

【小括】

1から5までの文献資料により、現在の浜五挺樋は安政4年に改修された際の姿が伝わっていることが再確認できた。また、安政4年の三挺から五挺の際に南蛮樋から唐樋に変わった可能性があるが、前述したとおり、三挺時代の構造が従来いわれている南蛮樋の構造ではないということも考慮する必要がある。

6 『中村克衛家文書』(資料編6参照)

東高泊村の庄屋や畔頭をつとめた家の古文書。安政6年(1859)「中村源兵衛勤功願」では、安政4年の樋門改修の際に、「銀壺貫弍百目」を献納していたことがわかる。

7 『栗屋徹家文書』(資料編7参照)

浜五挺唐樋のある浜近隣の烏帽子岩村の畔頭をつとめた家の古文書。明治4年(1871)と考えられている「勤功書控」には「銀弍百八拾目」を「高泊村切貫五双樋御普請」のため献納した旨が記されている。

8 『目紘二家文書』

西高泊村の庄屋などをつとめた家。文久3年(1863)11月の日付をもつ「勤功願書控」には、

祖父四郎右衛門、父清右衛門及び良之助の三代にわたる勤功を記したものであるが、その中に、

一、銀式貫目

右高泊御開作五双石樋御普請之節御入目銀之内え、同人（清左衛門）より奉遂御馳走候事

と、ある。

【小括】

6から8までの3つの家文書から、安政4年の改修には、唐樋周辺の村役人からの献納された銀子が一部賄われていたことがわかった。

今回の文献調査によって、浜五挺唐樋の歴史の再認識および国指定時の本質的価値に追加・補填する内容を見いだせた。

- ① 安政4年の改修時の主構造が現在に伝わっている。
- ② 「五双樋」と記されるように、現在の海（湾）側の樋門と「水門」、遊水地側の樋門による構成が改修時に完成していた。
- ③ 安政4年の大改修の際に、南蛮樋から唐樋に変わった可能性がある。
- ④ 「五挺（五双樋）」という形状が、山口県内の開作地で初めての事例であった。
- ⑤ 寛文年間の樋門完成以降、村による管理が行われ、安政4年の改修の際には、村役人をつとめる家からの献納があった。

第2章 今後の課題

今後の課題として、以下をあげる。

1 南蛮樋と唐樋の違い

『普請要録』等の記述から、三挺樋時代は南蛮樋、五挺樋時代は唐樋の違いが確認できるが、前述したとおり、三挺樋の頃の構造が従来言われている南蛮樋の構造ではないことが読み取れた。それにより『普請要録』における南蛮樋と唐樋の区別はどのようなものかが課題としてあるが、「南蛮樋ハ一重之口ニテ水捌キ、石唐樋者六間余之水門をくゞり出候故水捌遅く」という記述がそれを明らかにするきっかけとなる可能性がある。加えて、唐樋と南蛮樋のどちらが新しい土木技術なのか。これらを踏まえて『普請要録』の記述を考察していく必要がある。

2 安政4年の改修箇所・方法

安政4年の改修時の主構造が現在につながっていると位置づけた。これにより、三挺の頃のものかどのくらいのこされた改修だったのかが、課題としてのこされた。ただし、三挺と五挺では、前者が木材、後者が石製であることから、三挺の樋門はすべて解体し、新たな五挺の樋門ができたとも推察される。

参考文献

『小野田市史 史料上』1986年
堀川南蛮樋調査委員会

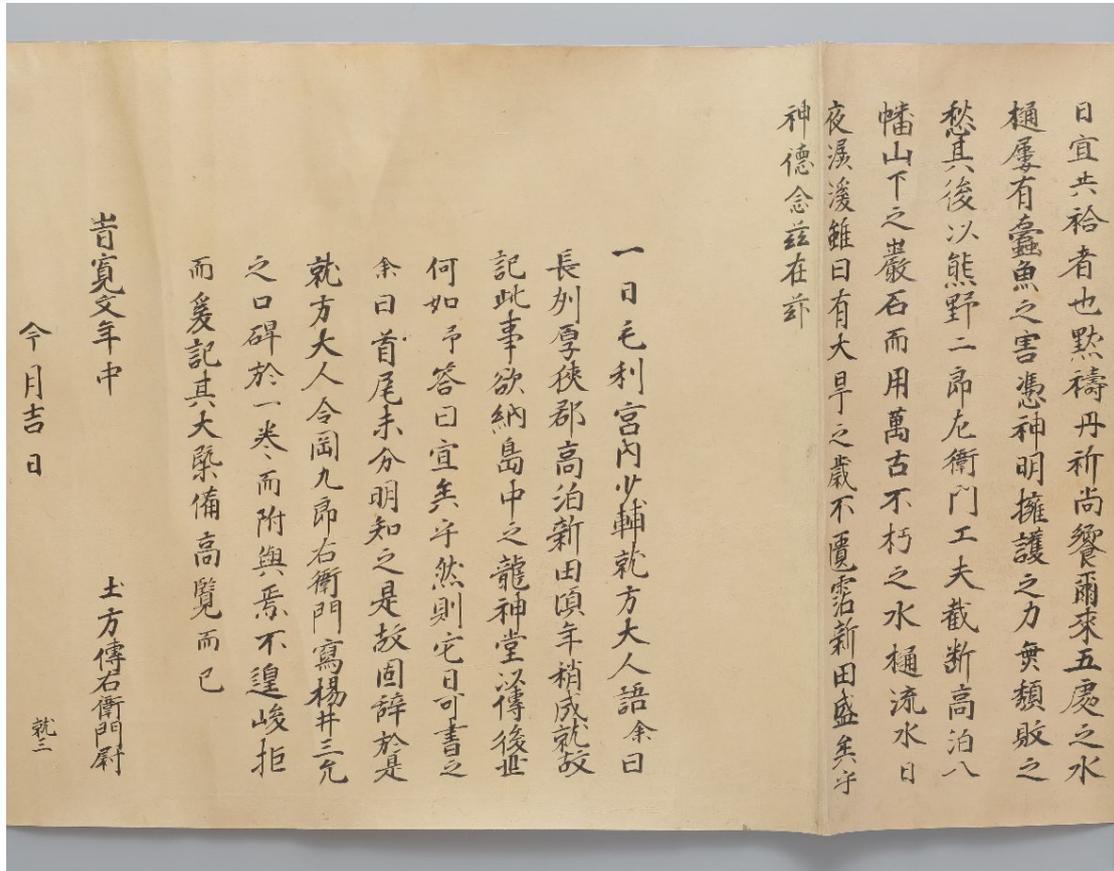
『平生町堀川南蛮樋の学術研究と移築保存—調査研究にかかわる報告書—』1995年

『山口県史 史料編 近世4』2008年

山口市教育委員会『史跡周防灘干拓遺跡名田島新開作南蛮樋保存管理計画策定報告書』1998年

○資料編

1 『高泊御開作新田記』（部分）（高泊神社藏 山陽小野田市指定文化財）



日宜共禱者也默禱丹祈尚饗爾來五處之水
樋屢有蠹魚之害憑神明擁護之力無類販之
愁其後以熊野二郎左衛門工夫截斷高泊八
幡山下之巖石而用萬古不朽之水樋流水日
夜潺湲雖曰有大旱之歲不匱霑新田盛矣乎
神德念茲在茲

一日毛利宮内少輔就方大人語余曰
長州厚狹郡高泊新田頃年稍成就故
記此事欲納島中之龍神堂以傳後世
何如予答曰宜矣乎然則它日可書之
余曰首尾未分明知之是故固辭於是
就方大人令岡九郎右衛門寫楊井三允
之口碑於一卷而附與吾不遑峻拒
而爰記其大概備高覽而已

皆寬文中

土方傳右衛門尉

今日吉日

就三

其後以熊野二郎左衛門工夫、截斷高泊八
幡山下之巖石、而用萬古不朽之水樋、流水日
夜潺湲、雖曰有大旱之歲不匱霑新田、盛矣乎
神德念茲在茲

一日毛利宮内少輔就方大人語余曰、

長州厚狹郡高泊新田頃年稍成就、故

記此事、欲納島中之龍神堂、以伝後世

何如、予答曰、宜矣乎、然則它日可書之、

余曰、首尾未分明知之、是故固辭、於是、

就方大人令岡九郎右衛門写、楊井三允

之口碑於一卷而附與焉、不遑峻拒

而爰記其大概備高覽而已

皆寬文中 土方傳右衛門尉

今日吉日

就三

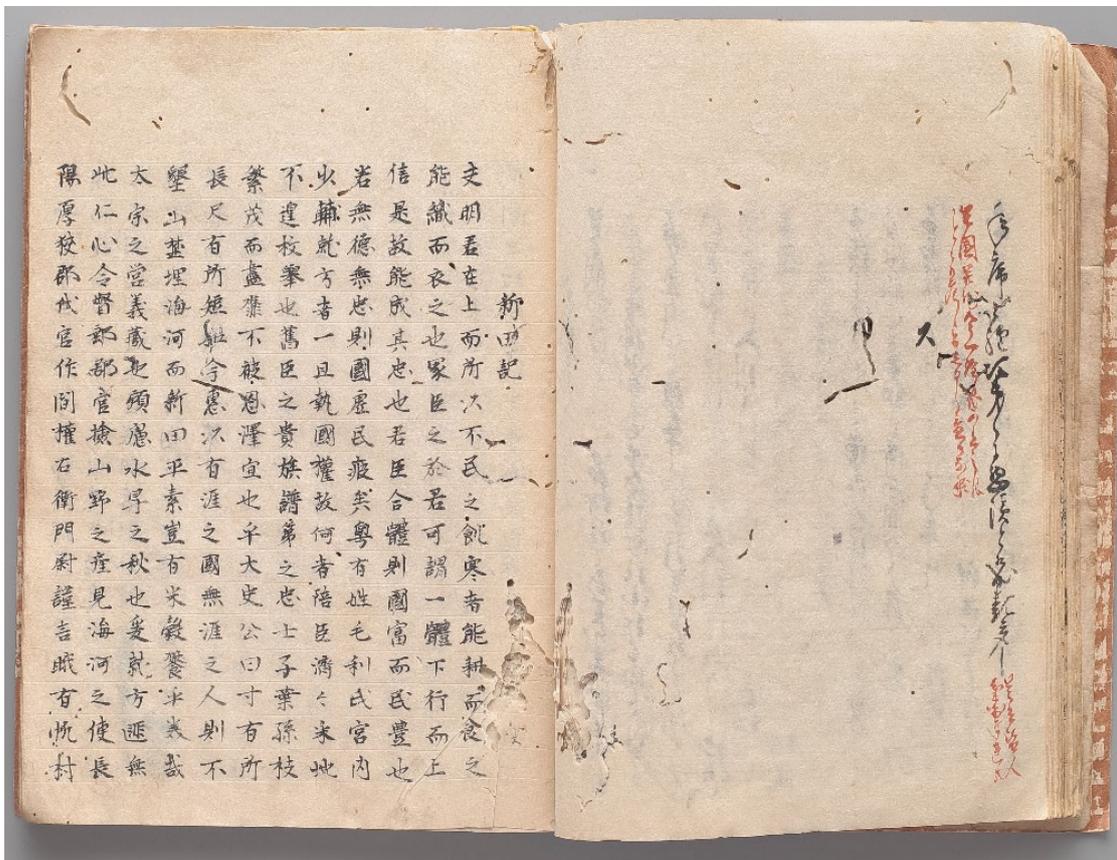
2 『普請要録』(山口県文書館蔵)

(参考)『普請要録』(山口県文書館)の写真と翻刻

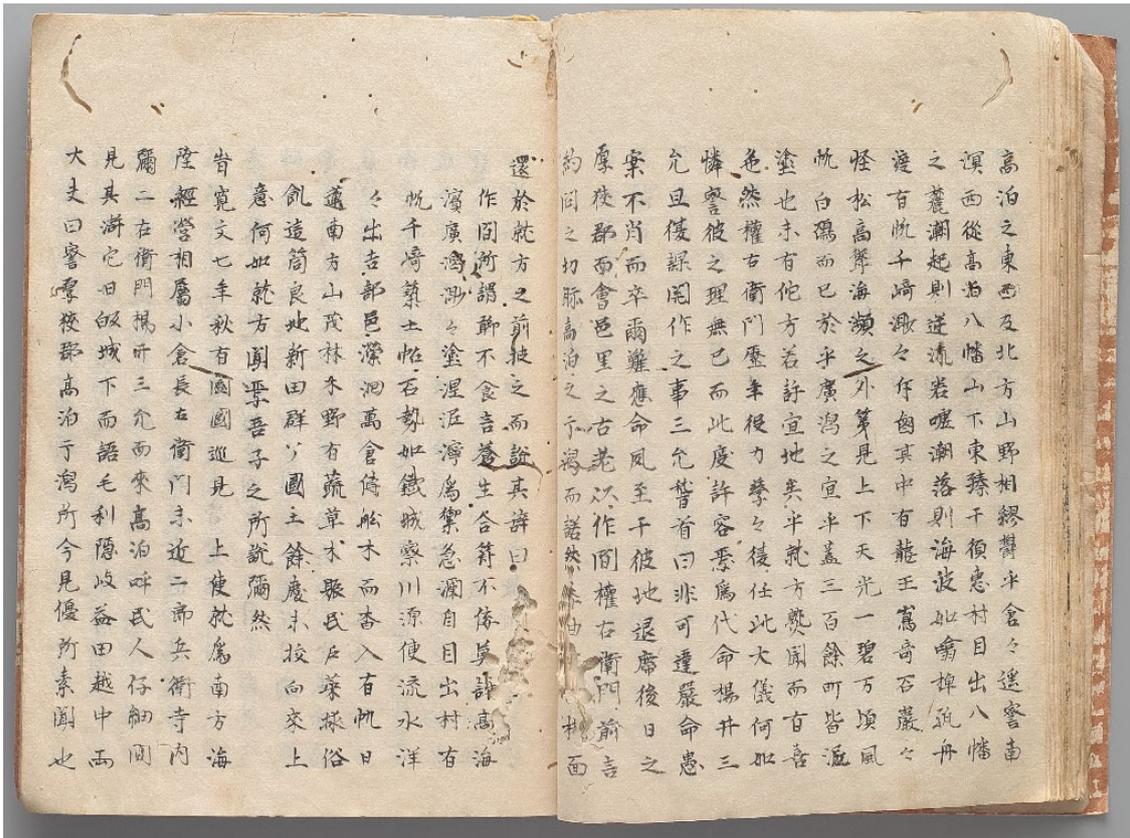
本計画における「史跡の本質的価値」を考える際に、その核とした『普請要録』の内、浜五挺唐樋に関連する箇所の写真と翻刻を掲載する。

【凡例】

- ・浜五挺唐樋に関する箇所のみとしたため、その最初を「1丁」とし、「(1表)」・「(1裏)」と表現した。
- ・『新田記』の箇所は、翻刻では省略し、(6表)からの翻刻を記した。
- ・翻刻は、基本的には史料のそのままを記したが、常用漢字に改めた箇所もある。また、変体仮名および慣用的合字は下記のものを除いて原則として現代仮名に改めた。
江(え)・而(て)・与(と)・者(は)・茂(も)・而已(のみ)
メ(して)・メ(締めて)・方(より)
- ・虫損等で解読が不可能な箇所は「■」、その他解読できなかった文字は「□」とした。
- ・割注は「〈 〉」、朱書は、「(朱筆)「 』とした。また、便宜上「 」をつけた箇所もある。改行は史料に則していない。

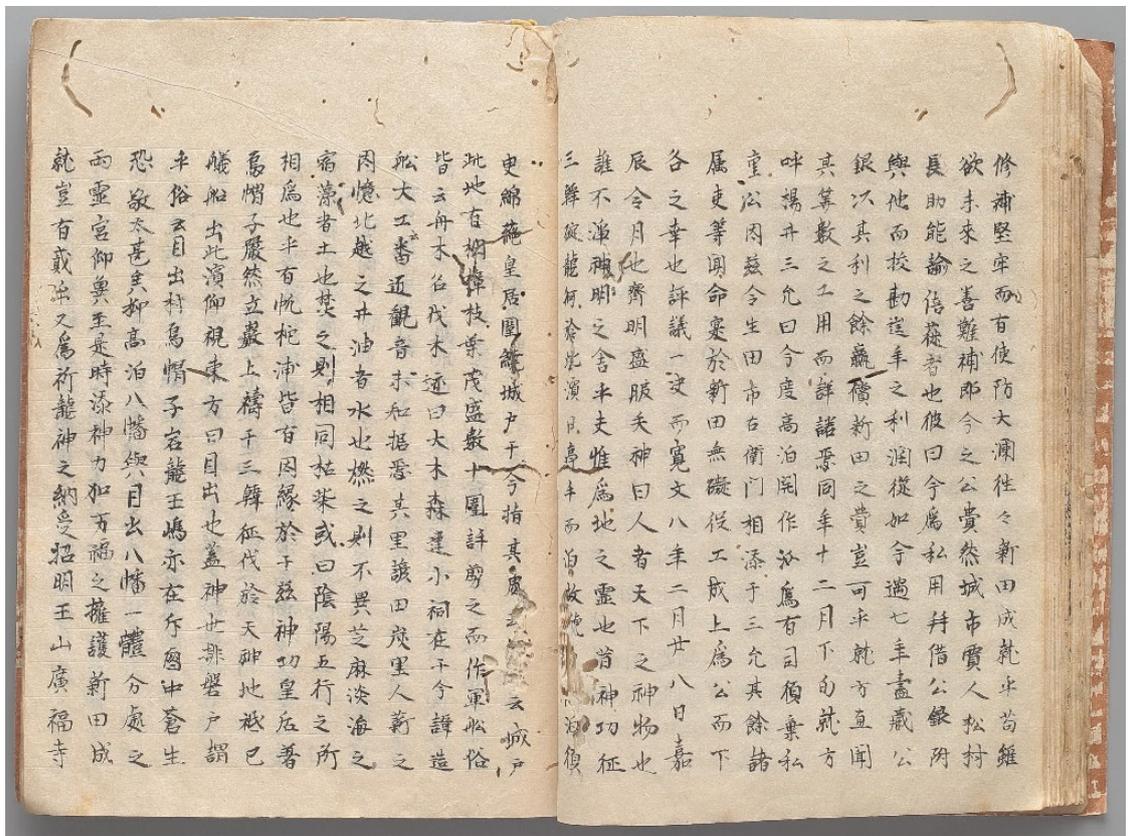


(1表)



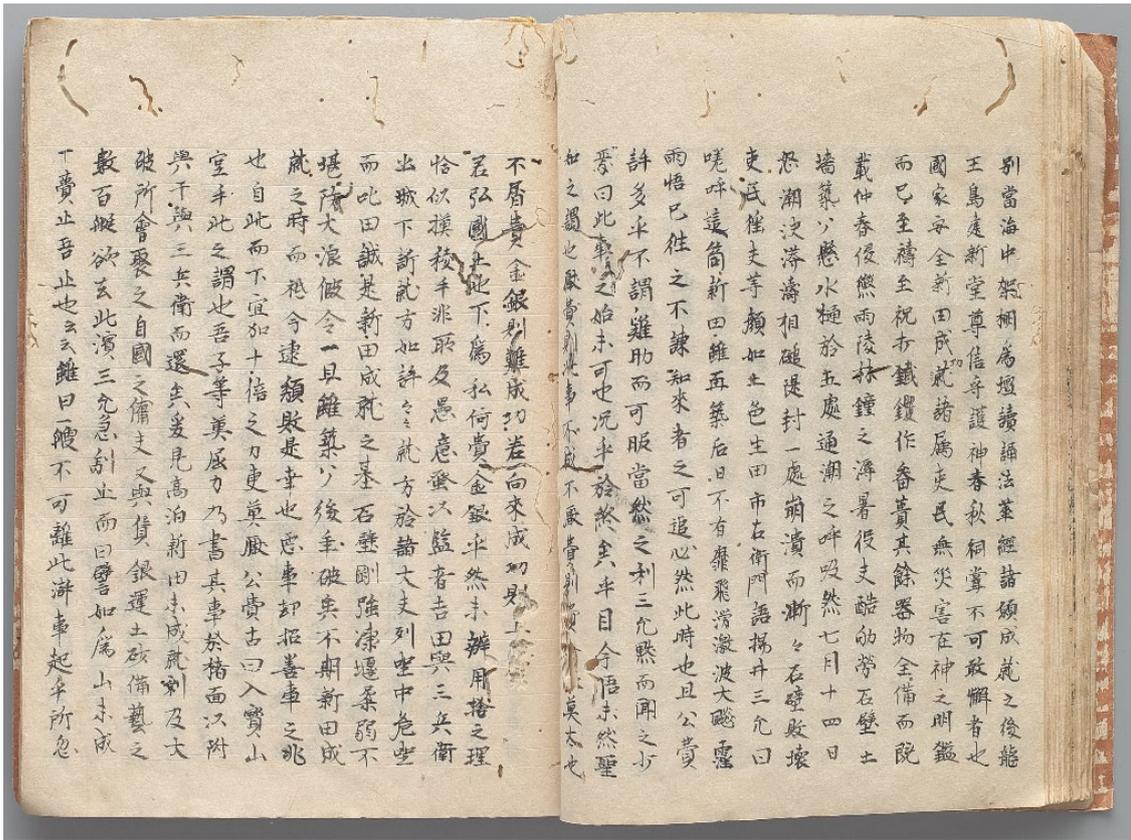
(1裏)

(2表)



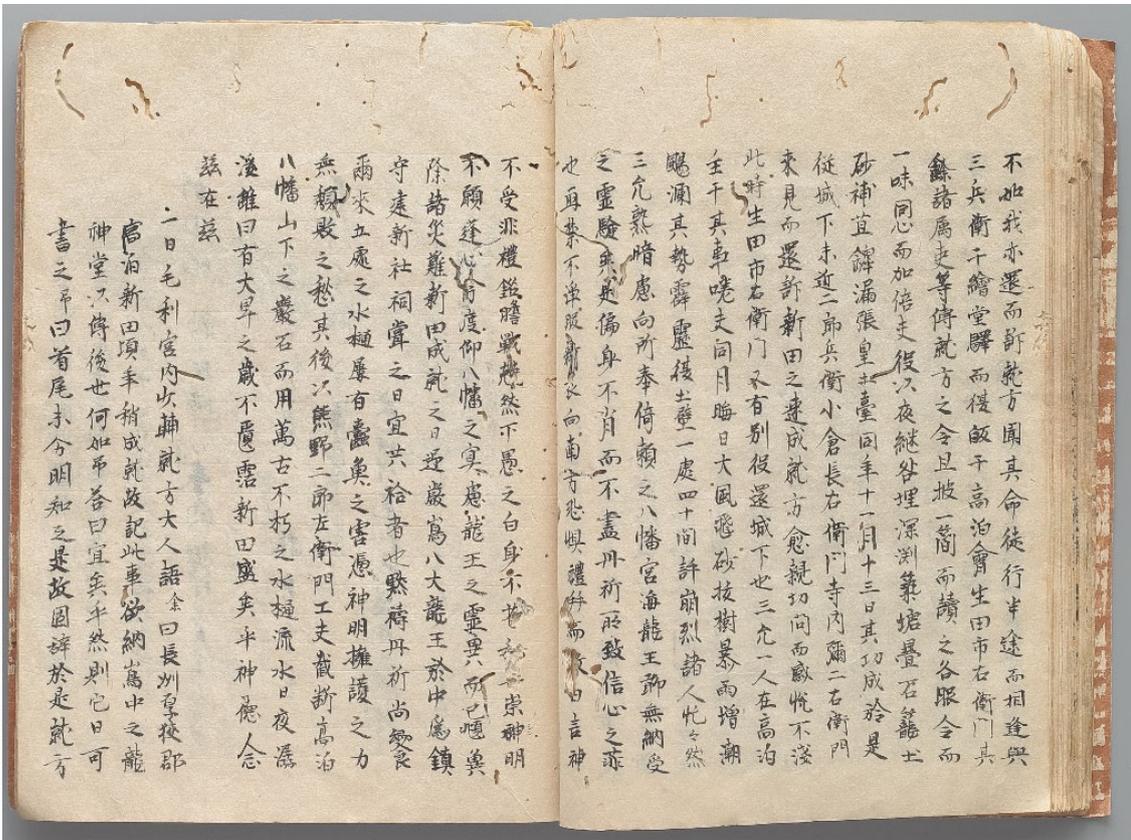
(2裏)

(3表)



(4表)

(3裏)



(5表)

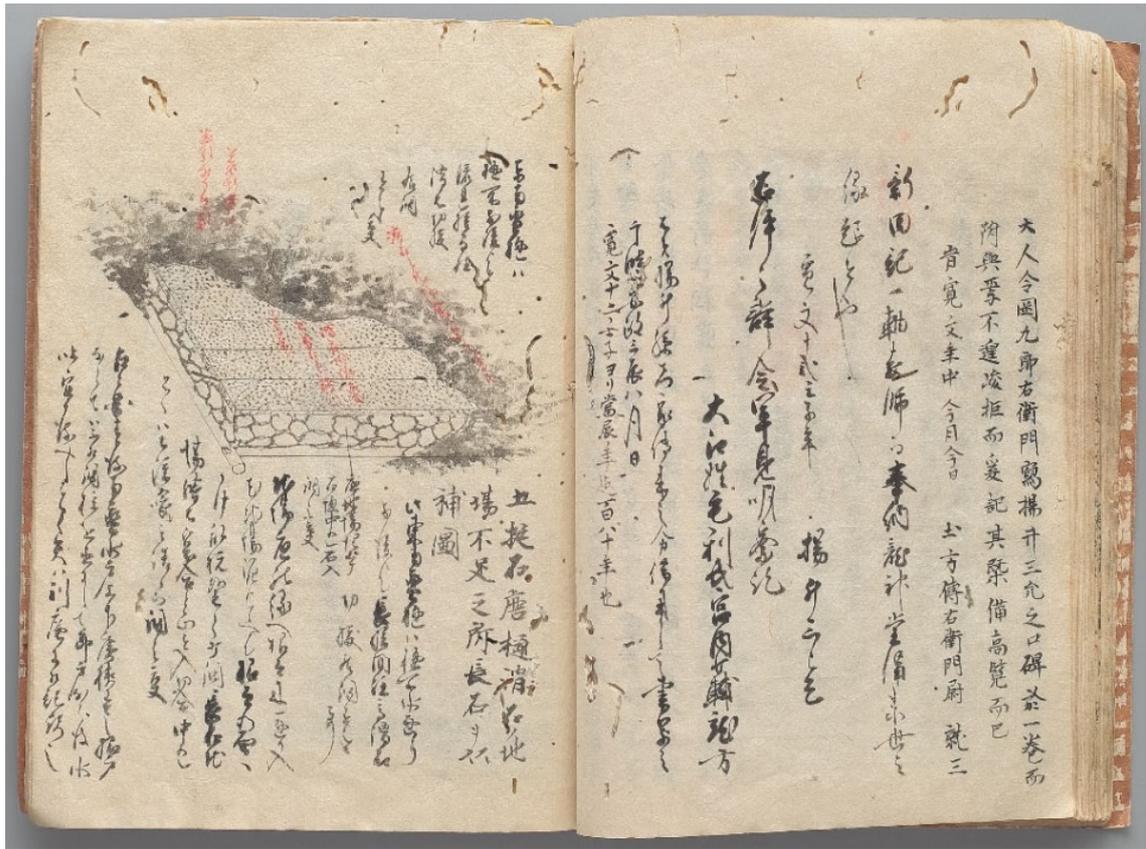
(4裏)

別當海中架棚為壇讀誦法華經諸願成荒之後能
王鳥處新堂尊信守護神春秋祠掌不可致懈者也
國家安全新田成就諸屬吏民無災害在神之明鑑
而已至禱至祝亦鐵鑽作畚耨其餘器物全備而既
戴仲春後燃兩陵林鐘之濟暑役支酷酌勞石壁土
培築少懸水極於五處通潮之呼吸然七月十四日
於潮波落濤相隨退封一處崩潰而漸石壁敗壞
吏氏僅支等類如土色生田市右衛門語揚升三允曰
嗟呼這箇新田離五築后日不有飛飛濤激波大颶靈
雨悟已往之不諫知來者之可追心然此時也且公費
許多半不謂難助而可服當然之利三允然而聞之少
夢曰此新田之始未可也況半於然矣半日今悟未然聖
如之謂也嚴當則此事不取不嚴當則此事不取

不盾費金銀別難成切若向來成切則上
召弘國非此下為私何費金銀半然未辨用捨之理
恰似摸稜半非取及惡意盡以監者吉田與三兵衛
出城下新託方此許之託方於諸大支列室中危坐
而此田誠是新田成就之基石壁剛強凍暹柔弱不
堪障大浪做令一旦離築少後至破與不期新田成
就之時而飛令速類聚是幸也忘車却拓善車之兆
也自此而下宜加十倍之力更莫殿公費古曰入寶山
宜半此之謂也吾子等美感力乃書其事於楮面以附
與千與三兵衛而還去爰見高泊新田未成就則及大
彼所會聚之自國之備支又與貨銀運土修備藝之
數百擬必以此演三允急制止而曰譬如屬山未成
下費止吾止也云雖曰一艘不可離此游車起半所急

不如此亦運而新託方圍其命徒行半途而相逢與
三兵衛于繪堂驛而後飯于高泊會生田市右衛門其
餘諸屬吏等侍託方之令且披一簡而讀之各服令而
一味同心而加倍走復不夜繼發理深淵築壘石龜土
砂補直罅漏張皇封臺回年十一月十三日其功成於是
從城下未近二節兵衛小倉長右衛門寺內彌二右衛門
來見而還新新田之速成就方愈親切而感悅不淺
此時生田市右衛門又有別役還城下也三允一人在高泊
至干其事曉支問月晦日大風惡破技樹暴雨增潮
颶瀾其勢霹靂後去盡一處四十間許前烈諸人忙然
三允熟暗慮向所奉倚賴之八幡宮海龍王御無網受
之靈驗與更傷身不肖而不盡丹祈而致信心之非
也再禁不準脫前衣向南方悲嘆禮拜而散由言神

不受非禮從瞻戰慄然下愚之白身不若一求神明
不願遂心皆度仰八幡之冥惠龍王之靈異所已嘔奠
除諸災難新田成就之日近歲為八大龍王於中屬鎮
守建新社祠掌之日宜共捨者也然禱丹祈尚覺
兩求五處之水極屢有靈異之害愿神明擁護之力
無賴敗之愁其後以熊野二郎左衛門工支截斷高泊
八幡山下之巖石而用萬古不朽之水極流水日夜潺
湲雖曰有大旱之歲不慮需新田盛矣半神鹿人念
茲在茲
一日毛利宮內次輔託方大人語余曰長州皇後郡
宮泊新田頃年稍成就故記此事俟納萬中之龍
神堂以傳後世何如希答曰宜矣半然則它日可
書之半曰首尾未分明知之是故因詳於是託方



(6表)

(5裏)

(6表)

五挺石唐樋滑石ノ地場不足之所、長石ヲ以補図

(図略)

(朱筆) 「滑石之地場余ハ図にて略ス」

(朱筆) 「滑石地場不足を長石を以補ひ□□□□」

(朱筆) 「□□□□□□□□□□」

「東南蛮樋ハ樋所前浚にて流れ拾間程滑石切抜居調有之候事」

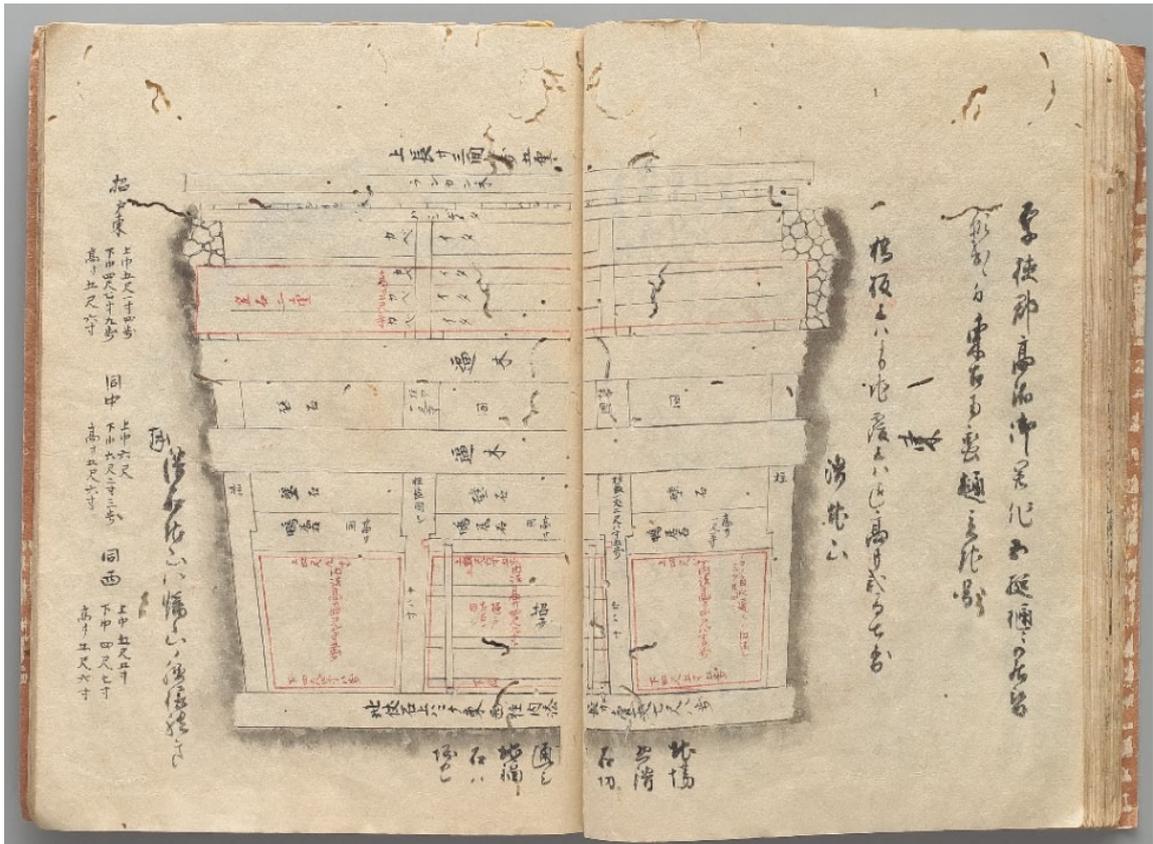
「底地場埋上ケ石垣中込石入調之事」

(以上 図補足)

此東南替樋ハ樋所水通り前浚にて長拾間程高滑石切抜居調有之候事

地場底の縁へ根太木一通り入尤地場泥より□□根太水面へかけ、乱杭
 繁く打調、長石地場滑石突合念を入、切合中込石々ハ土漆喰を請候而調
 之事

一右二図する南蛮水戸上下広狭有之招戸ならてハ不相調、柱を直にして、
 卸戸ならは、水吐宜かるへし、とく失ハ別廉に相記訳之



(7表)

(6裏)

(6裏)

厚狭郡高泊開作五挺樋二御居替願出候付、東古南蛮樋立地図
橋板上ハより地覆上ハ迄高サ式間七步

「滑地山」

(図略)

「地場惣滑石切

(7表)

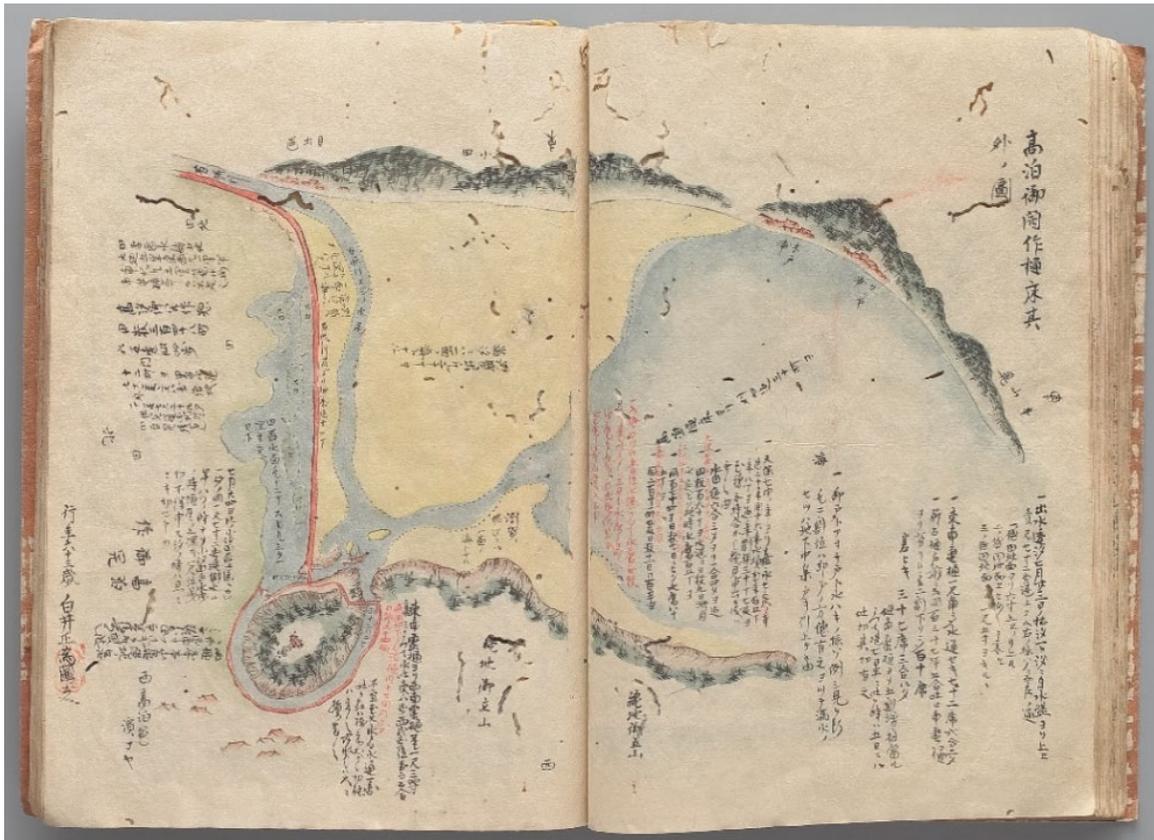
通シ地福石ハ堀込」

「滑石地山八幡山ノ腰口継ぎ」

招戸東（上幅五尺一寸四步 下幅四尺七寸九步 高サ五尺六寸）

同中（上幅六尺 下幅六尺二寸三歩 高サ五尺六寸）

同西（上幅五尺五寸 下幅四尺七寸 高サ五尺六寸）



(8表)

(7裏)

(7裏)

高泊御開作樋床其外ノ図

(図略)

- 一 出水透汐七月廿三日ノ枯汐下汐ニ自水盛ヨリ上エ
- 一 壹尺七寸二歩湛エコム右ノ掠了ニ而左ノ通
- 一 ノ低田地面ヨリ六寸上エノリ上ル
- 二 ノ低田地面エヒタノニ乗ル
- 三 ノ低田地面ヨリ一尺五寸ヲキル、

一 東南蛮樋一尺角ニメ水通セキ七十二席六合二勺
 一 新石樋戸前ニ而同百三十七坪五合吐口南蛮樋ヨリ劣り候ニ而二割下リニメ百十席
 差ヒキ 三十七席三合八勺

但、南蛮樋ヨリ五割増ニ相当ルよつて堪七日半ニ吐御時ハ五日ニハ吐

一 卸戸トアキチ戸ト水ハキノ掠了例シ見候所凡二割位ハ卸戸ノ方徳有之、ヨツテ満水
 ノセツハ地下中集、戸ヲ引上ケ候由

一 天保七申ノ年ヨリ嘉永七寅ノ年迄二十年間十六年水損、尤年百五丁年八十勺迄年別
 坪三十丁七反ヨ尤穂舟持合等にて検見申出候儀ハ無之候由

一 水田穂六合三勺ヨリ一合四勺ヨ迄

一 朱筆) 二天保七申六月七日ヨリノ出水

一 田数百六十丁ヨ水湛エ日数九日、漸自水迄ヒク、此時水腐百五丁ヨ

一 朱筆) 一弘化四未五月廿七日ヨリ同断

一 同百七十町ヨ、日数七日ニヒク、水腐八十五丁ヨ

一 朱筆) 一嘉永三戌五月廿八日同シ

一 同二百十町五反、日数十一日同百五丁ヨ

一 底ニ相成候へとも水腐ニ相成候由、出穂比ハ一日水腐ニ相成候而書入不申

(8表)

一 東南蛮樋ヨリ西南蛮樋尾一尺三四寸高シ、よつて水吐東八歩、西式歩位、至而工合
 不宜尤大水ニ而水通一円吐ク節ハ、樋前丈ケ之切能ハ有之、地水にてハ大ニ損有之

一 此樋床本山鼻、繩地ノ鼻ニ而西南ヲフサギ候故、風波之無難至田而宜請所也

一 七月廿四日比ノ小汐田否エ湛ハ込一汐ノ間一尺七寸二歩現例水ハ早ハツノ時ナリ、
 小汐田否水曳ノ時樋尾ノ上深サ一尺位ハ曳切不得申、大汐ノ時ハ且々ヒキ切可申カ

一 田否悪水諸土地大廻五里東西凡一里半南北凡二里此悪水捌南蛮樋三丁ニ而ハ不足
 也

一 高汐御開作惣田数三百四十八町六反壹畝四歩

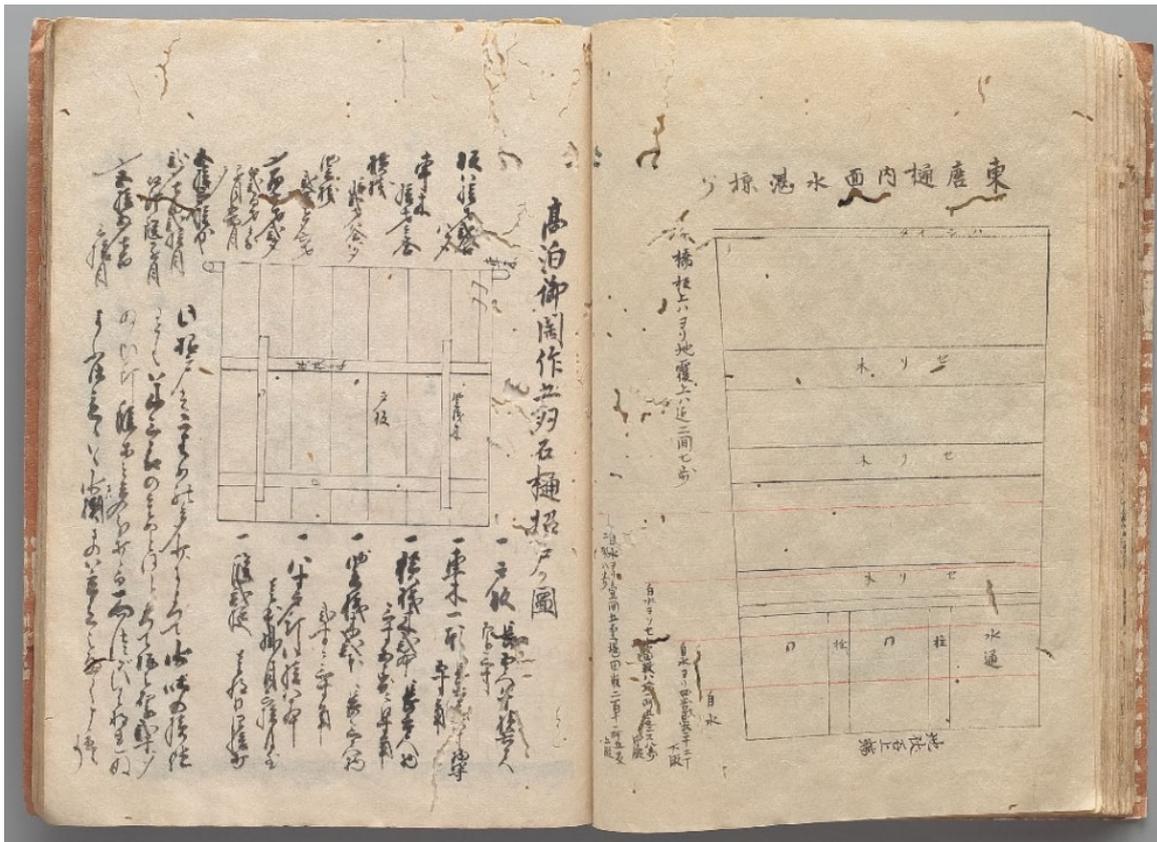
一 内 十二町ヨ 田否水

一 外 九十二反二畝八歩 給地

一 一丁一反七畝二十九歩

一 但、宍道土地付田否開残有之

一 行年六十三歳 白井正為凶事



(9表)

(8裏)

(8裏)
東唐樋内面水湛掠了

(図略)

(図補足)

「橋板上ハヨリ地覆上ハ迄二間七歩」

「自水」

「自水ヨリ四歩田数二十二丁 下服」

「自水ヨリ七歩田数八拾一町五反二畝八歩 中服」

「自水ヨリ壹間五厘堪田数二百一十一町五反二畝八歩 上服」

(9表)

高泊御開作五双石樋招戸ノ図

(図略)

(図上段)

「板八拾才式合八寸

車木 拾才老合

横棧 拾式才八合八寸

竪棧 式合■勺六才

×百■才式勺

但式間才ニ付懸目五百目ニメ

五拾三貫拾匁

式貫七百式拾目

但、卸繼懸目

×五拾五貫七百三拾目

(図下段)

「二戸板 長五尺八寸 横六尺

厚三寸

一車木一本 長六尺■寸物四寸

一横棧木式本 長六尺物

三寸五歩二四寸角

一竪棧木式本 長三尺物

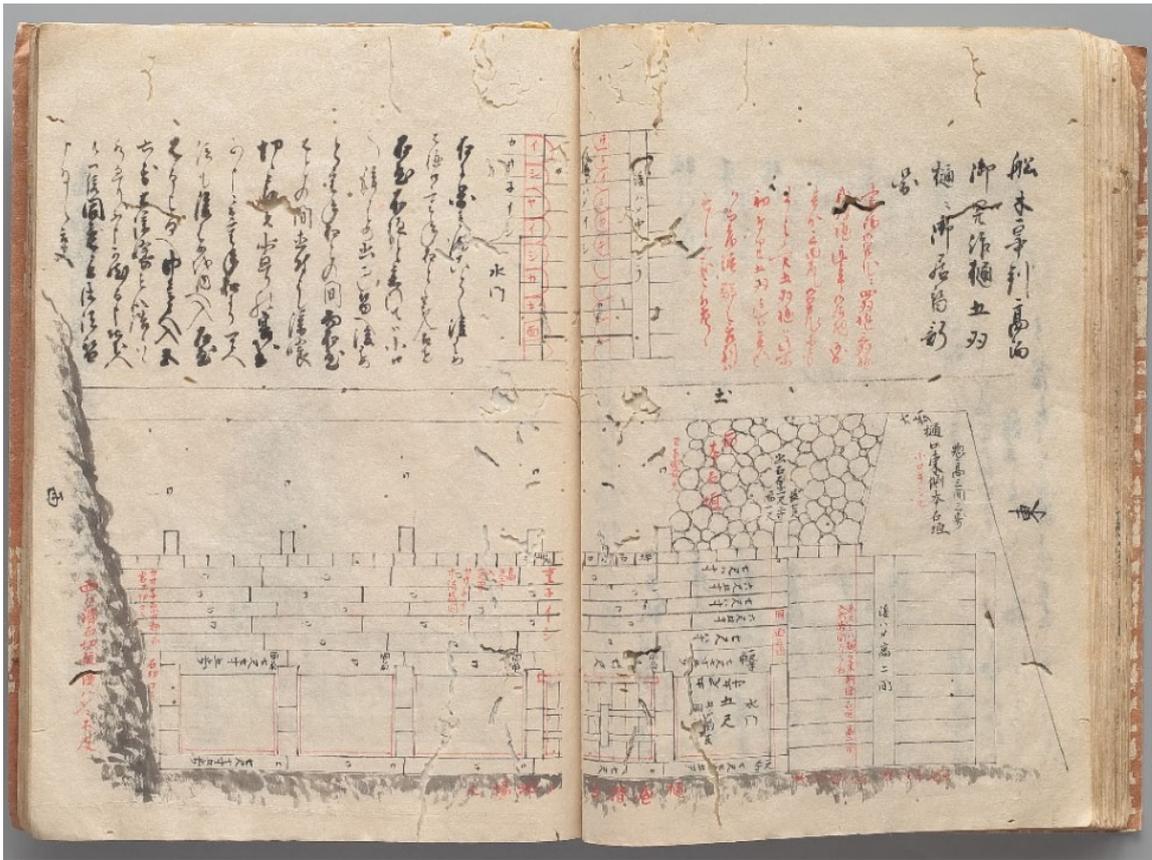
式寸二三寸角

一八寸戸釘八拾八本

老本掛目三拾目至

一鍬式挺 老持口四拾物

此招戸者重めの多少によつて水吐の損徳有之、米三表の重めと同じ、よつて板之厚式寸ニメぬい釘、鍬等を多分打候而、一向つがひはなれぬよふ仕置候ハ、水捌きの笠有之へく申置候事



(10表)

(9裏)

(9裏)

船木幸判高泊御開作樋五双樋二御居替新図

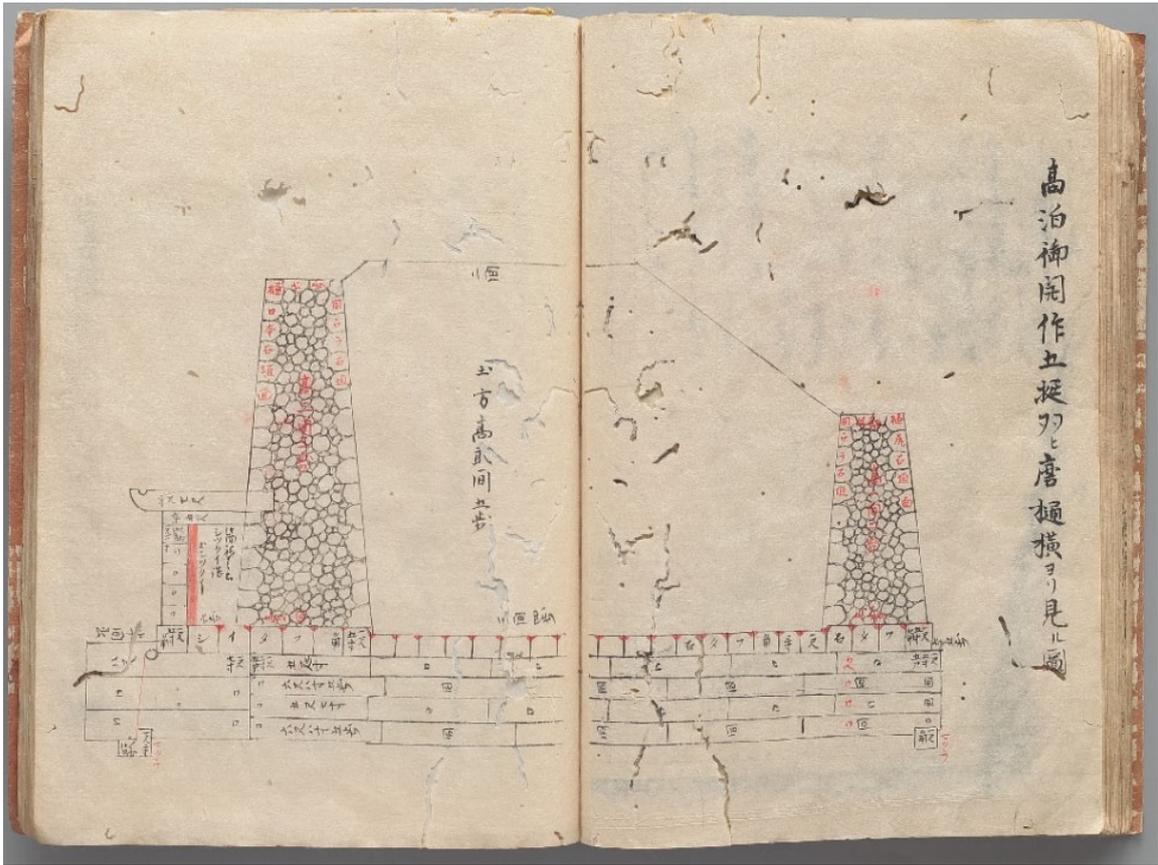
(図略)

(朱筆) 「妻崎御開作二四双樋、三双樋、式双樋、近年御居調相成其外三田尻御開作等二も有之候へ共、五双樋ハ此所初なり、五双迄ハ並心候而茂強弱之差別ハ無之候哉と相考候」

(10表)

(図略)

右に図することく浚はめ石樋御重ね石と突合せ石や石垣と並ひてハ小口へ浚はめ出過候ゆへ、浚はめと重ね石との間、尚石や石との間直付にて漆喰切候節者、水廻りの塞出可申二而、重ね石より一尺位も浚はめを内へ入、石や石口之間へ、幅壹尺入五六歩土漆喰をハ詰候ハ、水廻り不申、可然と申、地下人共一統同意二而仕法替申付候事

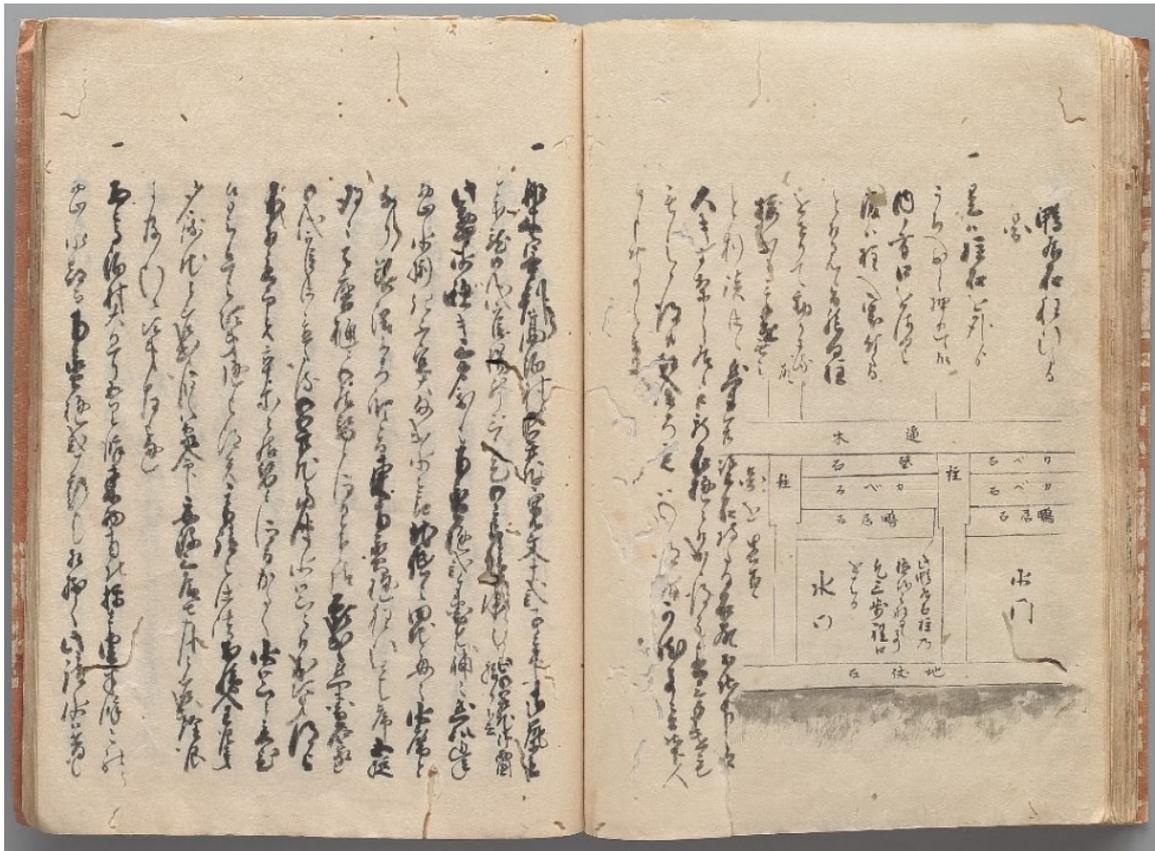


(11 表)

(10 裏)

(11 表)
(図略)

(10 裏)
高泊御開作五挺双ヒ唐榎横ヨリ見ル
(図略)



(11 裏)

(11 裏)

鴨居石狂ひたる図

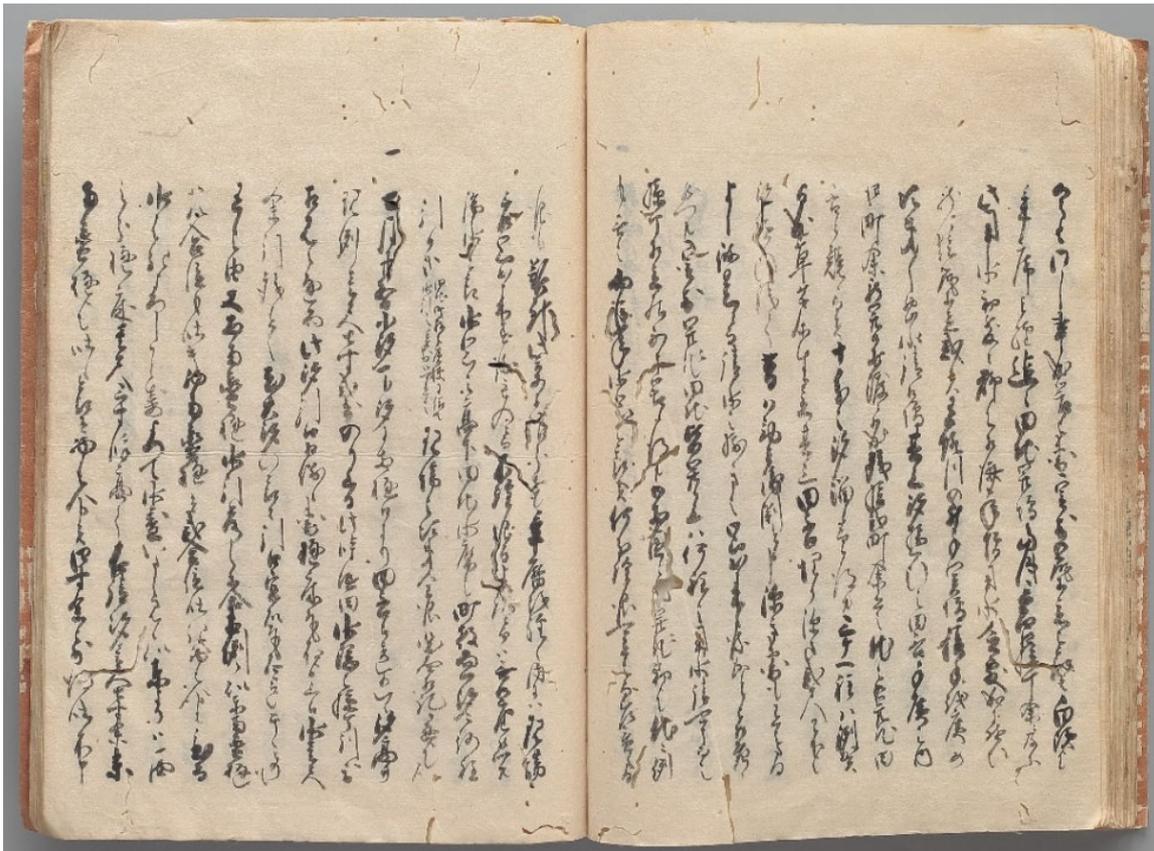
(図略)

一是ハ柱石を外方うらへ少々押込候故内ノ方口をはり後ハ柱へ寄付たると相見候而、然る柱ををりて動かさる故抜出之氣遣無之今別談仕候、然れ共、壁石持たる石故、於地下は大キに案し居候、御新石樋二相成候得者、春氣遣も無之候得共、都合大意ハ■可然事二而地下人江申聞候事

(12 表)

一船木宰判高泊村御開作、寛文十弍年子年御築立成就、御代官楊井三之允御普請承之へ此御開作両国始リト云此悪水吐キ三戸前之南蛮樋式ケ所ニテ鋪之、然処近年悪水捌き不宜、大雨出水之節、地低之田地毎々水腐となり難渋不大形候間、東南蛮樋狂ひ有之、序五挺双之石唐樋二御居替被仰付被下候様願出候、然処名家之御代官仕置たる御開作、当時水間二相成次第得与不相立而者卒尔二居替被仰付かたく、水間二立至候是迄之次第、樋之得失、普請之仕法、前積全儀旁トメ彼地被差出候段蒙命、安政三辰七月被差出詮儀に及候次第左之通

一両高泊村大廻り五里余東西南北押耆里半余、この悪水都而南蛮樋式ケ所ニテ相捌候、此請水ハ昔も



(12 裏)

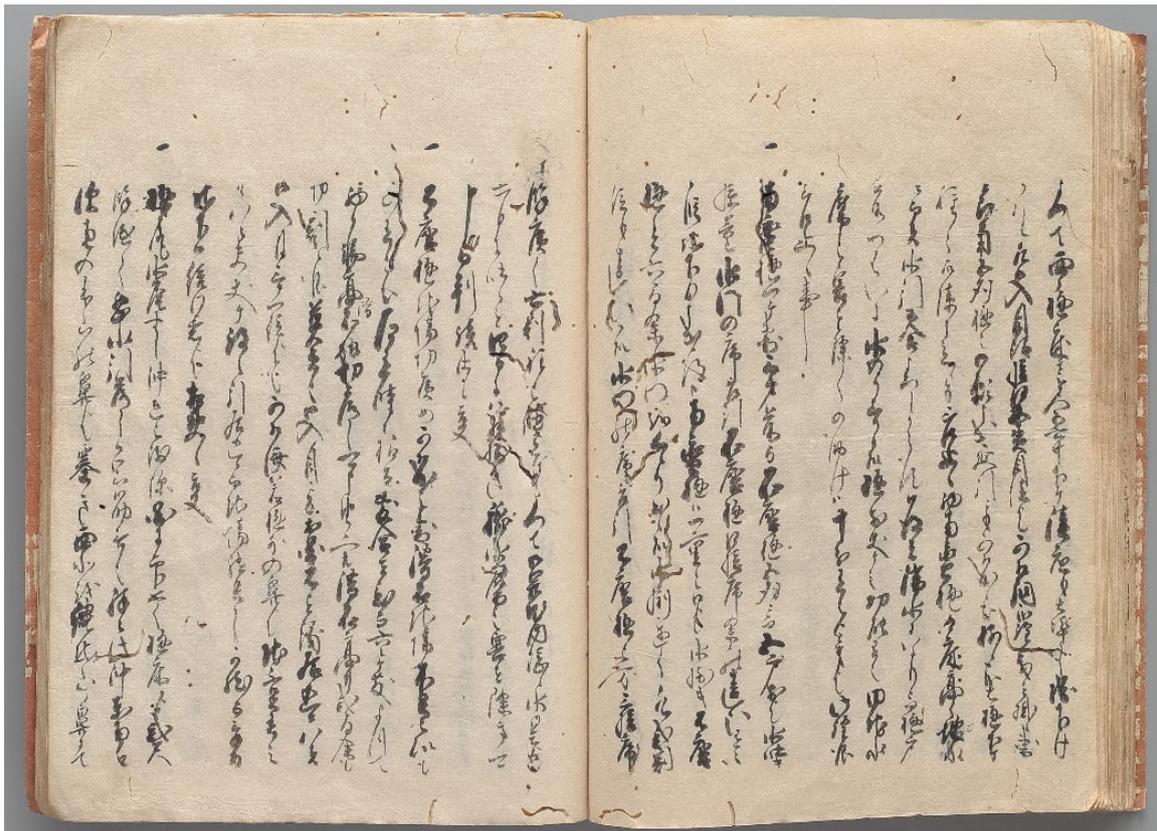
(13 表)

(12 裏)

今も同じ事成筈之處、最前御築立之節者白浜にて年序を経追々田地開増、當時三百四拾丁余二及ふ此用水初発者聊にて相濟年増用水乏敷成に随ひ新堤築立或者有帆川の井手関増凌手を広め、次第々々悪水請相増、其上汐遊ひ之田否手広之内四町余新開御打渡二相成殘拾式町余有之、他之御開作田否二競候而者十分之汐溜にて候得共、三ヶ一程ハ洲賀与成草芦等生立、其上田否埋り深き式尺已下之汐遊ひ浅く、昔ハ勘兵衛測と申深き処も有之たるよし、彼是二而請水之捌き之間出来たるかと被相考候、然共最前開作田地皆開候上ハ何程之用水請可申与之掠了相立居可申筈候得共、御両国之内開作初二他二例も無之、尚追年水間之節者何分詮儀可有之与差置たる

(13 表)

儀も難計、此事に限らず年曆を経候内にハ、現場差間出来するもの二而、不詮儀与申訳二而ハ無御座、然共満水之節水間之高下、田地水腐之町数、尚一汐二何程引候哉（田地町数之広狭に依て水引之多少ハ可有之）現場之次第全儀図面相記候通にて候
一 七月廿五日小汐一ト汐に兩樋口より田否江送込候汐、高サ現洲耆尺七寸式歩のり上る、此時低田水湛之掠了別昏相見候通、尚此汐引口相捌候処、樋床瓦石方上江水耆尺余引残有之、尤大汐の節者引口宜処瓦石迄干候事も有之由、又兩南蛮樋水引落之工合相口候処、東南蛮樋ハ八合位も吐キ、西南蛮樋者式合位吐、弥西之分も至而水はきよろしからず、よつて水盛いたし見候処、東よりハ西之分樋床耆尺三寸余高く、右請汐耆尺七寸余東南蛮樋にて吐候節者、西之分者四寸余之外得吐不申



(14 表)

(13 裏)

(13 裏)

よつて西ノ樋床を壹尺五六寸下ケ、溝底も右準し堀下げ候ハ、凡御入目銀拾四五貫目位にて可相調哉詮義を掛候処、節角五双樋之御願被出延引ニも可相成哉存候哉、右樋下ケ種々故障申立候ニ付差止候、西南蛮樋々床高く地水ニ而者水引工合よろしからず候得者、満水にいたり候而樋戸前つはいに水のり上り候故、樋前丈ケ之功能有之、田地水腐之害を除くの助けハ十分有之候、旁にて此詮儀差止候事

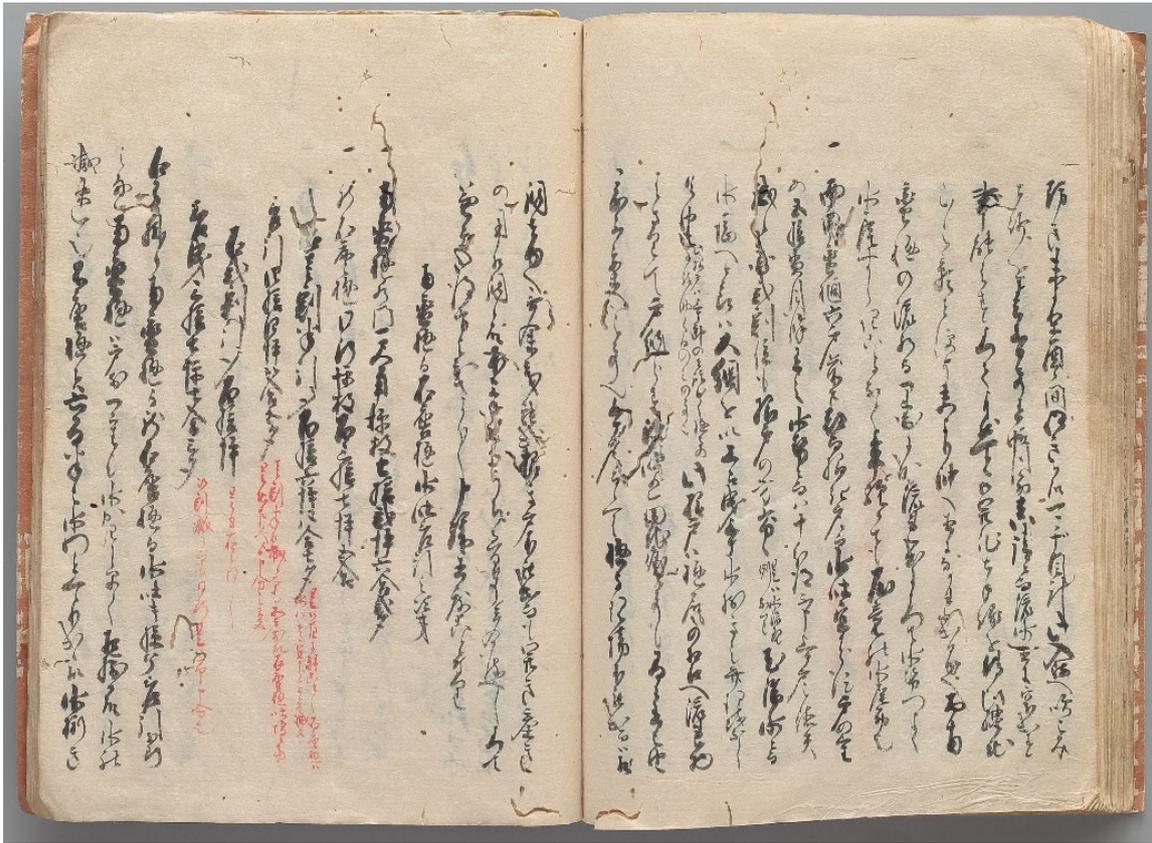
一南蛮樋一ヶ処三戸前与石唐樋五双ニ而五戸前にて水吐キ掠量、水門の席差引石唐樋四拾席余の違ひ有之候段、地下方申出候得共、南蛮樋ハ一重之口にて水捌キ、石唐樋者六間余之水門をく、り出候故水捌遅く、凡式割位も違ひ候故、水門の広差引石唐樋之方三拾席

(14 表)

余広く六割程之徳有之候、よつて御開作内湛候水是迄六日に吐候を、四日にハ相捌き稲水腐之害を除き可申与談判仕候事

一石唐樋地場切広め可相成之処、滑石地場不足之処も可有之哉、石有時者根太敷合せ至而六ヶ敷、よつて西か輪高滑石地切落し可申候由候ハ共、滑石高サ式間余も切割候儀莫大之御入目二付、於石を鋪居込候ハ者御入目三ヶ一位にても可相濟、若樋外の鼻にて地不足有之候ハ、夫丈ケ跡へ引居込候而地場継足し可然与氣付地下一統同意にて相決候事

一樋尻水尾すし沖迄之浅深凶に印如く樋床方式尺余低く悪水引落し候間筋無之、殊ニ此冲東南江須惠の本山の鼻にて塞き、西北を繩地山ノ鼻にて



(14裏)

(15表)

(14裏)

防ぎ、未より西ノ間明き候故マデ風計此入海へ吹こみ土砂を巻上候事、有帆川筋真請ニ而流水直に突出す事能はず、よつて自然と御開作土手縁を伝ひ繩地山之影を便り、夫より沖へ直になかれ出るゆへ、両南蛮樋の流水与部処に成流れ出、よつて水勢つよく水尾すし埋ことなく、年を経候ても屈竟の水尾筋也、

一両南蛮樋六戸前共都而招き戸ニ而水吐宜からず、戸の重め五拾貫目余有之水勢ニ而八十分得不申、上ケ戸之徳失試候処、式割位も招戸の方劣候(是ハ水流現例なり)尤満水ニ而水堪へ候節ハ大綱を以、上江曳上ケ水捌き之弁理をなし候由(此招戸ハ上ケ卸の世話少く樋守の手を助くるのミの事也)此招戸ハ樋尻の相口へ流れ物はさまりて戸納らず、汐吹込田地痛候事も間々有之由甚不案之心事也、上ケ戸ニ而候へ者、樋守現場不罷出而ハ相

(15表)

調すゆへ無余義罷出、招き戸不罷出而も開き塞きの用相調候故、不氣付にうち過る事多かるへし、よつて兼而心得方之義よく、申諭置度ことなり

南蛮樋与石唐樋水吐差引之次第

一南蛮樋水門一尺角坪数七拾貳坪六合式勺

一新石唐樋同断坪数百三拾七坪五合

但、老割半引ニメ百拾六坪八合七勺(朱筆)「是ハ左に解ことく石唐

樋ハ水ハキ宜からず故減ス」

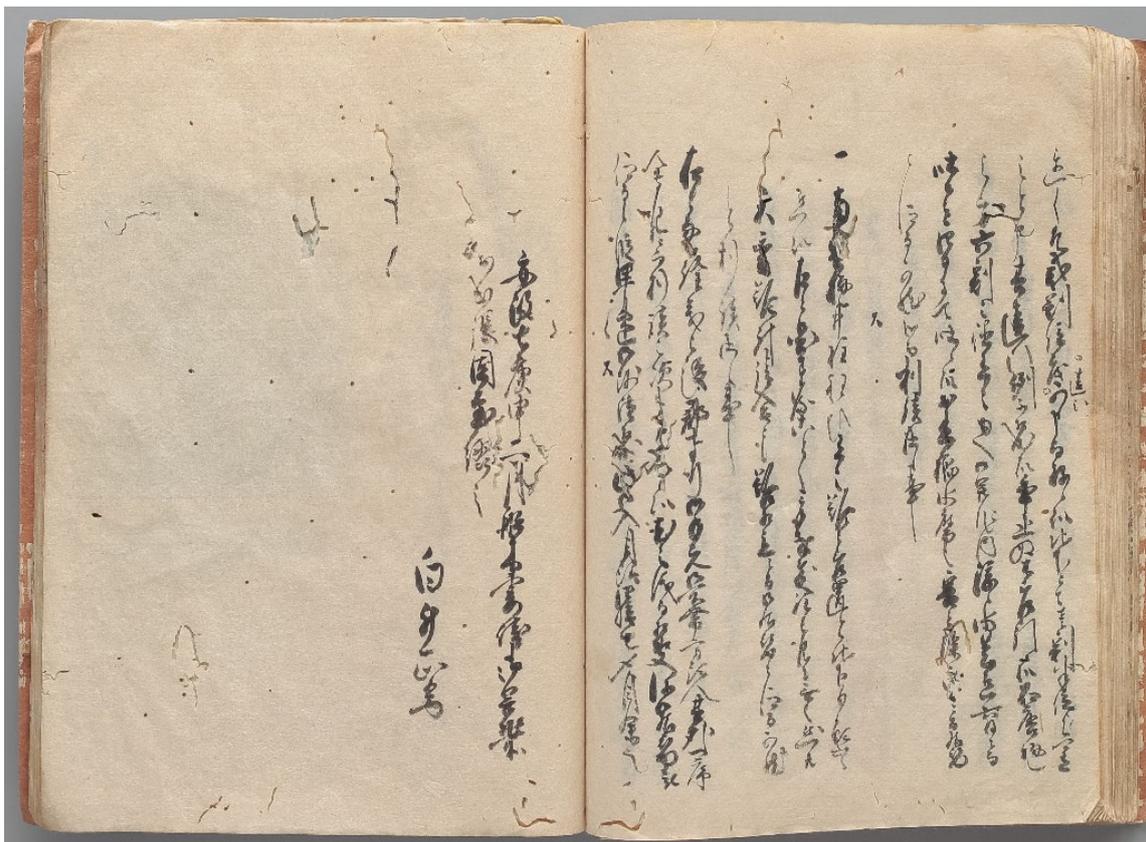
差引四拾四坪式合五勺(朱筆)「老割半相減候而も五戸前故石唐樋

吐増ニ当、是地下人方申分之事」

右式割引ニメ百拾坪(朱筆)「是も右ニ同し」

差曳三拾七坪七合三勺(朱筆)「式割減ニても同断、是ハ即申分也」

右有掛り南蛮樋与新石唐樋与水吐キ掠了差引前断之通、南蛮樋ハ戸前一重ニて水かわし早く相捌候故水の減速也、石唐樋者六間半之水門をく、り出候故水捌き



(15裏)

(16表)

(15裏)

遅く凡式割位茂違ひ可申与存候処、地下にて老割半位にて可有之と申、其違ひ例不相成候故争止ぬ、尤差引候処石唐樋之方六割之徳有之ゆへ、御開作内湛候水是迄六日二而吐候を四日にて吐候故、於春稻水腐之害を除き候二付、居替被仰付可然哉与判談仕候事

以上

一南蛮樋中柱狂ひ有之難被差置と地下方願出候、然処右二図することく氣遣敷程之儀も無之、然共天変難計請合二も難相立候間、御居替被仰付、可然と判断仕候事

右之通詮義之趣郡奉行御手元御所帯方頭人其外一席全儀二而判談之次第申入候処、尤之儀与相決弥御居替被仰付候段、早速御沙汰相成、此御入目銀四拾七貫目余也

(16表)

安政七庚申二月船木妻崎開作所
於出張固屋綴之

白井正為

3 『船木宰判本控』（『小野田市史 史料上』1986年より）

①「高泊開作切貫唐樋改修の為山中村往還松採用の許可願」

天保五年（一八三四）十月

御願申上候事

一松木式本

但切貫唐樋逼木に相成分、長サ四間三歩、厚サ老尺式寸、幅老尺八寸角ニ相成分、山中村往還松之内老ツ書之松木末留り痛木等ニ相成分、採用被差免被遣候様奉願候事

右高泊村私存内来未春御臨時御普請所之内、切貫南蛮樋逼り木御仕替ニ付御入用松木前書之通御座候、往還道松之義ハ容易ニ採用不被仰付段兼て御沙汰も相成居候得共、御用ニ相立候分御立山其外合壁等ニ無御座候間、格別之御全儀を以前書之通採用被仰付被遣候様奉願候、此段宜被成御沙汰可被下候、以上

午ノ十月

庄屋

河野猪兵衛

大庄屋

山根清太郎殿

（後略）

②「高泊開作五双石樋尻の根岩除去についての許可願」

安政四年（一八五七）十一月

本書願出之趣可被遂御詮義候条、入目銀前積之辻一紙相調、尚御馳走願出候員数名前旁付立可被差出候事

御願申上候事

船木御宰判高泊御開作、寛文中御築立相成余程年数相立、汐遊之田淵相埋水吐不宜、其上唐樋鴨居石狂ひ出来仕汐透強難洩之趣御座候ニ付、五双石樋ニ御仕変之義御願申上候処願之通御普請被仰付、於御百姓中も難有仕合奉存候、農業出精仕候、然処下地三挺之唐樋尻兼て東之方え曲り出居候処此度五双樋ニ御仕变被仰付候ニ付てハ、水勢も余程手強水突当ニ相成、五双樋西方老挺ハ休樋とも相見候位之義ニて、折角大段之御普請被仰付候処水支り之場所所有之候てハ其詮も無数義ニ付、右出張之岩御取除被仰付候ハ、弥水吐宜、御開作一統之競ひ公私之御為可然義と奉存候間、再応太段之御願申上候段奉恐入候得共、別紙前積帳巨詰ニ詮義仕差出申候間、何卒格別之御詮義を以御普請被仰付被遣候ニ奉願上候、尤御入目銀之義ハ地下有余之者より御馳走出被差免御遣方被仰付被遣候様、旁之趣宜被仰出被成御沙汰可被下候、已上

安政四已十一月

東高泊村庄屋

中村源兵衛

西高泊村同

目五郎右衛門

大庄屋

作花清右衛門殿

（後略）

①「一宝家覚書(由緒の事)」

享保二〇年(一七三五)

先祖ヨリ申伝置キ候事

(前略)

永祿三年庚申ノ年ヨリ乍恐毛 元就様御代ヨリ石細工御用被仰付、元龜年中天正年中追々御用被仰付奉遂ケ其節、其後防長へ被遊御入国萩御城御普請之節石垣石細工等之御用被仰付首尾能相調、御城成就之上其節御普請御奉行様方御褒美之被仰付御座候処ニ(中略)御両国御開作追々御筑立被仰付、舟木御宰判高泊、小郡名田嶋両御開作御筑立之時分、惣石垣頭取并二南蛮樋、石唐樋等仕調被仰付、其後追々御筑立之節度々頭取と被仰付、代々御開作御筑立之時分遂苦勞候(後略)

②「一宝左衛門勤功書」年未詳

(前略) 其後元龜天正年中追々御用被仰付候御由緒を以

萩 御城御築立之節石垣其外石細工御用被仰付、謹而奉遂其節、御成就之上御普請御奉行様方御褒美之御沙汰被仰附其上御国住居を茂仕候ハ、御取立可被仰付との奉蒙御内意、寔ニ冥加至極難有仕合奉存候、併難捨故郷御断申上候所、厚キ御書下を以御銀子頂戴被仰付、難有仕合ニ奉存候、其後本国江罷帰り候而、凡式拾年茂中絶仕候所、御國中御開作始而御築立之砌、先祖庄左衛門方嫡孫ニ相当り候庄兵衛を再ヒ御召寄、御開作御築立之御仕法御尋被仰付委敷申上候所、惣頭取ニ被仰付其節御役人様方苗字、刀等茂国元方引続を以相勤候様被仰付難有御受申上、御開作御築立出精仕御成就相成、其後船木御宰判高泊切貫南蛮樋初而石を以仕調之儀御頭人柳井三之丞様方被仰付切調仕候、且亦小郡名田嶋両御開作御築立之砌茂、惣頭取并南蛮樋、石唐樋等仕調被仰付、御成就之上、先祖方之被為対勤功、其節御代官小沢七右衛門様方為御褒美、小郡御宰判岩屋山之内御用石割取仕候切落シ石并ニ御用ニ難相立石等勘過御指免之御奉書頂戴仕、猶御紋之御提燈御免被仰付、難有御受申上(後略)

5 『作花一男旧蔵文書』（山陽小野田市歴史民俗資料館蔵）

「百姓一揆騒動ニ付願出一件」天保二年（一八三一）
（前略）

申上候事

一本切貫南蛮樋招戸六枚

内

三枚 但、此分損シ候而只今一向ニ用ひられ不申候事

三枚 但、此分只今且々相用候得共、至而古立候故風波之節等

万一損シ候時者外二代り戸無御座、必至之難渋ニ立行

可申と奉存候事

一新切貫南蛮樋招戸六枚

内

三枚

但、此分損シ候而一向用られ不申候事

三枚

但、此分且々被用ひ申候得共至而古立候故右同断

右西高泊村御開作汐土手南蛮樋前書之通南蛮樋壺ケ所ニテ三枚
宛、格番ニ毎月朔日十五日兩度入替仕来候所、当年三月方入替戸
無御座ニ付入替不仕、追々御願仕候得共、御普請不被仰付段御庄
屋被申事ニ御座候、此俣御普請不被仰付而ハ損シ候ヲ相待計り御
座候

（後略）

「中村源兵衛勤功願」安政六年（一八五九）

（表紙）「安政六未ノ三月」

勤功御願控 中村源兵衛

御願申上候事

私先祖高泊御開作え高畑村より罷出、御開作築立後曾祖父市郎右衛門元文弍巳年より畔頭役被仰付、宝曆三酉ノ年迄拾七ヶ年所勤仕、祖父源右衛門安永八亥年より畔頭役被仰付、天明五巳年迄七ヶ年所勤仕、父源兵衛文政六未より畔頭役被仰付同八酉迄三ヶ年、又々天保二卯より再役被仰付、同五年ノ年迄四ヶ年所勤仕、私義安政元寅年より石炭制道方被仰付、同三辰ノ年迄三ヶ年所勤仕同春櫛方頭取役被仰付同九月交代仕、直様御庄屋役被仰付当未ノ年迄彼是六ヶ年所勤仕、曾祖父より都合三拾七ヶ年御心入を以代々所勤被仰付、難有仕合奉存候事

（中略）

一 銀壹貫弍百目

右高泊御開作寛文中御築立以後年数相立、悪水捌不宜低ミ田七拾町余水腐り難渋仕、有懸り三挺立之唐樋五双石樋ニ御仕替御願申上候所如願御免被仰付、安政三辰秋より御取懸り翌巳ノ四月御成就相成、於御百姓中も往々熟地ニ相成可申と奉歎出情仕候、大段之御普請之儀殊ニ汐差肝要之所柄ニ付昼夜常勤仕候、且又前断樋通りへ余分出張居候岩御座候て水吐之妨ニ相成候所、同五年ノ春御取除被仰付候節、両条共ニ奉遂其節候、尚一ツ書之銀子五双石樋普請御入目銀之内え奉遂御馳走度段御願申上候所、被遂御許容難有仕合奉存候事

（後略）

7 『栗屋徹家文書』（『小野田市史 史料上』1986年より）

「勤功書控」明治四年（一八七二）

御願申上候事

私儀厚狭郡船木御部於高泊村遂御百姓来候処、父弥三郎過ル
嘉永三戌より烏帽子岩村畔頭役被仰付、慶応元丑迄拾六ケ年
掛り御心入を以所勤被仰付難有仕合ニ奉存候事

（中略）

一 銀八拾六匁六歩六厘

但同七寅ノ年外冠御手当六匁筒献納之内へ差出候事

一同三拾目

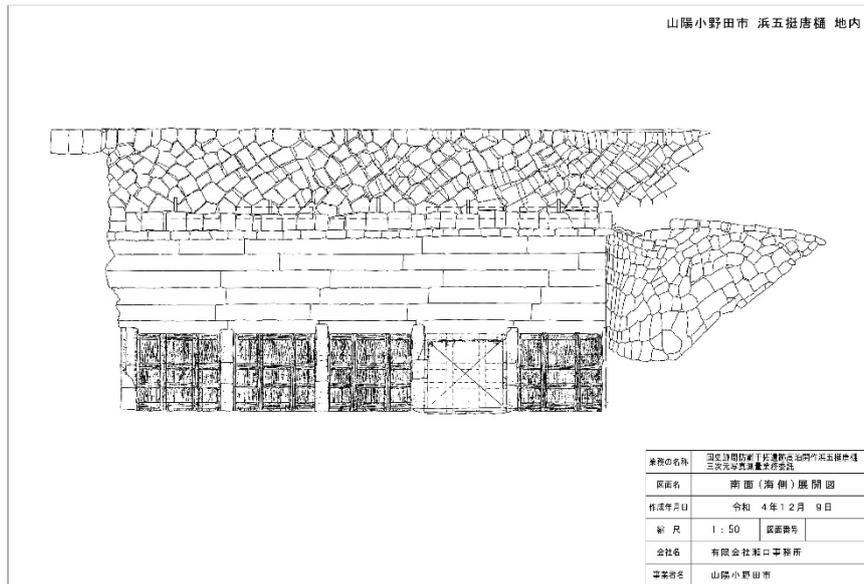
但安政三辰ノ年江戸表地震災ニ付同断

一同貳百八拾目

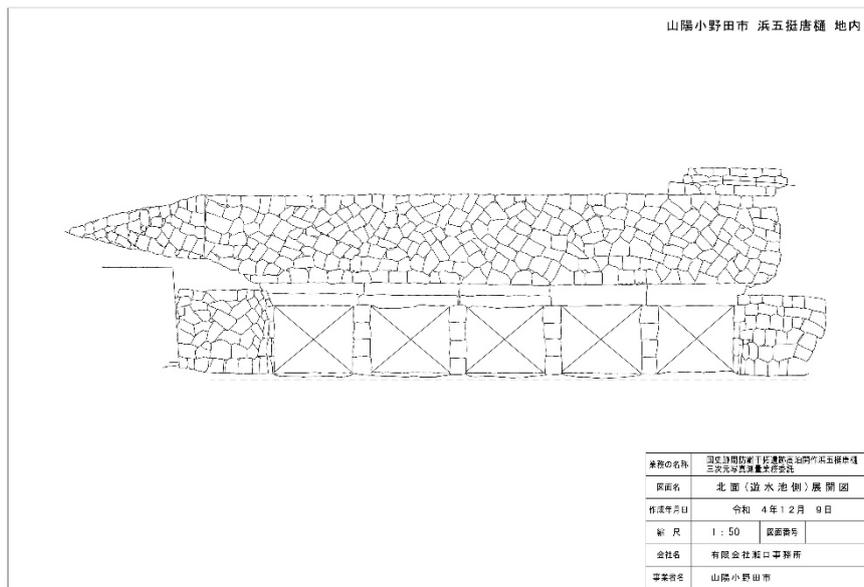
但同年高泊村切貫五双樋御普請ニ付同断

（後略）

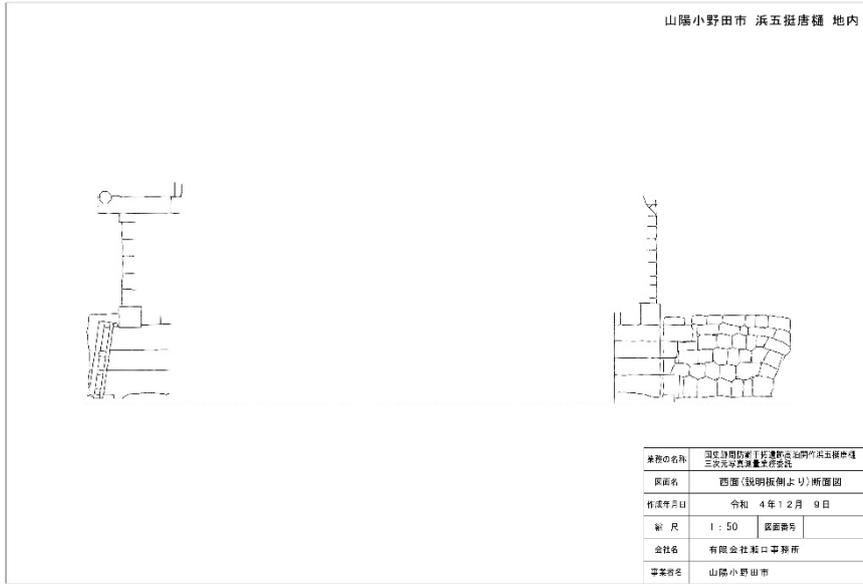
8 『現在の浜五挺唐樋』展開図・断面図



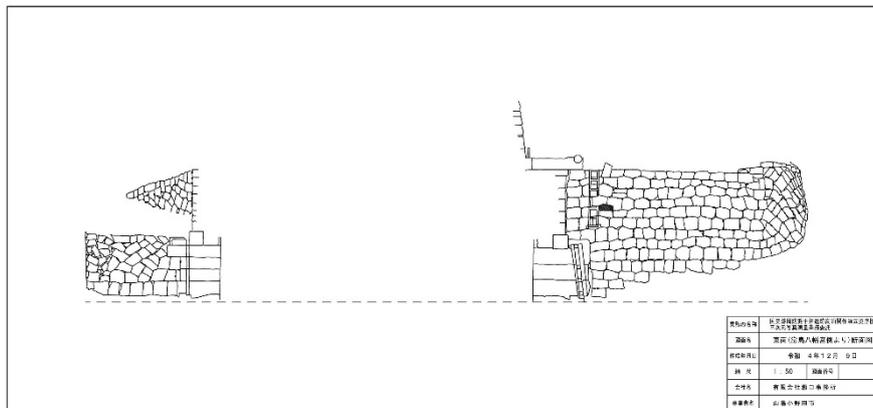
①南側（海側）展開図



②北側（遊水池側）展開図

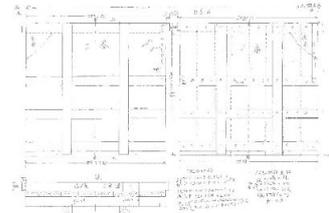
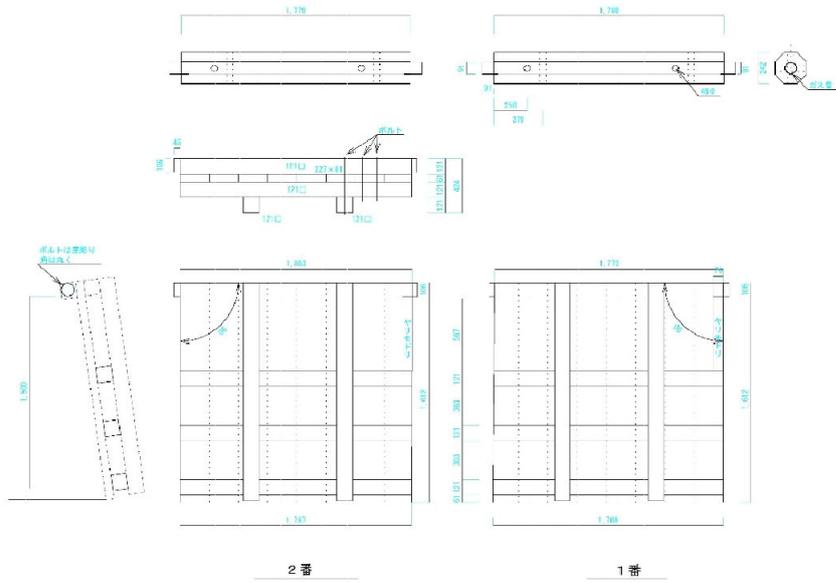


③西面断面図



④東面断面図

山陽小野田市 浜五挺唐樋 地内



※1尺 = 303mmで構築 5枚五入した

業務の名称	国史跡周防藩干拓遺跡高治開作浜五挺唐樋 三次元写真測量業務委託		
図面名	招き戸 滑車 (ロクロ)		
作成年月日	令和 4年 12月 9日		
縮尺	1 : 25	図面番号	
会社名	有限会社瀬口事務所		
事業者名	山陽小野田市		

1 縦分材料

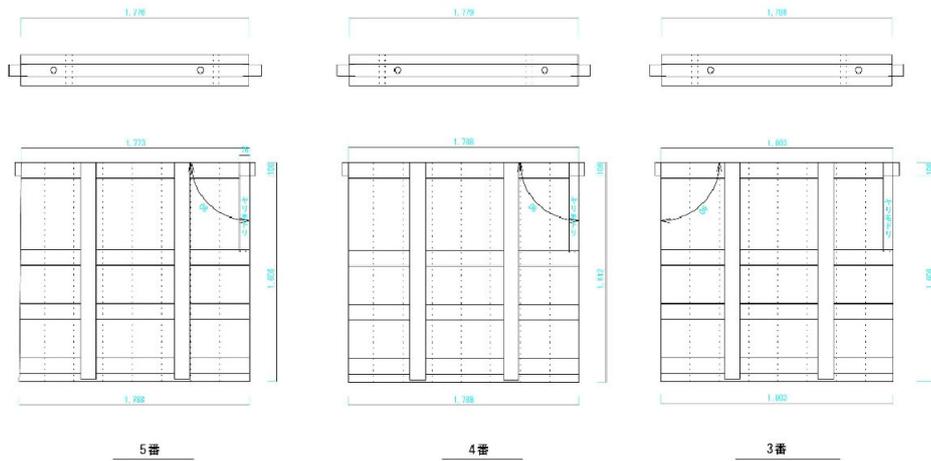
角物	121 × 121 × 2,000	7本
縦物	227 × 81 × 2,000	8本
番上げ	242 × 242 × 2,000	1本

1 縦分取付金物

径丸12mm	430mm	2本
	330mm	12本
	210mm	36本
カスガイ	9mm	3丁
釘		少々

WR0421-022

山陽小野田市 浜五挺唐樋 地内



業務の名称	国史跡周防藩干拓遺跡高治開作浜五挺唐樋 三次元写真測量業務委託		
図面名	招き戸 滑車 (ロクロ) 2/2		
作成年月日	令和 4年 12月 9日		
縮尺	1 : 25	図面番号	
会社名	有限会社瀬口事務所		
事業者名	山陽小野田市		

WR0421-022

⑤招き戸

史跡周防灘干拓遺跡高泊開作浜五挺唐樋保存活用計画

令和6年(2024)3月

発行 山陽小野田市教育委員会事務局社会教育課

〒756-8601

山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号

TEL 0836-82-1203
